

平成17年12月飯島町議会定例会議事日程(第1号)

平成17年12月9日 午前9時10分開会・開議

議事日程

開会(開議)宣告

議事日程の報告

町長議会招集挨拶

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 飯島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第 5 第 2号議案 課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第 3号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 4号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 第 5号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 第 6号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 第 7号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 第 8号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 第 9号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 第10号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 第11号議案 上伊那郡町村公平委員会組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第15 第12号議案 上伊那郡町村公平委員会組合の解散について
- 日程第16 第13号議案 上伊那広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第17 第14号議案 上伊那圏域水道水質管理協議会を設ける地方公共団体の数の減少について
- 日程第18 第15号議案 上伊那圏域水道水質管理協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第19 第16号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第20 第17号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第21 第18号議案 教育委員会委員の任命について

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平澤 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
飯島町教育委員会	建設水道課長 松下一人
	教育長 大沢利光
	教育次長 北沢正文

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美  
書 記 小林 美恵

## 本会議開会

開 議 平成17年12月9日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。  
ただいまから、平成17年12月飯島町議会定例会を開会します。  
議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いいたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。  
開会に当り、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 議会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成17年11月28日付け飯島町告示第51号をもって平成17年12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にも関わらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。  
さて、本年も余すところわずかとなってまいりました。顧みますと国内では郵政民営化問題の議論が高まる中、郵政民営化法案が否決をされたことに伴い、小泉首相は衆議院を解散を選択し、続いて行なわれた衆議院議員総選挙で改革を前面に打ち出した小泉自民党が絶対安定多数を得て圧勝をし、首相指導の構造改革が行われていることは皆様ご承知のとおりでございます。また、現行憲法を大幅に改正する自民党憲法草案が示されました。これからは国民全体での憲法議論が高まることと思います。さて、近くではアスベスト被害問題や耐震強度偽装問題と住民の生活と健康を不安に陥れる大きな問題が立て続けに発生をいたしました。また、最近の広島や栃木の女子児童殺害遺棄事件などをはじめ痛ましい事件が後を絶たない1年でもございました。しかしながら天皇家の長女紀宮様の結婚など暖かい出来事も多くございました。国際的には10月8日に発生をしたパキスタンカシミール地方の地震では幼い子供を含む多くの人たちが犠牲になり、冬を迎えて心配をしておるところでございます。りんご研修に来ていただいた皆さんのムルフン村はこの地域の更に奥にございまして一時連絡がとれずに研修受入れ農家の皆さんをはじめ多くの町民の皆さんが心配をしたところではありますが、幸いにも被害は極めて少ないということがわかってまいりました。一安心をしておるところでございます。一方飯島町においては、2月に住民の皆さんが自立の町を選択をし、町民との協働による持続可能な町づくりの基礎づくりを始めた年でもございました。さて、平成18年度の予算編成であります。12月2日に予算編成会議を開催をし着手をしたところでございますが、国が進める三位一体の改革は政府自民党合意により地方に3兆円の税源移譲が決着をしたものの、中山間地域で課税客体が脆弱な自治体ではどれほど期待ができるかがいまだ不透明でございます。また、地方財政計画で歳出総額が更に圧縮をされることや、地方交付税も減額を予想をされ加えて歳入の基本となる町税も増加が見込めない状況であり、一般財源の確保が益々厳しさを増すこととなってまいります。来年度の予算編成にあたっては自立決定後最初の予算平成であると同時に長期構想の後期5カ年の初年度でもございます。そこで飯島町ふるさ

とづくり計画実践書及び実施計画に基づきまして内なる改革から一步踏み込んで住民の理解を得て町民にも痛みを分かち合っていたく大胆な行政改革を行なう一方で予算を重点配分するメリハリの効いた町づくりの予算となるように職員の英知と努力を結集をし、最大限の創意工夫を行うよう指示をいたしましたところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件3件、補正案件が7件、人事案件1件、その他案件7件の計18件であります。いずれも重要案件でありますので、何卒慎重なご審議をいただき適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会議集のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

議 長 日程第1 会議録の署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番 平澤晃議員、5番 森岡一雄議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。  
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員 会期の報告をいたします。去る11月28日に議会運営委員会を開催し、会期につきましては、案件の内容からいたしまして本日12月9日より12月19日までの11日間と決定いたしましたのでご報告いたします。

議 長 お諮りします。  
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間としたいと思います。

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)  
異議なしと認めます。したがって会期は本日から12月19日までの11日間とすることに決定しました。

事務局長 会期の日程については、事務局長から申し上げます。  
(会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。まず陳情等の受理について報告いたします。本日まで受理した陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。会議規則第92条の規定によりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。次にお手元のとおりの例月出納検査報告、定期監査報告がされております。次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第1号議案長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、長期継続契約を締結することができる範囲を定めるための条例を制定するものであります。地方自治法第234条の3で長期継続契約を締結することのできる範囲が規定をされ

ておりまして、契約できる範囲は従来までは電気、ガス、水の供給者もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限られておりました。今回自治法の改正及び本条例の制定によりまして翌年以降にわたって物品を借入または役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたって契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすものにまでこの範囲を対象範囲が拡大をされることになるという内容のものでございます。担当課長から補足の説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

企画財政課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番

大体内容は理解するわけですが、長期契約の長期とは何年くらいのことを意味するかお願いたします。

(森岡議員)

企画財政課長

厳密な契約の規定はございませんけれども、機器のリースでありますれば概ね5年ぐら

議長

いが考えられるものと思います。

議長

他にありませんか、

議長

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長

これから討論を行います。討論はありませんか。

議長

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

第1号議案 飯島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決し

議長

ます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議長

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第5 第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第2号議案課設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。当町では昨年平成16年の9月に飯島町ふるさとづくり計画を策定をいたしまして、現在この計画に基づいて大規模な行財政改革を実践推進をしているところでございます。行政組織機構の改革はふるさとづくり計画の中でも極めて重要な改革と位置付けをしておりまして、様々な慎重かつ真剣な議論検討の経過を経て本日ここに提案をするものでございます。今回の組織機構改革に関する基本的な考え方でございますが、近い将来職員数を100人体制をすることを前提といたしまして、1つには簡素で効率のよい組織、1つには職員同士が連携協力しやすい大課制・大係制の導入、そして1つとしても町民からみてわかりやすい組織を基本としてこの改革、組織改編を進めるものでございます。改革の内容につきましては、まず事務所の移転であります。現在の産業振興課を本庁舎の中に移動をいたしまして、教育委員会は文化館の会館の中へ一箇所にとまとめることといたしております。また、現在の農村環境改善センターの一部は近い将来農村保健セン

ターとして利用できるように検討をしてみたいと考えております。次に各課の組織の見直しにつきましては、町長部局の現在の6つの課を2課削減をいたしまして4課といたします。係の数は教育委員会を含めて現在の28係から9係削減をして19係に大幅に削減をするものでございます。職員は今後少人数となる職員体制の中で特定の枠の中だけでの業務でなくて、同じ係内や係内の業務や同じ課内の業務を相互に協力支援をしながら予想される多くの行政課題に対応をしていくこととしたいと考えております。今後は住民との協働の町づくりの中で町民の皆さんにも地域づくりの一部を担っていただくことといたしまして、持続可能な町づくりを進めていくこととなりますのでぜひ町民の皆さんのご理解とご協力を改めてお願いをしたいと思うわけでございます。詳細につきましては、担当課長から補足を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

企画財政課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番

(織田議員)

平成16年の9月に設定された飯島町ふるさとづくり計画に沿った機構改革ということと内容については、自立が定まった段階からこうしたことが想定され承知しておりますが、新しい係ができたりまた課の大課制いわゆる大係制となったわけでありまして、それでひとつ先程町長の提案説明にもありましたが、これは今申しましたふるさと計画に沿った大規模な改革で町民にも協働を担ってもらおうとそういう部分があり、また職員には相互に協力し合って連携しながらやってもらうというような趣旨の説明がありました。そこで町民に協働を担ってもらおうこうした係が減ることによって町民の皆様は役場へ来られて不便を感じてはなりませんので、こうした内容についての案内具体的な町民の皆さんへの対応ということ、それから具体的にこうなりますと町民の皆さん方に一部を担ってもらうようなことも出てくるということで、この組織改革の中で町民の皆様にも担ってもらう協働を担ってもらうという部分はどのような部分に具体的なものとすればあるかそんなようなところをもしお考えがございましたらお伺いしたいと思っております。その1点と新しく設けられた民税係が今までの民税係が税務とそれから収納対策担当に分かれておりますが、監査の指摘にも今回もありますし、今までもありましたが収納率の向上ということで大変意を配した課の設置かと思っておりますけれども、これの内容についてももう少し詳しい内容がわかればお願いしたいと思います。その2点についてお願いいたします。

町長

慎重にまた色々な方面から検討をし、また行財政改革を進めていく上でのスリムな行政機構勿論でありますけれども、更に加えて今お話しもございましたような色んな収税の問題だとか、これからの町づくりの問題、それから危機管理のこれからの対応の問題と非常に多くの課題も抱えておるわけでございますので、部内ではそうした面を根本的にひとつ研究をしてひとつ練り上げたのがこの案でございますので、そうしたメリハリのついた行政機構をぜひ実施したいというふうにしてあります。これについての住民への浸透利便性が損なわれることの無いようにということで当然のことといたしまして、これからそのためにこれを今約4ヶ月余り前にもってご提案をして期間をもって段々にひとつ住民にもPRをして広報有線勿論でございますけれども、色々な機会の中でそのことに触れてま

た図式的にもわかりやすいようなPRにぜひ努めていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。この組織の問題ばかりではなくてこれからの協働の町づくり汗と知恵を出し合っという大前提があるわけでありますから、このことについては今までも色んな地元懇談会の中でも新しい中期総合計画まだ策定途上で今基本構想審議会を中心に検討いただいておりますけれども、一例として色々申し上げてきておりますが、最終的にそこからの報告をもって4月以降じゃあピシッとこのこととこのことがすべて100%分担というわけにはまいりません。少しずつ時間をかけながらこの役割分担というものを住民の皆様方にぜひお願いしたい部分も段々にひとつ煮詰めながらお願いをして少し時間をかけてやっていくべきものであるというふうに思っております。それから以下のことについては担当の方からご説明します。

助 役 収納対策担当についてのご質問でございます。ただいまご質問にもありましたとおり大きな課題として公金の徴収率を上げるというものがあるわけございまして、先程提案説明にもありましたとおりその専門の部署ということで新たに収納対策担当を置くことになったところでございます。係ということでなくて、担当という呼び名にしてございますが、いわゆる係ほどの大勢の人数を配置する部署というわけにはまいりませんので、新しい試みということで収納対策担当ということで位置付けをいたしてございます。ご承知のとおり税のことはもとより町の公金として大きな要素を占めております水道料、下水道料それから保育料ですね、その他住宅料等すべてについて収納対策を一元化したいという試みでございます。そういうことでございますので、主体といたしましては係長級の担当職員の配置並びにまたこの収納の非常に動きやすい体制が今までも確保できなかったということが事実でございますので、そういうことに一応考慮しながらそれに若干の嘱託職員等も配置を考えているところでございます。そうした体制のもとに各課とそれぞれ個別のいわゆる収納対策の実を上げる連携をとるために今までどおり各課との収納のいわゆる町内の連絡機構というものを更に充実をしてみたいとこんなふうに考えておるところでございます。なお、具体的な人数等の配置等につきましては、現在検討中ございまして、現段階ただいま申し上げましたことぐらいのことで更に煮詰めていきたいとこんなふうに考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。  
10番 機構改革に伴ってその町内の課の配置等も考えておるのかどうか、特に住民との接する機会が多い課はなるべく住民が来やすいというか、入りやすいそういうところに設置をするような考えはあるのかどうか、それからとかく言われておりますけれども、町長室が南の方だとか助役の部屋がとかいうそういうことも町民から出ておりますけれども、そういうことまでこの時点で配慮するのかどうかお伺いをいたします。

町 長 住民窓口一番大事な部分でございますので、十分その辺を配慮して基本的には現在の窓口が中心になるかと思っておりますけれども、またその配置につきましては、更にまた実施までに十分配慮したかたちで検討してみたいと思っております。なお、町長室、助役室の位置の問題であります。庁舎建設以来4年目に入りました。色々ご意見があるかと思っておりますけれども、新しいまた町長助役とのこの対話との機会も増やしたり、色んなかたちを広げ

たりということで今やってまいりまして、若干2階と1階というようなことの中でありませけれども、お年寄りあるいは障害のお持ちの方それぞれ直接にお話に来ていただく機会も段々増えてきております。エレベーターもあるというようなことの中から全体的な構造の中でももう少し現在のところ今の状態で続けていきたいというふうに私は思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。  
6番 職員の今度の係の中では職員の連携ということをすごく大事されていくということな  
(三浦議員) んですけれども、具体的にもう少し例をとってこんなふうなところで連携をしながらやっていくというようなことをお答えいただけたらと思います。

町 長 職員の連携ひとつの仕事に向かって課単位、係単位で中心に処理をしていくことになるわけでありませけれども、今までややもするとその係が細分化というか専門化独立化というような部分もございまして、ひとつの住民の皆さんが例えば見えたときにその係以外のことはなかなかちょっと熟知してないためにご迷惑をかけておるといような部分もかなりあったのではないかとこのように受け止めております。大きくなればすべてそれが解決するというわけにはいきませけれども、少しでもその垣根と言いますか所管を広げてですね、課長を中心になってその部分はやっぱり専門外のことは薄くはなるかもしれせんけれども、ある程度のことはお答えできて処理ができるようなかたちにその連携をとっていきたいということの狙いがこのひとつの大課制大係制の中に含まれておるといふうにご理解いただきたいと思っております。

議 長 他にご質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっております第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例につきましては、総務産業委員会へ付託をしたいと思っております。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

日程第6 第3号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第3号議案飯島町営水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。改正条例の内容は水道料金の改定でございます。今回の水道料金の見直し改定につきましては、平成13年の12月に現行水道料金に改定をして以来4年を経過いたしました。長期的な財政見通しの中で財政計画に立脚した料金改定が必要であるため、来年の4月にこの改定をもってお願いしたいというご提案でございます。内容につきましては、地方公営企業としての水道運営の原則に立ちまして今後更に経営努力を重ねながら水道財政の現状と見直しを勘案しつつ、慎重審議をいただいた水道運営審議会の答申に沿って平均3.6%の改定をお願いするものでございます。細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い

建設水道課長  
議 長  
4 番  
(平澤議員)

い申し上げます。  
( 補足説明 )  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
ただいま説明ありました 3 年の見直しが今回は 4 年目の見直しということでござい  
ます。非常に色々の会計を見たときに水道会計はこの一般会計からの繰出金が本当に増加傾  
向にあるわけでございます。それで今後益々一般会計を圧迫することが一応懸念されるよ  
うな状態にあるわけでございますが、この引上げによりましてですね、長期展望に立って  
この確たる財源見通しがあるのかどうか、それからまたただ今行なっている老朽石綿管で  
すね、これの布設新設事業のこの進捗状況もこれも合わせて一応この検討してあるのかど  
うか、その 2 点についてお伺いいたします。

建設水道  
課長

財政見通しでございますけれども、今繰越欠損金の累計は 4 千万余の累計があります。  
繰越があります。その関係につきましてこの関係今料金改定をしますと、だいたい 3 年後  
にはある程度の繰越がなくなるという状況の見通しを立てております。それで老朽石綿管  
の布設でございますけれども、現在約 24,000m ですか、4,000m の布設が石綿管の布設が  
あります。だいたい全体で 17% の布設であります。それがだいたい下水道との事業を合  
わせて約年間 1 割ぐらいの布設替えができていう状況でございますので、下水道の  
事業につきましては、あと平成 23 年から 25 年を目途に下水道が終わっていくという状  
況でございますので、その中である程度の布設替えができるという状況でございますの  
で、それも見込んでこの改定をしておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。以上  
でございます。

議 長

他に質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっております第 3 号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例に  
つきましては、総務産業委員会へ審査を付託をしたいと思います。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第 3 号議案は総務産業委員会へ審査を付託することに  
決定いたしました。

日程第 7 第 4 号議案 平成 17 年度飯島町一般会計補正予算(第 4 号)を議題といた  
します。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第 4 号議案平成 17 年度一般会計の補正予算第 4 号について提案理由の説明  
を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ  
2 億 1,679 万 2 千円を増額をし、歳入歳出それぞれ 45 億 4,284 万 6 千円とするものでご  
ざいます。今回の補正につきましては、地域総合整備資金貸付事業及び職員の人事異動と  
給与改訂に基づく人件費の減額が中心の補正でございます。歳出の主な内容といたしまし  
ては、まず総務費では平成 18 年度からの組織機構改革および事務室の配置換えに伴う庁  
舎事務の一部改造と電話施設工事に要する費用を計上をいたしました。民生費では老人保  
健医療特別会計の医療給付費の増加や福祉医療費給付費の増加に伴う増額補正及びコモ

ンズハウス支援事業の補助金を計上いたしました。商工費では地域総合整備の資金の貸付  
事業といたしまして、誘致企業に 2 億円の貸付金を計上をいたしました。また教育費につ  
きましては、教育委員会事務局移転に伴う文化館の一部改造工事や今回多くの方々からご  
寄付をいただいておりますので、寄付者の意向に基づきまして小中学校等の備品などに充  
てるための補正を計上いたしました。この他職員の人事異動と給与改正等に基づく人件費  
の補正でございます。その他補正予算の内容及び細部につきましては、担当課長からそれ  
ぞれに説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願いを  
申し上げます。

議 長  
企画財政課長

引き続き関係課長より補足説明を求めます。  
( 補足説明 )  
(以下、総務課長、住民税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育  
次長、議会事務局長、補足説明)

議 長  
9 番  
(宮下覚一  
議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
何点かお尋ねしたいと思います。まず 16 ページのですね、コモンズハウスの関係でご  
ざいますけれども、すいません 18 ページのですね、この町の負担 250 万でございますけれ  
ども、これで確か 3 件目だと思いますが、この 250 万の性質につきましては、国県から補  
助金があるからそれに見合って町も負担しなければならないお金なのか、その辺の性質を  
ちょっとお聞きしたいと思います。それから 22 ページの 2871 死亡獣畜取扱所の関係で  
すけれども、この事業をすることによって今後の見通しですね、何年くらいこれでもつ  
か、その辺の関係ですね。それから 27 ページの落石防止対策工事この方法内容ですね、  
どんなことをするのかということ、それから関連で大鹿の落石死亡事故の段階で県から指  
導があって町内調査したというふうに聞いておりますけれども、その結果と直接補正には  
関係ありませんけれども、町内のほかの危険箇所状況をわかりましたらお願いしたいと  
思います。それから融雪剤の関係でございますけれども、この時点の 100 万の増額はど  
ういう内容と言いますか目的、当初予算で当然みてあったと思ひますけれども、どうい  
うことでここで補正するのか、それと購入先についての選択それについてお聞きしたいと思  
ひます。

保健福祉  
課長

それではコモンズハウスの補助金の関係でございますけれども、これにつきましては、  
総額で 750 万ということでその 3 分の 1、250 万これは町からの支出になっております。  
これにつきましては、ルール化されておりますのでこういったかたちで最高 750 万円をこ  
れは町補助金として出すということでありまして、施設へ町の補助金として出すとこ  
う性質のものでありますのでお願いをしたいと思います。以上です。

住民税務  
課長

22 ページの死亡獣畜取扱い整備事業でございますけれども、これの天地返しをやるこ  
とによりまして今までの経過からみて通常であれば 7 年から 10 年ぐらいいはもつだろう  
ということ天地返しが終わりますと表裏ともいっばいになってしまいますので、その後は  
本格的に土を入れ替えてやらなきゃならないというふうに考えております。以上でありま  
す。

建設水道

それでは与田切の急斜面の手摺の巨石でございますけれども、この関係につきまして



課長 は、支保工でセットしてネットで落ちないようにすると、それでまたかい板というかどかすというかたちになると、あの斜面でそうするに撤去するという状況にならないので、今のところで支保工で落ちないようにするとそれでかい板をしたりということで、調査したところ 100 個近くありましたけれども、実際にセットそういう工事を行なうのが 30 個くらいをこの工事で支保工によりネットで落ちないようにする、またかい板をして落ちないようにするとかいう工事をします。そして原材料の融雪剤でございますけれども、当初 45 万の予算をもっておりますけれども、この冬を迎えましてほしい 45 万の 450 袋ということでありますけれども、これでは足りませんので 100 万もちまして 100 袋を見込んで 150 袋、全部で 150 袋の融雪剤を、1,000 円ですね、そうです。100 袋そうです。1,000 袋です。全部で 1,500 袋になるわけですね、を用意してするということでございます。またその塩カル融雪剤の関係についてはジャパンソルト見積りを取りましてジャパンソルトの方から購入するということでありまして。以上でございます。

9 番 コモンズハウスの関係でございますけれどもね、そうはいっても 250 万というお金を補助するということは非常に大きなお金であると思うんです。それで町は金は出すけど口は出さんという状態かなとは思いますが、聞くところによるとその町へきて施設についてですね、利用してある方入っておる方が町外の人が多いというふう聞いております。実態ちょっとわかりませんが、そういうことを町として全然口を出すとかそういう希望がですね、基本的に半分以上は町内の人達を受け入れてもらいたいかですね、そういう希望が言えるものなのかどうなのか、やっぱり町費をそこへ補助するにはやはり町民のための補助であってほしいというふうにあると思いますけれども、その辺の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

保健福祉課長 この補助制度でございましては、逆なケースもございまして飯島から中川の施設とかまた松川、駒ヶ根へ現に利用しているとかいう状況も現にございます。そういった中でこの条件的にきちっとするということはちょっと難しいということでもありますけれども、口頭でお願いは当然しております。以上でございます。

議長 他に質疑はありませんか。  
2 番 2 つほどお伺いいたします。まず内堀醸造さんへのふるさと融資ということで 6 月議会に資料をいただいたわけですが、その中の貸付対象事業とはということですね、4 つほど要件がありましてその 4 つの要件をすべて満たす場合にということになっておりますが、前にちょっと助役にお伺いしたときにこの中に 2 番に事業の操業開始にともない事業地内において 5 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものという部分で、前にも言っていたとは思いますが、この部分でまだ新しい部分があればお聞きをしたいですし、ぜひとも今後もプッシュプッシュという部分ではぜひとも地元の採用をしていただきたいということがまず 1 点ですね。それともう 1 つですが、先程も総務課長の方から一般職の給与についてですね、配置換えによってこう上限があるとあっつたんですが、29 ページのですね、町営住宅管理費というところが補正前は 761 万と、で補正が 614 万 8 千ということは倍近いということになっているわけですね、これはただ単にその配置換えによってこれほど増えるものなのか、ちょっと私には疑問に思うものです

からその辺についてご説明をいただけたらと思います。以上です。

企画財政課長 ふるさと融資に関わる立地企業の要件今お話になったとおりでありまして、こちらへ提出されている書類の中では、新規雇用 10 人というふうになっております。10 人。

総務課長 ご質問の町営住宅費の人員費の増額の関係でございますが、職員の人事配置それぞれ 4 月 1 日付で発令をし、あるいは年度内に異動等もございまして。それで若い職員を配置しておるときには少ない金額で済むんですけども、そこにある程度の経験年数をもった職員が行った場合あるいはそこで支出をする人数等の変更があった場合そういった場合等で考えられてくるということの変更があった場合そういった場合等で考えられてくるということであろうかと思っております。町営住宅の管理費については、職員のそういうことで配置換えで給料の必要という職員が配置換えでその位置に行ったというようなことでこういう現象が出てきているということでご理解いただきたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。

11 番 機構改革で農村環境改善センターから産業振興課がこちらに来るということで、そうしますと農村環境改善センター当面将来的には町長の言葉によりまして、農村保健センターというようなお話を承りました。将来的とかそういうような言葉の表現ありましたけれども、その後の管理と環境改善センターどういうふうになってこの管理費なんかどういうふうになるか、それから教育委員会関係ですが、先程多額の特殊寄附をいただいてということで寄附者の意向に沿った使用の使い方を考えるということで大変この教育費等に使われること大変結構かと思っております。それでその中で小学校、中学校に備品購入図書等たくさんの方の楽器等の説明がありました。それは大変ありがたく結構なことではございますが、共通して自動体外 A E D 体外除細動器に関しての配置の内容がありました。この 1 つのこの機材というものがどくらい金の予算のものかということをお聞きいたします。それから具体的にこの内容について学校にすべて使用というものについて一切任せしめようのか何かこの使用についての特別な資格がなくても医療行為以外でもできるようになったという説明でしたが、この内容についてこの機械の管理使用の実際にあたっての使用だとそんなようなことについてその 2 点をお伺いいたします。

助役 機構改革に伴います保健センターの当面の管理体制ということでございます。農村環境改善センターですね、失礼いたしました。現農村環境改善センターでございます。将来的にはですね、この保健センター的な機能というようなことで考えておるわけですが、当面の間は多目的の研修、集会施設というような位置付けで考えておるところでございます。したがって現況と同じようにですね、庁舎の一部ということで町の一般会計町の直営ということで庁舎同様に管理をしてみたいとこのように考えております。

教育次長 自動除細動器の関係でございます。これにつきましては、近々の例ではこの間行なわれました博覧会におきまして会場によって非常に効果を発揮したということで、情報によりまして約 4 名の方が期間中を通じましてこの機器によって命を救われたとかいうような情報があるわけでございます。学校関係につきましては、例えばクラブ活動によりましてボールが胸に当たったために心臓が停止してしまったとかんなような事項も報告されておまして、そういったときにこういった機器がありますと非常に効果を発揮するということ

でございます。ただし、これにつきましてはこの機器を使うだけではなくてやはり心臓マッサージとかそういった技術を習得していくことが必要であるというでございます。教育委員会では現在各学校に対しまして救命講習を職員に義務付けております。講師につきましては、伊南消防署の職員をお願いしております。そういった中で消防署の方からもこのAEDの設置についてぜひ設置をしてほしいとこういった依頼文も来ておる状況でございます。これは先程もお話を申し上げましたが、31万5千円という値段でございます。ただしこれは特別価格でございます。通常購入しますとこれはピンからキリまでやはり機器があるわけでございますけれども、なるべくガイドラインで使いやすいものということで検討いたしました。通常では60万くらいの機器ではないかというふうに考えておりますが、この取扱いにつきましては、したがって先生方に講習を受けていただいて常に仕える状態にしておくという必要があるとございます。そういったことも今後の中で計画をまいりますし、現在既に消防署の方で今年度の講習の中でこの機器を使いまして講習も行っておりますので、この使用それから管理につきましては、学校の方へ全面的にお願いをしていくというかたちになると思います。以上でございます。

議長  
6番  
(三浦議員)

他に質疑ありませんか。  
ただいまAEDの説明があったわけですが、色々な行事とか大勢集まるときがありますね、そういうときに設置されているところからお借りをしてそういう対応できるようにするとかというようなそういう臨機応変な対応というのは今後考えていかれるでしょうか。それともう1つコモンズ支援金の宅幼老所の話がありましたけれども、確かに250万という町費をそこに投入するわけですので、ぜひ協働の町づくりということでこれから協働しながらそういう福祉の部分でもやっていかなきゃならないことですので、投資した施設については時々顔を出したり協働しながらお互いに町づくりができるようなそういう工夫をしていただきたいと思っているんですけれど、今どんな状況でそういう施設との関わりをもっておいでになるのか、今後どのようなお付き合いとか交流をしていくのかという点についてお聞きをしたいと思います。

教育次長

今回購入するものにつきましては、学校を優先させていただきたいと思っておりますので、ただし学校が休み等のときに空いている場合には当然貸し出しということも考えられます。しかしこういった機器でございますので、その取扱いについては熟知をしておいていただく必要がありますし、単なる機器を貸し出して大会の会場においていただけでは価値がありません。したがってそういったものについてそういった講習を受けられた方がいるとかそういった状態の中で利用は最大限に図っていきたいというふうに考えております。また先程申し落としましたけれども、これはあくまでも救急車が来るまでの間にこの処置を行なうことによって救命が図られるという機械でございます。消防署の方でも当然この機械を救急車に積んでおります。したがってそういった処置を早くすることによる救命措置でございますので、よろしくお聞きいたします。

保健福祉  
課長

町内の施設との関わりはどのようなかということでありまして、これにつきましては、現在では連絡会議等をしております。つい11月の末でありますけれども、施設の代表の皆さんお集まりいただきまして意見交換等をしております。そういったことでそれ

ぞれの悩みとかこういったことについて情報交換したり、また解決の方法等について研究をすることでこういう場を設けていますのでお願いをしたいと思いますし、また民生委員等による施設の訪問こういったようなことも実施をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長  
10番  
(松下議員)

他に質疑ありませんか。  
えらい技術的なことをここで議論する場じゃないんですが、そのネットランチャーというものを使用しなきゃならないような今までにその事例があったのかどうか、そういうこともちょっとお聞きをしたいと思っております。

教育次長

当町においてはございません。全国的にはネットランチャーを使用して実際に現場にあたったということは現在聞いておりませんが、当然学校内における殺傷事件というのは今までの新聞報道で発表されておりますし、特に飯島の学校等につきましては、周りを防護してないわけでございます。いつ何時どこからそういった犯人が侵入してくるといったことはそういった防衛上でいけば地区の皆さんのご協力をいただいて監視をしていただく以外にネットで全部囲って門を閉めておくというようなことはできませんので、そういった族が進入したときのための対処機具とかたちでございます。これにつきましては、配置のデモ機を持っていただきまして実際にそういった訓練を行なうということで対処する予防機具とかたちでございます。これについては、昨年の何月頃でしたか、テレビ等でこういった機器があるという報道がされておりますので、ご覧になった方もいらっしゃるかと思います。

議長

他に質疑ありませんか、  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第4号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第4号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第4号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで休憩をとります。再開時刻を11時15分といたします。休憩。  
午前10時59分 休憩  
午前11時15分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開します。  
日程第8 第5号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第5号議案平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、職員給与の改正によりまして人件費分2万1千円を減額をして、歳入歳出それぞれ8億5,789万7千円とするもの

でございます。ご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第5号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議はありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第5号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第9 第6号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第6号議案平成17年度介護保険特別会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、平成17年度の人事院勧告に伴います職員手当等の人件費にかかります費用及び旅費、役務費の一般管理費にかかります費用、また介護認定にかかります調査費負担金を補正をさせていただくものでございます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95万1千円増額してそれぞれ7億3,784万9千円とするものでございます。ご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第6号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第6号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第10 第7号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第7号議案 平成17年度老人保健医療特別会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、この3月以降の老人保健におきます医療給付費の増大に伴います医療諸費と財源であります支払基金交付金額の増額補正を行なうものでございます。特に医療給付費は3月から9月までの入院件数が前年度同期比に比べて

27%増加し、1件の費用額が100万を越える医療費も数件ございまして、この増に伴いまして当初の予算額を超える給付をいたしてまいりました。したがって予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,546万2千円を増額をして歳入歳出それぞれ10億8,630万6千円とするものでございます。細部につきまして担当課長から補足して説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第7号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第11 第8号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第8号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、職員の給与による改正による補正でございまして、この補正により補正額18万3千円を増額して総額で8億704万3千円とするものでございます。ご質問によってご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第8号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第12 第9号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。



町長 それでは第9号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、職員の人事異動及び給与改正による補正でございます。この補正によって補正額305万2千円を増額して総額で2億2,571万9千円とするものでございます。ご質問によってお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第9号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第9号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第13 第10号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第10号議案 平成17年度水道事業会計補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、職員の給与の改正等による収益的収支に関する補正でございます。この補正によりまして補正額159万7千円を減額をし、収益的支出の予定総額を2億499万3千円とするものでございます。ご質問によってお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第10号議案 平成17年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第10号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第14 第11号議案 上伊那郡町村公平委員会組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について  
日程第15 第12号議案 上伊那郡町村公平委員会組合の解散について、以上日程第14 第11号議案及び日程第15 第12号議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 一括議題とされました第11号議案、第12号議案について提案理由の説明を申し上げます。まず第11号議案 上伊那郡町村公平委員会組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。平成18年3月31日付で伊那市、高遠町、長谷村が合併し新たな伊那市が発足することに伴いまして高遠町及び長谷村が当該組合を脱退することになりまして組織地方公共団体数の減少について承認を求めるところでございます。また、次の第12号議案でこの組合の解散についてご提案するところでございますが、当該組合の解散による事務の承継団体を上伊那広域連合と定めるものでございます。次に第12号議案 上伊那郡町村公平委員会組合の解散については、昭和26年に当該組合を設立以来郡下町村の公平委員会事務を共同処理をしまいたところでございますが、この度の市町村合併をはじめとする社会情勢の変化に伴いましてこの組合を平成18年3月31日をもって解散するものであります。以上2件の事案について当該組合より協議がありましたのでここに地方自治法の規定により議会の議決を求めるところでございます。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第11号議案 上伊那郡町村公平委員会組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第11号議案は原案のとおり可決されました。  
次に第12号議案 上伊那郡町村公平委員会組合の解散についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第12号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第16 第13号議案 上伊那広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第13号議案上伊那広域連合を組織する数の増減及び規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。平成18年3月31日付で伊那市、高遠町、長谷村が合併し、新たな伊那市が発足することに伴い上伊那広域連合からこの組織する地方公共団体の数が10市町村から8市町村に減少することについての協議がありました。合わせて広域連合議会議員定数の減員を行い、更には18年4月1日から上伊那土木振興会の業務を上伊那広域連合へ移行することに伴う所要の規約変更について協議がございました。この協議につきましては、地方自治法の規定により関係地方公共団体の議会の議決が求めるものでありここにご提案をする次第であります。広域連合規約の変更の細部につきましては、担当課長が

らご説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

企画財政課長  
議 長 (補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第13号議案 上伊那郡広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17 第14号議案 上伊那圏域水道水質管理協議会を設ける地方公共団体の数の減少について

日程第18 第15号議案 上伊那圏域水道水質管理協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、以上日程第17 第14号議案及び日程第18 第15号議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 一括議題とされました第14号議案、第15号議案について提案理由の説明を申し上げます。平成18年3月31日付による伊那市、高遠町、長谷村の合併に伴いまして伊那市、高遠町、長谷村が上伊那圏域水道水質管理協会から平成18年3月30日をもって一旦脱退をし、翌日3月31日に新たな伊那市が当協議会に加入することとなります。これを受けまして第14号議案をもって1市1町1村の脱退、また第15号議案をもって新たな伊那市の加入と、これに伴います規約の変更を行なうものでございます。以上2件の議案について上伊那圏域水道水質管理協議会から協議がありましたので、地方自治法の規定によりここに議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第14号議案 上伊那圏域水道水質管理協議会を設ける地方公共団体の数の減少についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に第15号議案 上伊那郡圏域水道水質管理協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19 第16号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第16号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。この組合に加入をしております高遠町及び長谷村が平成18年3月31日をもって伊那市と合併するために本組合を脱退することを認め、これに伴い議員定数を減少すること、及び当組合が事務局をしております上伊那郡町村会が平成18年3月31日をもって解散することにより平成18年度以降については、下伊那郡町村会に事務局を引継ぐよう規約の変更が必要となり、地方自治法の規定により協議がございました。つきましては地方自治法の規定により議会議決が必要となりここにご提案を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第16号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20 第17号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第17号議案について提案理由のご説明を申し上げます。ご議決をお願いする事項につきまして1から6までがでございます。いずれも市町村合併に伴いまして長野県市町村自治振興組合にかかる組織市町村の加入脱退を認めていただくようご提案申し上げます。まず項目1では、平成17年10月1日付で次の市町村合併がありました。下伊那郡上村と南信濃村が飯田市へ編入合併、南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び東筑摩郡明科町が合併、安曇野市が発足、小県郡長門町と和田村が合併し長和町が発足、上水内郡牟礼村と三水村が合併し飯綱町が発足、次に項目2であります。平成17

年10月11日付で東筑摩郡本城村、坂北村及び坂井村が合併し筑北村が発足しました。項目3については、平成17年11月1日付で木曾郡木曾福島町、日義村、開田村及び三岳村が合併し木曾町が発足をしました。項目4につきましては、平成17年1月1日付で北安曇郡八坂村及び美麻村が大町市へ編入合併し、また下伊那郡浪合村が阿智村へ編入合併します。項目5では平成18年3月6日付で上田市小県郡丸子町、真田町及び武石村が合併し新たな上田市が発足をいたします。項目6につきましては、平成18年3月31日付で伊那市、高遠町、長谷村が合併し新たな伊那市が発足します。以上の市町村合併に伴いそれぞれの合併期日をもって2市8町18村が長野県市町村自治振興組合を脱退し、3市3町1村が加入することにより同組合を組織する市町村数が102市町村から81市町村に減少することになり、この度市町村の合併の特例に関する法律並びに地方自治法の規定による協議がございました。これにより地方自治法の規定により同組合を構成する関係地方公共団体の議会の議決が必要となりここにご提案を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第17号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第17号議案は原案のとおり可決されました。

ここで大澤教育長の退席を求めます。

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

議長

再開いたします。

日程第21 第18号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

議長

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第18号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては、現在教育長を務めていただいております大澤利光さんがこの12月25日をもって教育委員の任期が満了となります。後任委員といたしましてこれまで1期4年間飯島町教育長として務めていただきました大澤利光さんを引き続き教育委員として任命をいたしたく議会同意をお願いするものでございます。現下の山積をする多くの教育課題に対処していただく委員として人格、識見、経験ともに最適任と考えてお願いをするものでございます。何卒全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提

案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから第18号議案 教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立をもって行います。本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長

お座りください。起立全員です。したがって第18号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

議長

再開します。

ここでただいま同意されました大澤利光さんから挨拶をお願いいたします。

教育長

ただいまは私を教育委員会委員に任命していただきまして大変光栄に存じます。ありがとうございました。現在教育現場におきましては、非常に多くの重大な課題を抱えているところでございます。それぞれの課題を解決すべく教育委員として誠心誠意努力してまいりたいと思っております。何卒議員各位のご指導、ご鞭撻のほどを切にお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれでは散会といたします。ご苦労様でございました。

午前12時00分 散会

平成17年12月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

平成17年12月12日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 松下 寿雄議員

宮下 覚一議員

内山 淳司議員

竹澤 秀幸議員

平澤 晃 議員

宮下 寿 議員

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平澤 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明
	総務課長 箕浦 税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英司
	保健福祉課長 米沢 長実
	産業振興課長 斉藤 久夫
	建設水道課長 松下 一人
飯島町教育委員会	教育長 大沢 利光
	教育次長 北沢 正文
飯島町選挙管理委員会 委員長 中野 健	

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美  
書 記 小林 美恵

## 本会議再開

開 議  
議 長

平成17年12月12日 午前9時10分

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配布のとおりです。

なお、通告により答弁者として飯島町選挙管理委員会中野健委員長が出席されております。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に質問を許します。10番 松下寿雄議員。

10番  
(松下議員)

それでは先に通告してあります3点についてご質問をいたします。

第1点は新年度予算と行政の運営についてお伺いをいたします。小泉内閣は小さな政府を目指すべく地方分権を掲げ三位一体改革による補助金削減、国税から地方税への税源移譲、地方交付税の見直し等を一体で行う、そして無駄な補助金をなくし税源移譲することで各自治体に合った事業を展開するようにするのが政府の考えであります。また、義務教育費国庫負担金の削減による地方自治体への負担増、医療制度改革による負担増、また道路特定財源を一般会計に編入も視野に入れた特別会計の整理統合も論議的になっております。財源不足による諸事業の改革に取り組もうとしているのであります。現在国と地方と合わせた借金は17年度末には800兆円になろうとしております。この借金を返すには向こう90年かかると言われております。一方当町においても、借金は58億余円となり厳しい財政状況であります。特にそのような情勢の中で借金を返済するにあたり将来世代の人口は少子化によって急激に減少していくものと思われまます。子供や孫の世代に大きな負担のつけを残すことは避けなければなりません。なお、財政が厳しい状況の中財政の大半を占める社会保障給付制度をはじめ国の諸施策等地方財政に厳格な規律が求められるだろうと思ひます。どうでしょうか。町の主要財源である地方交付税も先行き全く不透明な部分があります。臨時財政対策債等減額されるとも増額されることはあり得ない中、国の負債を減らしその分を地方自治体に税源移譲する一連の三位一体の改革の流れの中で、町民にも痛みが伴うことをきちんと説明をし、納得をしていただく必要があると思ひますが、町長どうでしょうか。国の改革施策の流れの中で新年度予算を組み立てるにあたりかなりの影響があるのではないかと懸念するものであります。そこで今回を重ねて策定されました中期総合計画であります。町民とともに協働の町づくりがスタートいたすわけではありますが、幾多の課題の中で新年度予算編成にあたり最も重視すべき行政運営は第一に財政の確保、確立であると私は考えております。政府は景気は上向きであると発表をされておりますが、地方は決して国が示すような状況ではなく、依然として厳しい経済情勢であると思われまます。少子高齢化が進み生産人口の減少の中、当町といたしましても最も主要財源である町民税、諸税の見通しはどうであるのか、また地方交付税の見通しについて、なお各種事業に対する補助金、交付金の状況等歳入面での内容に

についてお伺いをいたします。なお更に18年度一般会計、特別会計等のそれぞれの予算額のおおよその見込みについてもお伺いをいたします。それでは歳出面でお伺いをいたします。これからの町づくりの中で来年度の重点施策は何か、活性化対策を提言している具体的な取組みについては何か、社会環境、社会福祉政策等予算内容について、また商工観光と連携する地域産業の振興策は何か、特に新年度予算の主要事業としてその対応はどうかについてお答えをいただきたいと思ひます。歳出面で財政を圧迫する特別会計の繰出金について、国保、上下水道、老人医療、介護保険会計と各種会計の見込みはどうなるのか、さらに今後増額を余儀なくされると思ひます上伊那広域連合、伊南行政組合等新年度の見込みについてもお伺いをいたします。また、歳出面でいつも問題になります人件費、公債費、扶助費等行政改革のもとで削減しなければなりません。それらの改善策を図る必要があると思われまます。具体的にお伺いをいたします。いつも言われることであります。役場職員に対する住民の目は大変厳しいものがありますが、職員の意識改革の対応はどうであるのか、人事体制を含めお尋ねをいたします。以上、行財政運営と新年度予算に伴う諸施策の何点かについてお伺いをいたしました。町長、各課長よりご答弁をお願いいたします。

2といたしまして公共事業の入札方法についてお伺いをいたします。特に今回の東部保育園の建設に当りましての入札経過と内容についてお伺いをいたします。長年の懸案でありました3園統合による東部保育園建設事業もいよいよ着工の運びとなり保育園はもとより子育て支援センターも併設した施設ができますことは、今後の保育行政に対しても大いに期待するものであります。さて、公共事業の入札に当りましては、すべてを公表し競争が原則であると思われまます。特に今回の保育園建設に対する入札の経過をお伺いをいたします。設計金額に対しての落札率、また落札予定価格に対しての落札率についてお伺いをいたします。また、施設の内容についてもお伺いをいたします。国の次世代育成支援対策施設整備事業として子育て支援センターを併設しておりますが、その運営方法、町としての経済負担、また施設利用者の負担等具体的にお考えができておりましたらお答えをいただきたいと思ひます。

3番目といたしまして、町長就任前期の自己評価と後期の行政の姿勢についてお伺いをいたします。平成15年11月16日の町長選に当選されて以来、この12月で丸2年任期の半ばを過ぎております。この2年間を振り返り高坂町長におかれましてはどのような2年間であったのか、町政に対する行政運営はどうであったのか、町長としての自己評価、また町民の評価をどのように受け止めているのか率直なお気持ちをお伺いをいたします。顧みますればこの2年間は飯島町伊南4市町村においても歴史に残る激動の2年間であったと思われまます。伊南4市町村による任意合併協議会の解散、また飯島町まちづくり計画策定プロジェクトチームを設置し、持続可能なまちづくりの資料づくりを行っております。16年3月には公募委員を含めたふるさとづくり審議会を発足しております。また、それと並行して5月から7月にわたり耕地懇談会が開催されました。それには私達各議員も班を編成し参加をいたしましりました。各会場での意見要望等を町長は判断をされる中、またふるさとづくり審議会の答申等も踏まえる中で3市町村の法定合併協議会を立ち



上げ、協議を重ねてまいったわけであります。本年17年1月から2月初めにかけて市町村合併問題に関する耕地説明会が行われ、また続いて2月27日は投票方式による住民意向調査が行われました。結果は自立と決定をしたのであります。また、町としても17年度予算編成は自立か合併かの議論の中で、予算編成を組立てられたことは否めない事実だと思えます。そうした中で高坂町長就任以来庁内の組織機構改革を行っております。9課1局から6課1局1次長、また18年度からは4課1局1次長制へと移行する予定にもなっております。また収入役の廃止、特別職職員等の人件費の削減等かなりのスピードでできる限りの行政改革を行ってきたことに対して評価することは多々あったと思われませんが、町長としてのお気持ちをお伺いをいたします。また、新しい試みとして町民と町長のほっと懇談会、また町民の声制度、いいちゃんポストの設置等による行政に対する町民の方々の建設的なご意見等成果は同であったのかお伺いをいたします。また、職員による耕地担当制度もできておりますが、この制度がまだ住民に理解をされているとは思いません。この制度はやりようによってはかなりの成果が期待できるのではないかと考えられます。それには第一職員が積極的にやる気を起こすこと、これは受身ではだめだと思えます。おそらくこの耕地でも集金例会とかまた女性の方々の会合等もある耕地もあると承知をしております。そのような会合に出席し、町行政の情報提供また住民が今行政に何を求めているのか、住民とのパイプ役になるこれが耕地担当制度の趣旨ではないのではないのでしょうか。住民と接触することにより職員の意識改革もなお一層進むものではないかと思えますが町長のお考えをお伺いをいたします。せっかく作った制度であります。とかく今までは制度を作ればそれで終わりというようなケースも見られましたが、そのようなことがないように耕地担当制度のぜひ有効的な運用をお願いするものであります。どのようにお考えかお伺いをいたします。町では第4次総合計画の中期総合計画、後期5ヵ年2006年から2010年にわたる計画策定について審議をしております。今回計画策定にあたって今までと違う点、特に配慮した点は素案づくりから住民の方々に参加をしていただいたという大きな特徴があると思えます。まず1000人を対象とした住民意識調査の実施、素案策定委員の公募を行い基本構想審議会委員15人、素案策定委員として各種団体の代表、公募を含む10人、今回は新たに住民協働による素案検討分科会を設け審議をしております。1つといたしまして協働のまちづくり分科会、また人口増活性化対策分科会と2つの分科会に分かれ、それぞれ与えられた分野で検討を重ねてきたわけであります。7月20日より両分科会とも数回にわたり審議を重ねてまいり、10月12日に分科会としての素案を町長に提出をいたしております。中期総合計画施策大系として7章からなる大系を示し、地区別住民説明会を行ったところであります。私も飯島、七久保、本郷3地区に出席をいたしました。総じて出席者が少なく低調な説明会に終わってしまったのではないかと危惧をしております。4会場合わせた出席者は135人であったと承知をしておりますが、これで本当に住民の方々は自立これからのまちづくりの将来をどのようにしていくのか、住民と行政が1つになって取組んでいけるのか、この現状を見たときこれから町長この先どのようにして住民の理解をしていただくのかお考えをお伺いをいたします。また、今後後期2年間高坂町政をどのように進めていくのかをお伺いをいたします。先程も申し上げ

町 長

ましたが、中期総合計画も策定されいよいよ18年度から実施をされます。また、それと並行するかたちで飯島町ふるさとづくり計画も実施していくことになると思われませんが、そのときになって初めて住民の方々は「これは自立ということはえらいことだ」とおそらくそこで身をもって感じていただけるのではないかとそんなふうにも思っております。いくら前もって地区また耕地説明会、懇談会を行うからぜひ出席をと促してもなかなか出てきていただけないのが現状であります。そういう中で町民の声を聞いて合意を得て、行政を行っていくということは容易なことではないと思われ。自立のまちづくり、協働のまちづくりについて理解を得ることは大変なことだと思えます。しかし、行政は停滞するわけにはまいりません。住民の声を行政に反映して行うことは当然といたしましても、最終的には行政を掌るのは町長であります。またそこには議会制民主主義制度もあります。私達議員も住民の負託に応えるべく議員活動に努めてまいらねばと考えております。高坂町長に今後の飯島町の進むべき道は託されているわけですから、町民の声を声として聞く中で信念を持って行政に打ち込んでいただきたいものだと私は思います。今後2ヵ年におけるまちづくりについての抱負をお伺いをいたしまして第1回の質問を終わります。

それでは松下議員からいただきました3点の質問につきまして順次お答えをさせていただきます。と思います。

まず、新年度予算と行財政運営について、その1つとして国の三位一体による地方交付税あるいは臨時財政対策債、税源移譲、教育予算の削減等々予算編成上のこの影響それから今後の見通しはどうかという問題、また続きまして中期総合計画に基づいての新年度の具体的な施策と財源確保、予算をどう組立ててどう主要施策をしていくのかということについてお答えを申し上げたいと思えます。なお、最初にちょっとお断りしておきたいと思えますけれども、次期中期総合計画並びに18年度予算編成、今その策定作業を編成作業に入ったところでございまして、鋭意その作業を進めておるわけでございまして、特に18年度の予算編成につきましては、国が今年末に向けて国の予算の編成の中で我々地方に関する大変重要な部分について今最終的な調整に詰めがされておまして、今のところかなり不確定要素が多いということでございまして、それからもう1つは中期総合計画につきましては、今基本構想審議会の中で鋭意審議を重ねていただいておりますので、今日はこのお答えできる範囲内ということでひとつご了解をいただきたいと思えます。そこでお話のございましたこの三位一体の改革については、平成16年度から18年度までの3年間に4兆円程度の国庫補助負担金を廃止をして、縮減をして3兆円規模の税源移譲をして合わせて地方交付税の見直しを実施するというこのものでございまして、平成18年度はこの第1次改革の最終年度に当たるという位置付けになってございまして、地方交付税につきましては、数次にわたる地方歳出の見直し、抑制による改革が行われてまいりました。この結果、改革が始まる前の平成15年度の臨時財政対策債を含めたこの地方交付税総額これと平成17年度の決算見込みを比較してみますと約1億4千万ほどの減収となっております。この見込みでございまして、平成18年度の地方交付税につきましては、昨年の政府与党間の合意の地方歳出を抑制した上で安定的に財政運営に必要な総額は確保をするという申し合わせができておる確認が

できておるわけでございますけれども、今後の予算編成を通じて具体的な調整が行われるということになっておりますので、今のところ全く不透明な状況であるというふうにお願いを御理解をいただきたいと思っております。なおまた、税源移譲につきましては、国庫補助負担金の改革の結果を踏まえて平成18年度の税制改正によって所得税から住民税への恒久措置として行うものであることから、来年度においては今年度同様に所得譲与税によって措置をされるとういう位置付けになってございます。また、義務教育費の削減につきましては、小中学校の国庫負担分の割合が現在の2分の1から3分の1に引下げられるということになりますし、今後義務教育のあり方それから国県市町村の役割について引き続き検討をしていくということになったわけでありまして、また、施設整備費の補助金につきましても、当町では来年度主要事業の1つとして計画をしております七久保小学校の施設改修整備についても一部の補助金の削減があるのではないかというふうな心配もしておりますけれども、現在色々と情報収集しておるところでございます、万が一の一般財源の増加に対しては基金と起債で対応していかざるを得ないとういう考え方でございます。また、今年度の国庫補助負担金改革の中心は厚生労働省所管のこの児童手当及び児童扶養手当、更には施設費等の改革があるわけでございます。これらについても当町に大きな影響があることから今後の詳細情報について注目をしてまいりたいとういうふうに考えております。いずれにいたしましても国の三位一体の改革による当町への予算編成の影響は避けられないとういう考え方をしておりまして、その程度につきましては、現時点では不透明であるとういうふうに申し上げておきたいと思っております。今後の見通しにつきましても国と地方の行財政改革をさらに進めていくということになっておりまして、一層厳しくなっていくとういうふうに考えておるところでございます。それから長期構想の件でお話ご質問ございました。長期構想に基づく中期総合計画の後期計画これはお話ございましたように来年度平成18年度を初年度とする5ヵ年計画であるわけですが、現在基本構想審議会によって審議を重ねていただいておりますのでございまして、来年の3月年明けの3月にこれを策定してまいりたいとういうふうに思っております。しかし、これまで分科会等によりまして計画の素々案を作成をして地区懇談会を開催をしてまいりました。皆さんからも色々意見等を聞いてまいってきております。これらに基づいて予算編成の基本方針として厳しい諸情勢を認識をしながら事務事業の画一的な削減という手法はとらずに、事務事業の大胆な見直し行財政改革を行う一方で必要とされる予算は重点的に配分をしていくとういうメリハリの効いた予算編成をしてまいりたいとういうふうに思っておりますのでございまして、その重点事項として6つの項目を掲げて過日の予算編成会議におきまして職員に周知徹底をしたところでございます。まず1つに後期計画の中心的な柱となる住民との協働のまちづくりの目出しとなる予算編成をしてまいりたいとういうこと、それから2点目には子育て支援の充実をぜひ盛り込みたいとういうこと、3点目は積極的な企業振興策、企業導入も含めた企業振興策を講じてまいりたいとういうこと、4点目には安心安全なまちづくりを進める予算編成をしていきたいとういうこと、5点目には指定管理者制度や組織機構改革に伴う行財政運営の効率化を図る予算としたいと、最後に現在実施しております継続事業にも重点を置きながら予算の配分をして編成をしてまいりたいと

このように考えておるところでございます。なお、主要事業といたしましては、東部保育園の引続いて継続事業である竣工をすること、それから七久保小学校の先程申し上げました耐震大規模改造工事等が中心になるわけでございますけれども、一方で国県との関連事業も色々あるわけでございます。これらの予算の配分等も見ながらできるだけそれに沿った現在の予算編成を通じて詰めをしてまいりたいとういう段階でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。それから財源確保につきましてはのご質問がございましたが、既に昨年度策定をいたしましたふるさとづくり計画やこの計画の実践書の中間報告等にも掲げてあるとおりでございます、この計画考え方を基本に改革の成果を財源として実施をいたしている所存でございます、また広域行政等の各予算等につきましても当然今後義務的経費の当然増とういうようなものも予想されておりますので、増加の考え方が出てくるかと思っておりますけれども、一方でまた各予算も内部的な精一杯の行財政改革も今検討して進めておりますので、この点がどうなるのかももう少し現在各広域行政それぞれに今予算編成中でございますので、今後もう少しその推移を見守って町の予算にも反映をしていきたいとういうふうに思っております。以上申し上げまして特にこのことにつきましては、前年度の16年度予算に引続きまして現在のこの17年度予算が改革2年度いわゆる自立に向けた初年度の予算とういう位置付けで現在その執行を進めてきたところでございます。特に理事者、議員の皆さんにも御理解いただき各種委員それから一般職の町の職員の人件費を中心に一般行政経費を極力削減をするなどして進めてまいりました。特に内部的な行政内部の行財政改革を中心に現在まで取り組んできたところでありましてけれども、その後お話にございましたように町は住民の意志をもってこの自立の道を選択をした、これまで住民の皆さん方にお示しをしてこれを受け止めていただいたこの自立計画であるふるさとづくり計画、これを基本として協働のまちづくりを進めていくということになりましたので、その負担面、サービス面につきましても住民の皆様にも相当の痛みを伴うことをぜひお願いをしていかなければならないとういうふうに考えておりまして、18年度予算はその第一歩となる予算であるとういうことをぜひ御理解をいただきたいと思っております。なお、今後住民の皆さんには三位一体の当町に及ぼす影響あるいは町の財政事情など具に引続いて情報を開示して理解とご協力を得ていく努力を精一杯してまいりたいとういうつもりでございますし、行政内部におきましても職員の意識改革の問題や条例議決をいただいた新しい行政組織の再編を通じて住民との協働による行財政運営に努めてまいりたいとういうふうに考えておるところでございます。なおご質問のございました新年度の一般会計あるいは特別会計等につきましては、今そうした国等の動向が固まった次第段階でもって編成をしていきたいとういうことでございまして、今具体的に数字をもってお示しするとういう段階ではないことをひとつ御理解をいただきたいと思っております。再三申し上げておりますように基本的にはふるさとづくり計画に沿って進めてまいりますが、個々の細部の内容につきましてもまたその状況状況を的確に判断をして今現在予算編成を詰めを急いでおるところでございますので、よろしく御願いをしたいと思っております。次に公共事業の入札方法について、特に東部保育園の建設についての入札経過等のご質問がございました。飯島東部保育園建設事業は、平成17年18年今年来年との2ヵ

年の継続事業として実施をしまいいります。入札につきましては、地方自治法あるいは町の財務規則のルールに基づきまして指名競争入札で実施をいたしました。入札までの経過でございますけれども、10月の18日に飯島町の指名業者選定委員会において町内に本店または支店、営業所等を有する建築工事のA級で下請け工事発注の可能な特定建設業この許可を得た業者5社を選定をいたしました。10月20日に現場説明、11月4日に入札を行いました。経過につきましては、指名した5社が参加をいたしまして2回の入札を行いました。いずれも予定価格に達することができず、ルールに基づきまして2回目の最低入札者でもって更に見積りを行いまして、2回目の見積りでようやく落札という経過でございました。大変厳しいものであったわけでございます。落札額は消費税抜きの3億6,600万円辰巳屋建設株式会社が落札をして現在今年の11月の8日から19年の3月5日までの483日の工期でもって進んでおるといふことでございます。なお、設計にあたりましては先の議会でも色々ご意見をいただいておりますけれども、非常に厳しい財政事情の中で決してこの華美にならないように、また無駄の内容に極力事業費を抑えて且つ効率的に使い勝手のよい施設となるように設計業者に配慮を申し入れて取組んできたところでございます。ご質問の設計金額に対する落札率、予定価格に対する落札率等につきましては、あるいはまた子育て支援センターにかかわる施設の運営負担金等の問題につきましては、担当課長の方から補足説明をさせていただきます。

次に3番目のこの町長就任の前半2年間の自己評価、また後期2年間への行政姿勢についてのご質問をいただきました。お話にございましたように2年前住民の皆さんの多くの皆様のご支援をいただいて町長に当選をさせていただいて以来早2年が経過をいたしましたわけでございます。色々な意味で無我夢中のまた激動のあつという間の2年であったなというふうに思っております。まずこの地方を取り巻くこの潮流と申しますか、時代の大きな変革を目の当たりにいたしまして、その背景といたしましてひとつにはこの地方分権の改革という流れ、これは自己決定自己責任による自治体間の競争の始まるを意味するものであると思ひますし、ひとつにはこの三位一体の改革これは国と地方の税財源の配分と交付税の圧縮の中で基本的には従来のようにこの地方自治体の行財政運営がそれぞれ横並びのような同じようなこの数字でもってやっていくにはいなくなると、今までのような国依存の体質では立ち行かなくなったということの意味してあるわけだと思ひますし、それからまたこの合併問題、地方分権と少子高齢化が着実にこの進行していくということの中で、町の将来をどう考えてどうその姿を描いていくべきなのかと、こうした地方を取り巻く大きな時代の流れの中にあつてこの2年間はまさに合併問題に明けて町の将来を考え、お話にもございましたように自立と合併の研究議論、住民懇談等を幾多となく重ねて結果として当町では初めての住民投票による意向調査をもって民意を反映をしたこれからの町づくりの方向を選択決定をしたという経過でございます。町の歴史的も大きな意味を持つこの2年間ではなかったかなというふうに思っております。また一方でこの行財政運営の中では中期総合計画に沿った活力のある地域づくり、住民要望をいかに財源の裏付けをもって実現していくかという、私自身描いた姿願望は大きなものもあるわけでありまして、厳しい財政事情の嵐の中の渦中にあつてはそのこともままならずま

に二律背反のじれんまも感じておるといふ偽らざるといふ心境でもございます。その中でも色々戸惑いもありましたけれども、懸案であった幾つかの事業も実現推進することができました。ありがたく思っております。ひとつには就任早々の国道153号伊南バイパスの事業の田中知事の見直し発言、これを乗り越えての事業着手に結び付てすることができたこと、あるいはまた長年の懸案でありました久根平工業団地約5haへの企業誘致に成功することができまして、内堀醸造が来ていただけることになったようなこと、それからまた与田切あるいは中田切川第6砂防堰堤の完成をはじめとして河川砂防設備の事業の推進が図られ、あるいは竜東線や本郷農面道路中山間水路の防災事業等多くの事業を整備推進することができました。これも偏に職員の協力、議会はじめ住民の皆さん方のご理解ご協力の賜物であると深く感謝を申し上げているところでございます。そこで最後に自己評価ということでございますけれども、私は町長就任にあつて公約したこの3つの政治姿勢から今考えるときに、1つは住民の目線でものを考えて耳を傾けて対話と協調を基本とする姿勢、1つには町と議会は常に車の両輪であることを旨として適度の緊張感のもとでの連携と協調の姿勢、それから1つには人を思いやつてそれぞれの個性を大切に広げて大勢の皆さんの行政参加を促す姿勢、こういう姿勢でやつてまいりました。今も今後もこのことはいささかも変わる姿勢ではないというふうには自分で考えております。この2年間の一連の合併問題等における議会や住民議論、それからふるさとづくり計画あるいは中期総合計画の策定における考え方もこの3つの政治姿勢を基本に取組んできたつもりでございます。要はこうした問題等を通じて議論をしたことが住民の皆さんが今まで以上に町のことを思い、町の将来を自分たちのこととして自ら考えてまちづくりに積極的に参加していかなければならないんだというこの気風が少しでも醸成し始めているのではないかと、このことに大変大きな意味を持ったのではないかとこのふうには考えております。いずれにいたしましてもこの2年間私なりに全力で取組んできたつもりであります。その評価は町民の皆さんにゆだねてまいりたいというふうには思っております。この他耕地の担当制あるいは懇談会への出席率を懸念するといふようなお話もございましたけれども、なかなかこれはそれぞれの皆さんの色々な考え方違うわけでありまして、今後一気にこのことがすぐ効果が出るというわけにもいかない問題だろうと思ひます。十分時間をかけてそしてこのことを浸透していく努力をしまいいりたいというふうには思っておりますので、よろしくご理解をいただつてご協力いただきたいと思ひます。以上第1回のご質問に対するお答えといたします。細部につきましては、課長の方から補足します。

保健福祉  
課長

それではまず始めに東部保育園の建設事業に関わります入札の結果につき申し上げたいと思ひます。厳しい財政状況の中で実施をするということでありましたので、この建設事業費これにつきましては、可能な限り縮減をしていくということで設計業者と何回も協議を重ねてまいつたということでありまして、その結果であります。当初の設計額4億2,000万円から実施設計の段階で3,000万円、率といたしまして7.2%ほど減額をいたしました。そこで設計額に対する落札率の関係でございますけれども、この率は98.53%という金額になっております。金額的には税抜きで設計額の予定価格3億7,140万円でございます。また落札率が3億6,600万といふようなことでありまして、98.53%

ということでもあります。また予定価格に対する落札率の関係であります、これは金額が 3 億 6,600 万ということでもありますので、100%という率になっておるといことでもありますのでお願いをしたいと思ひます。続きまして地域子育て支援センターの関係でございますけれども、これにつきまして申し上げたいと思ひます。現在建設中であります東部保育園に併設するということになっております。地域の子育て支援センター、これは 75㎡でありますけれども、専用のスペースを設けましてここで業務を行っていくということになっております。親の育児不安の解消とか、また心理的な負担を軽減するまた保護者が孤立するということがないように地域の住民とかまた関係者が協力をしあひまして安心して子供を産んでまた育てていけるというような施設にしていくという思ひでございます。また子供や親同士が会いまして交流し、また育児を支え合うと、でお母さん方が互いに心を開いて気軽に話のできる憩いの場にしていきたいというように考えておるわけでございます。具体的な内容といたしましては、育児不安の解消とか、また各種の相談、指導の業務、また未就園児の親子こういった皆さんの遊びの場所の提供、また子育てのサークルまたセミナーこういったものを行っていききたいということでもあります。この施設をこの地域の子育ての基幹の施設にしていききたいという考え方です。そこで運営の方法とかまた財政の負担こういったものにつきましては、現在内部で検討中でありまして具体的にまだ決まっていないという状況でございます。先進の自治体などの事例を参考にしながら、また子育ての関係の部署であります教育委員会また保育園、保健センターこういった部署と研究協議を今後精力的に重ねまして、また地域との関係の皆さんと相談をしながら 19年度の開設に向けて細部についての詰めをしていくとこういう段階でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。以上であります。

10 番  
(松下議員)

ただいまそれぞれお答えいただきました。確かに今でも予算編成といつか三位一体の改革特に議論の中心でありまして、まだ不透明な部分があり町も予算編成上大変だと思ひますけれども、鋭意ニュースをキャッチする中で適切な予算編成を組んでいただきたいと要望するものでございます。それからただいま来年度の重点施策として6点を挙げておるといことでございます。確かにそのとおりでございます、もうばら撒きとかそういうようなこれからはそういう行政運営はとうてい望めるものではないし、そういうことを考えた場合やっぱり重点施策というものを当然作っていただいてきちと芯のある行政運営にあたっていただきたいと思ひます。だいたいよく申しますけれども、高坂町政始まってだいぶ努力もいたしまして、例えば人件費の削減でも今年度は9,000万の余というような数字も出ております。そういう努力を多とするものであります。しかしながら財政がはっきり言って危機的状況であると言っても私は過言ではないと思ひます。そんなことで最低限必要な部分はやっぱり町がきちと負担をし、また自立の道を選択した限りやっぱり個人の自助努力というものを、また先程も町長からも答弁がありましたように民間委託をできるものは民間委託をし、またそういうことで町民の理解を得ながらやっていかなければならないのではないかとそんなふうに私は考えております。確かに多くの課題の中で、また新たなやっぱり成長基盤を確立をしていかなければならないと思ひます。俗に言う企業誘致また人口増対策といっても口では簡単ではございますけれども、これは私よく言う

とおり47都道府県が全部そうやって企業誘致、人口増というそういう対策を立てる中で当町だけがうまい汁を吸えるというそういう保証はございませんので、なおかつ努力をしていただいて1つでも有利な企業誘致ができることに努力をしていただきたいと思ひます。そんな中でくどくど申し上げますけれども、自立の道を選択した限り町民とともに痛みを分かち合って新しい町づくりを構築するそういうことがこれからは益々求められているのではないかと、そのためには制度の見直し、また拡充町長はじめ職員の更なる意識改革も欠かせない事実だと私は思ひます。一連の三位一体の改革の中でなかなか今後の不透明な部分もございましてけれども、田中知事いわく三位一体の改革と言ひながら一番大切な国と地方の役割分担、ブラックボックスになっている地方交付税のあり方が全く議論をされず、これでは三位一体の改革ではない二位一体だとそんな苦言も呈しておるのも事実でございます。ただいま町長答弁にありましたように、地方交付税は減額されるとも増えるようなことはないということも事実だと思ひます。国で議題となっています特別会計の見直し、特に道路特定財源が一般会計化された場合今後当町において各種の道路事業にどのような影響があるのか、ないのか、これをちょっとお伺いしたいと思ひます。また特別会計の繰出金も増加が予想されるわけでございますが、特に下水道農集排の経営については、早期加入の促進を図っていただき安定経営に努められるよう努力をお願いするものであります、その点もついてもお伺いをいたします。

また公共事業の入札方法についてでございますけれども、県の入札制度を色々あります1つとして参加希望型入札、2つとして受注希望型競争入札、3として新客観定数、4として総合評価落札方式などとなっておりますが、これらを総合してみますとやっぱり入札の指名にあたっては過去の工事成績、技術力、経営意欲はどうか、それから地域に対する除雪また維持メンテナンスの面でもそうですけれども、そういう地域貢献度を評価するとあります。それが総合評価点に加算されるとあります。地域経済活性化という観点からも地元企業を優先でとそうした点を踏まえる中、指名業者は企業努力をなお一層していただき、競争入札の原理のもと地域に尽くすという企業モラルをもって入札に参加してほしいものだと私は考えますが、町長のお考えをお伺いをいたします。今税金の使われ方が非常に注目をされているもの事実でございます。入札にあたっては地域住民に納得をいただけるような結果を出していただきたいものだと考えております。当町の県の基準を採用しているものと思われませんが、先に示したように県の制度を勘案する中でより一層の透明度の高い入札制度を求めるものであります、町長のお考えをお伺いをいたします。それから子育て支援センターの運営については、今ご答弁をいただきましたが、経営面に対する検討をしているということでございます。なおかつ財政的なものも早急に計画を立てお示しを願ひたいと思ひます。それから最後になりましたが、町長の後期の行政運営に当りましては、幾多の課題について後戻りすることなく町民を信じ、なお町長自ら自分を信じそれと同時に更なる職員の自己改革と奮起を図る中で町長は力強いリーダーシップを発揮し、町の将来の進むべき道筋をつけていくべきだと私は思ひますがどうでしょうか。将棋の名人が著書の中で「直観の7割は正しい」と書いております。ぜひとも町長の深い洞察力をもって血の通う生きた行政を行ってほしいものだと私は思ひます。



町 長

以上何点かご質問いたしましたが、それぞれお答えをいただき私の質問を終わります。

2 回目のご質問で新年度の予算編成に関して、特に国の道路特定財源これの一般財源化の検討の中で飯島町による影響というご質問がございました。この道路特定財源の問題につきましては、もう過去長い間にわたって特にまた議会の皆さん方にも色々意見書採択等も通じてお願いして全国の地方 6 団体を中心にこの維持存続というものを強く要望して今日に至っておる経過があるわけでありましたが、ちょっと今回はその状況が変わってまいりました。ご承知のようにこの 7 日の日でございますが、政府与党間で現在の暫定税率を据え置いたまま一般財源化を図っていくという方向が正式にだされたわけでありまして、ただ実施年度につきましては平成 9 年度からこの具体的な内容を詰めているということに位置づけされておまして、したがって予断を許さない状況にはなってきたわけでありまして、ただしその一方で必要な道路については引き続き整備をして評価測定をしながら、あるいはまた経費縮減をしながら存続をしていくというようなことも一考として入っておりますので、今後飯島町にとっては 153 のバイパスの直轄事業の問題、あるいはまた竜東線等の問題その他色々の補助事業の道路もあるわけでありまして、これにどう影響するのか今後とも注意深く見守って、そして今までどおりまた皆さんとともにこのできるだけの予算配分、予算充当をお願いしていくような運動をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。それから下水道の加入促進の問題これが財政に及ぼす影響これは確かにおっしゃるとおりでございます、町といたしましても精一杯この加入促進を図っておるつなぎ込みのお願いをしておるところでございます。現在公共農集あるいはまた合併も含めての 3 事業でのだいたいの平均の浄化率と申しますか、水洗化率は 60% を少し超えた状況で、事業によってちょっとばらつきがあるわけでありまして、今後とも町は勿論このことに努力をしていくことは当然であります、地元のその施設の管理組合あるいは連絡協議会等も通じて地元の皆さんにもその促進の一緒になってやっていただいている経過がございますので、そのこともお願いをしながら色んなまた PR 普及啓蒙に努めて一刻も早くこのつなぎ込み率加入率が上がっていくような努力は引続いて精一杯していきたいというふうに思っておりますのでございます。それから入札についての再質問がございましたけれども、無論これ公共事業の入札制度というものは厳正適正それから競争性もなければならぬということは当然なわけございまして、飯島町の場合も最近数年前に一層厳しく定められました新しい入札制度の適正化これに準じて町の独自の考え方も含めて運用しておるわけでありまして、その上に立ってやはり色々こういう現在の置かれておる経済状況公共事業の削減というようなことも含めると、どうしてもその一方で地域の地元の企業の振興にもどうしても目を向けていかなきゃならぬということでもあります。当然これは企業の皆さん方にも努力をしていかなきゃならぬわけでございますけれども、この事業が大きくなればなるほどこの事業費が地元で環流できるような、そのことがまた地域の経済活性化につながるようなことがやっぱり私は望ましいなというふうに思っておりますけれども、一方ではやはりこの競争性というものもあり、それから限られた財源を効率的に使っていくという一方でもあるわけでございますので、その辺は十分業者選定にあたっては助役をチーフにした町の業者指名選定委員会というのが

助 役

独立した機関であるわけでございます。現在までの状況と考え方は助役の方から説明をさせていただきたいと思っております。最後に後期 2 年間に対する私への政治姿勢先程も色々申し上げましたけれども、色々厳しい状況も予想されますけれども、この自立に向けた飯島町が第一歩を踏み出したこのことの重さ、それから協働のまちづくりという住民の皆さんとの責務もございまして、きれい事ばっかり言っておるこれからの時代ではないわけでありまして、その痛みの分かち合っていていただくことも含めて住民に精一杯理解を求めて、職員の協力を得て一層の町の発展のために努力してまいりたいとこういう決意でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

第 2 回の質問の中で公共工事の入札方法についてのご質問がございました。ただいま町長の方から大綱のご答弁があったわけでございますけれども、特に業者の選定ということでただいまのご質問にございましたとおりですね、新しいいわゆる総合評価方式等によりまして業者の選定をしようという方向が今国の方から打ち出されておるところでございます。この業者の選定につきましては、先程町長から答弁ございましたとおり町の中に独立した機関といたしまして助役はじめ 4 名の課長で組織をいたしております業者等資格審査委員会というような機関をもっておるところでございます。2 年に 1 回ずつ業者の実態につきまして資格審査を行いまして、名簿への登録を行いましてその登録業者の中からそれぞれの発注の機会ごとに適正な方法によりまして業者の選定を行うとこういう機関をもつてこれにあたっておるところでございます。いずれにいたしましてもこの 13 年頃から非常にこの入札制度に対する国の大きな動きがございまして、国県また市町村におきましても色々な入札方式の改善について努めてきたところでございます。先程ご質問がありましたとおり発注の機会にあたりましては、業者の経営の状況はもとより現在までの工事の成績あるいは技術的な水準あるいは最終的に地域的な要件、更に最近では社会に対する新しい貢献度と言いますか、新しい評価基準というものも出ております。地域社会に対するボランティア活動あるいはまたひとつ地域へどのような利益還元があるかというような基準でございますが、そういうものに基づきまして新しい評価制度もございまして、これらを加味した中での選定を行っていきたくてということでございます。ただ技術的にはなかなか小さな町村におきましては、ボリューム的にも技術的にもなかなか細部の審査というものは難しいわけございまして、一部につきましては県の数値等も参考にしながら業者の等級付けを行っておる現状でございます。そうした中で現在では新しいその総合評価方式というようなものへの移行が国から打ち出されておまして、最終的に詰めていきますと総合評価で業者を選定をいたしまして入札に付した結果、最低価格のものが落札するという事態にもならないというようなそれに限定されることがないという新しい評価の方法も出ておまして、この辺はなかなかまだ難しいところでございますが、それらにつきましても十分研究をしてみたいと思っております。いずれにいたしましてもこの適正な業者の選定とそれから適正な入札方法の実施というものはご指摘がありましたように町の財源確保には大変大きな要素がございまして、今後とも十分その点についても努力検討をしてみたいとこのように思っておりますのでございます。以上簡単でございますが、今のところ町の入札に関わる取組み状況とさせていただきます。



10 番  
(松下議員)  
議 長  
9 番  
(宮下覚一  
議員)

これで質問を終わります。

9 番 宮下覚一議員。

それでは通告によりまして2点、1つ自立のまちづくり計画案に対する今後の町政運営について、2つ町行政の改革に向けての考え方について質問をしてみたいと思います。

まずもって先の2月に行われました住民の意向調査の結果、多くの町民の皆さんの意向のよりまして飯島町は自立の道を決めてから今日まで行政の立場として、また住民の立場として多くの労力と時間を費やしまして今2006年から2010年の5年間の飯島町中期総合計画の実践書、そしてふるさとづくり計画の素々案が出来上がりつつあるわけでございます。今までこれらに携わってこられました多くの関係者の皆さんに対しまして敬意を表したいと思っております。さて、この飯島町ふるさとづくり計画は町がこれらかの地方分権時代に対応した持続可能な自立しうる自治体飯島町としての計画でありまして、町の進むべき道方向の一定の指針であるということからしてこの計画につきましてこれをご覧になった町民の皆さんどのように感じておられるのか、なかなか本当の理解はいただいていないのではないかと私は心配しております。ところでこの中期総合計画の素々案とふるさとづくり計画に関する地区別住民懇談会が去る11月に町内4箇所で開催されました。先程答弁にもございましたけれども、計画段階においてそれぞれの案に対する町民の皆さんの意見をこの計画に中へ盛り込んでいきたいというそういう意向による懇談会であったと思っております。各4地区とも会場溢れんばかりの多くの出席者とはいきませんでしたけれども、少人数出席の割には多種あるいは多様な建設的な意見また指摘事項が多くあったとされております。自立を選択した上にあたりましてこれから飯島町が進んでいくべき険しい道のりをどれだけの人々が理解してくれておられるのかと思うとき、私個人としてはいささか疑問ではありますが、しかしながら町長もよく言われるように前に進むしか道はありません。そこで町長はこの懇談会を主催をして4地区の雰囲気をつぶさに感じられたわけでありまして、この懇談会の成果と結果をどのように評価しておられるのかまずお尋ねをいたします。次にこの懇談会で多くの町民の皆さんから出されました貴重なご意見、これをこれからふるさとづくり審議会での最終のまとめの中で参考にしていっていただくということでありますので、来る3月にはこれらを加味した素晴らしい計画ができあがるものと期待をしているところでございます。しかしながらその前に現在示されておりますこの計画の内容について、町長としてはどう感じておられるのか、どう思っておられるのかをお聞きしたいと思います。町長は常々平成17年度は内なる改革の年であると言われてきました。行政マンたる職員の皆さんを中心とした意識改革、行財政改革、また役場庁舎内の機構改革等による内側つまり内部的に自分達のできることをするとしてと位置付けておられました。さて、いよいよ平成18年度以降においては、外に向かつての改革町民の皆さんと痛みを分かち合う方向だといわれております。この考えのもとに立って見たときに今示されているこの計画この考えに沿って合致していると思われておりますでしょうか。また、ここで聞きしておきたいことはこの計画の段階において町長理事者の考え方針はどの程度加味されて盛り込まれているのでしょうか、この点を特に

尋ねたいところであります。そして、この計画を基本としてとりあえず18年度の町の行財政運営をどのように舵取りしていくのか、その考えをお尋ねいたします。更に先日2日には庁舎内で係長級以上の職員の皆さんが出席して町の18年度予算編成会議が開かれたと聞いております。町の現在の台所事情先程の答弁のように三位一体の改革の中で財源確保が一層厳しくなってくるということであり、また町税の税収が見込めないと大変に厳しい状況は変わりないわけでございます。しかし、ここで重要な点として捉えたいところでございますけれども、町長は新年度予算は実施計画素々案で示された額を上限としてふるさとづくり計画を基本に編成することにしたというふうに言ったと聞いております。ということは計画書どおりであってそうなりますと平成18年度予算編成の重点的に捉えている町長が考えておられる施策は何でしょうか。限られた予算財源をどのように振分けていくのか、そして住民の生活や福祉のためにどう有効に使われるかということに尽きるわけでありまして、来年度の重点的にお考えの施策をもう一度お聞きしたいと思います。

次におおきな2番目として行政面上での改革に対する何点かについてお考えをお尋ねしたいと思います。その中で本日は当町の選挙管理委員長の中野さんにはお忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。後ほどよろしくお願ひいたします。まず、指定管理者制度についてでございます。先の議会でも質問がございましたけれども、この制度は公の施設の管理が地方自治法により今までは公共団体あるいは公共団体が2分の1以上出資する法人に限定されておりましたけれども、今度は株式会社を含む指定管理者制度に変更されたことは今さら言うまでもありません。しかし政府はこれまで住民福祉の増進と均等にサービスを提供する、これを趣旨にして公の施設の委託については厳しい制限を加えてまいりました。ということは、この指定管理者制度ということは住民へのサービス向上を目指す自治体としての公的責任を放棄するそういったかたちになりかねない制度ではございますけれども、今のこの厳しい財政下におかれている行政の経費節減また施設の効率性を考えれば当然の成り行きと考えます。そこで町としてこれらに該当となる施設に対する今後の方針、計画、そして現在の状況をお伺ひいたします。次に選挙における投票所の見直しについてでございますけれども、この投票所の管理運営につきましては、町の選挙管理委員会に委ねられているところであり、現在町内には9箇所の投票所が設けられまして町民の皆さんはそれぞれの指定された場所で投票されていることは承知しております。この現在9つの投票所いつからこのかたちに形式になったのかはともかくといたしまして、現在設置場所あるいは投票者数から考えたときにですね、少なくとも不公平不平等の状態ではないかと思われましていかがでしょうか。このそれぞれの投票区においては自治省の指針があって、距離とか地形あるいは利便性等々なかなか細かな内容が決められているというふうには思いますが、今の現在の車社会を考えれば果たしてこれだけの投票所が必要でしょうか。投票所が近くにあるからといって何人かの人達が歩いて投票に行っているのか、必ずしもそうではないと思うわけでありまして、この投票所あるいは投票区の統合を図ることによりまして人件費あるいは開設経費等を考えれば少しでも数の減少また合理化を図ることによって経費の節減をやってもらいたいそんな思いであります。今、町では役場庁舎内において4月に向けては大規模な機構改革を進め

ようとしております。多くの改善がまた提案されております。内部なる改革と同時に外なる改革にも少しでも目を向けていくべきと考えております。この投票所の箇所数合わせて投票区の見直しにつきましての考えをお聞きしたいと思います。3つ目といたしまして住民課の窓口の1つでございますけれども、町民の皆さんの要望によってまた理事者の英断によってと言ってもいいでしょうけれども、改革のひとつの中で現在実施されております時間外窓口についてでございますけれども、毎週平日水曜日が夜7時半まで、毎週日曜日は午後1時までとなっておりますけれども、この延長サービスが実施されておるところでございます。しかし残念ながらこのことをまだ知らない町民の皆さんがおられるということでありまして、情報の伝達の難しさを考えさせられる思いであります。それはさておき、お聞きしたいことは今日現在の利用状況これについてはどんな様子かということでございます。この4月からスタートしたわけございまして、まだ日も浅くて結論を急ぐわけではありませんけれども、改革のひとつではあることでもありますけれども、その効果またその利用状況が注目懸念されるところでございます。現在の実状と課題をあわせてお尋ねいたします。4つ目といたしまして、今年の7月だったと思いますけれども、アスベストによる健康被害人体への影響等が報じられました。以後大きな社会問題へと発展したことは記憶に新しいところでございます。しかしこのアスベスト問題は今始まったわけではなくて、アスベストが人体に有害であると指摘されたのは昭和39年頃でありました。しかし今日まで多かれ少なかれ綿綿と使われ続けてきたということでございます。このアスベスト石綿の繊維を吸うことによって人体にこの繊維が入りまして肺がんや中皮種によることによって死亡に至るということでありまして、大変大きな問題であろうと思いません。また、この繊維が目に見えないというところに怖さが潜んでいるわけでございます。今この問題の発生のもとになったのは特に建築関係取り巻く建材でありまして、また建設現場で実際に取り扱っている職人の方々をはじめとしておりますけれども、このアスベスト石綿は世の中また家庭用品等にもかなりのところへ使用されております。したがってこの被害の対象は生活する人全員であろうと思うわけでございます。政府も今回はこの問題を大きく取り上げまして石綿旧材の新法案をこの11月に公表いたしました。そして対策をしておるところでございます。町でもいち早く公共施設の点検また検査をされたということは評価をしております。国交省ではこの問題発覚当時はですね、状況はあまり公表しませんでしたけれども、最近になりますと建物に使われている屋根材、壁材、また天井材等々アスベストを含んだセメント等を使用している可能性があるというふうに通達を出しております。この問題も底なし沼の感があります。町ではこの問題につきまして生活環境係でアスベスト総合相談窓口を設けておりまして対応をしているということは承知しておりますけれども、この問い合わせ状況はどうでしょうか合わせてお聞きいたします。そして私は多くの皆さんが最近では徐々にこのことに対して関心が薄くなっているのではないかと思うところございまして、そんなことを懸念されるわけでございますけれども、この問題に対しまして町民の皆さんが建材等に含まれているであろうというアスベストで不安を感じているということであれば、この不安を軽減するためにアスベストが含まれているか否かの検査に要する費用経費に対しまして補助金を交付してこの検査

町 長

を受け、そして安全安心の生活を送れるようにしていただくことがいいのではないかとこのように希望しているわけでございます。この件に対しまして町長のお考えをお聞きしたいと思っております。以上1回目の質問といたします。

それでは宮下議員から2つの点についてご質問いただきました。

まず自立のまちづくり計画案に対する今後の町政運営、1つには中期構想の地区懇談会中期総合計画の地区懇談会の成果はどう受け止めておるかということについてでございます。中期総合計画素々案等の地区別の住民懇談会につきましては、11月の下旬に町内4地区で開催をいたしまして、参加者数は4会場で135人という状況でございます。お話のありましたようにこの懇談会では中期総合計画の素々案とふるさとづくり計画の実践書の間接報告の内容を中心に住民の皆さん方に説明を申し上げて、これからの計画の策定段階での町民のご意見をお聞きすると、それからまた寄せられた意見等をできる限り計画に反映をしていくという目的でもって開催をしたものでございます。懇談会では中期総合計画の重要な位置付けといたしまして協働のまちづくりという課題それから人口増活性化対策この問題について中心に多くの建設的なご意見が寄せられました。協働のまちづくりに関してましては住民参加のあり方や新しい組織に関するご意見が多く質問が寄せられました。また人口増活性化対策では子育て支援の充実や商工業の振興など自立のまちづくりに向けての人口増活性化対策に重点的に投資をするべきと意見が多く出されたところでございます。懇談会の参加人数は町民全体から見ると少数ではありましたが、町民の皆さんが主体性をもって懇談会に参加をいただきましてそれぞれが今後のまちづくりを真剣に考える機会となったことは大変よかった有意義であったというふうに感じております。寄せられた意見等につきましては、今後基本構想審議会に資料として提出するなどして中期総合計画の策定に出来る限り反映をしていきたいというふうに思っております。次に中期総合計画素々案とこのふるさとづくり計画の町長の受け止め方またこれらのこれから町政運営についてのご質問でございますけれども、地方分権の流れがこの加速するこの状況の中で全国の地方自治体の行財政基盤の確立が最重要課題として色んな議論が論じられ施策が講じられておるわけでありまして、単独でこの自立を選択した飯島町といたしましては、この策定中の中期総合計画に今後の5カ年の町づくりの基本となる施策を盛り込むというのと同時にふるさとづくり計画に基づいた着実な行財政改革を進めていくとこの2つの考え方が重要な部分でございます。中期総合計画は現在素々案の段階でありますけれども、協働のまちづくりとそれから人口増活性化対策をまちづくりの最重要課題として位置付けて基本的な施策を盛り込んでいきたいというふうに考えております。協働のまちづくりではその基本となるルールを定めて、個人や自治組織それから団体それから行政役割の区分、それからみんなで考えてみんなで知恵と汗を出して流してともに築いていくまちづくりをしていかなければならないというふうに考えております。行財政の改革面では今までのようにあれもこれもというこの今までの体質から脱却をしまして重要性や柔軟性あるいは費用対効果等を総合的に勘案をして限られた財源を有効に活用しながら町民の目線に立って真に必要な行政サービスを提供していくという考え方でございます。したがって人件費をはじめとするすべての行政

経費を最小限度に留めるとともに、すべての事務事業の見直しをしまいいりますので、行政サービスは今までと同じというわけにはいかないということを住民の皆さんにもさうとうの痛みを伴うということをぜひひとつご理解をいただいて受け止めていただきたいというふうに思っております。また、そのための啓発活動、情報提供を精一杯していかねばならないというふうに考えております。またこの一方で活力あるまちづくりを進めていくためには、人口を増やして町を活性化することがどうしても欠かせない、厳しい厳しいだけ言っていたんでは町の明日の展望は開けないということでございますので、ただ人口増活性化にはそのことだけでなくですね、子育て支援の施策あるいは企業誘致の施策、住宅対策の施策などを総合的に実施することで効果が高まっていくというふうに考えておまして、人口増施策については国全体の人口が減少に向かう中でお話しにございましたようにどこの自治体でも力を注ぐものというふうに思っております、やはり思い切った施策を展開をしなければ自治体間の競争に勝てないというふうに考えておまして、したがって今後のまちづくりの基本は大胆な行財政改革を進める一方で節減したこの財源等をそちらの方に重点的に投資をして施策を転換してこの活力のあるまちづくりに結び付けていきたいというふうに考えておるところでございます。今具体的な施策につきましては、新年度予算編成並びに中期総合計画の中で個々に今詰めの作業をしておりますので、もう少し時間をいただいております。それから次に18年度の予算編成についての重点施策についてであります、平成18年度は自立が決まった最初の予算編成というかたちになるわけでございます、同じこの17年度も自立が決まった年度ではありましたが、その予算編成においては少し趣をことにしておるとことをぜひご理解いただきたいと思いますというふうに思います。再三申し上げますように町財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況である、これまで耕地懇談会等でも再三説明をしてきておるわけですが、このことを着実に実行をしていかなければならないというふうに思っております、しかしながら今も申し上げましたが、これらの飯島町が時代の流れに埋没することなく、活力あるまちづくりをしていくためにこの協働という考え方をひとつのキーワードとして飯島町発足50年と50周年という平成18年度の年が自立元年に相応しい予算編成をしまいいりたいというふうに考えております。そのために必要とされる予算は重点的に配分するということは当然でありますし、先程の松下議員にもお答えをいたしましたこの重点事項6項目これを掲げて予算編成に着手しておるところでございます、あえてもう一度申し上げますけれども、1つとしては住民との協働のまちづくりの目出しとなる予算編成、これは色々地域でも考えていただくための自治組織の構築というものも想定をしておりますけれども、それらに対する支援が含まれておる考え方というふうにご理解いただきたいと思います。また、2点目は子育て支援の充実これも少子化現象の中で何としてもこれからの時代を担う子供達をできるだけ支援して活力ある町に結び付けていきたいということでございますので、色々保育料の問題もあるわけでございますし、医療制度の問題もあるわけでございますが、今それらの充実に向けてメリハリのついた内容を今検討中でございますので、ご理解いただきたいと思います。また、3点目は積極的な企業振興策、企業導入を含めてということでこれもや

はり人口増に繋げるにはどうしてもこうした施策を並行してやっていかないと企業誘致、企業誘致、人口増ばかり言っておってもこれは展望が開けませんので、そうしたことについて今制度的な問題も含めて今詰めの作業を急いでおるところでございます。それから4点目の安心安全なまちづくりを進める予算でございます、再三の最近の大災害、東海地震も想定される中でのこの危機管理というものについてもひとつの予算を配当した考え方の中でその取り組みについて住民の皆さんとともにこれは方向を出しながらいざというときのための安心安全なまちづくりに結び付けていきたいというふうに思っております。それから後で質問が出ますけれども、このありましたが5点目は指定管理者制度これによる組織機構改革等とも相まってですね、行政運営の効率を図る予算にしていきたいということで、今個々にはかつて考え方はお示しをしまいいりましたけれども、そうした指定管理者制度に含めての機構改革というものを検討した予算にしたい、最後になりますけれども、これは現在実施しております色々な継続事業保育園の建設もそうでございますし、色々な道路、河川、水路継続もでございますので、これも国県の予算付けをぜひ獲得をしながら継続をしてまた一部新規にはまた七久保小学校の大規模改修耐震改造といったことにも着手をしていかなければならないという予算の重点的な考え方を今現在いたしておるところでございます。それからその指定管理者制度の今後の方針と現状ということでご質問いただいております、町のその公の施設の管理方針につきましては、お示しをしてある町のふるさとづくり計画の実践書の中で掲げてあるとおりでございます。それでこの指定管理者制度についてでありますけれども、この制度を活用すれば何でもその今までよりもすべてよくなるというものではございませんので、ひとつにはこの諸経費の削減がそれに結びついていけるのかどうかという問題、それから職員のそれによって削減が期待できるのかどうかというふうな考え方、これらに着目をしてすべての施設管理について検討を行ってまいりました。その結果として内容的には、1つにはすべての業務を直営とするべきもの、それから2つには基本的に直営とするけれども一部の業務を委託にするというもの、それから3番目には指定管理者にすべてこの業務を移行するもの、それから指定管理者に一部の管理業務を移行するもの、それから施設の利用者が自ら管理をしていただくというちょっと一見申し上げただけで分かりにくいかと思っておりますけれども、こうした考え方に分類をして仕分けを行って現在各課ごとに平成18年の4月から管理方法を変更すべき手続きを今進めておるところでございますのでご理解いただきたいというふうに思います。なお、指定管理者制度への移行には必要な手続きにつきましては、この来年の3月の議会定例会でもって議案の上程を一連のものを上程して審議をいただくというかたちにしてございますので、申し添えてお願いしたいと思います。ただ、指定管理者制度は相手のあることでもございますので、これらの手続き的なものを進めると同時に相手方との協議も並行して進めていかなければならないという問題がございますので、今そうした面についても着手をしておるということでございます。また特に飯島町振興公社につきましてですけれども、今後町の職員を100人体制まで落としていくと減らしていくという大前提で考えておりますので、この職員の施設管理業務など大幅に削減をするための受け皿のひとつとして今この振興公社の充実、業務の拡大というものを検討してお

るところでございます。いずれにいたしましても現在新年度の予算編成作業が始まっておりますので、この予算のそうした考え方を一部予算に組替え従来の予算の組替えも合わせて検討して行ってまいりたいということでご理解をいただきたいと思っております。選挙の投票所につきましては、選挙管理委員会の委員長さんの方からお答えがございます。次に窓口業務の時間外延長の実状はどうかということをごさいます、住民の皆さん方へのよりサービスの便宜供与という充実ということの中で8月から始めてまいりました時間外この延長窓口につきまして、お話にございましたように水曜日あるいは日曜日の時間延長でもって対応をしておりますところをごさいます4ヶ月が経過いたしました。12月4日の日曜日までの35日間実施した実状を担当課長の方からお答えをさせていただきますけれども、住民の皆さんへの利便性はかなり上がっておりますというふうに理解しておりますし、その効果も非常に評価を得ておりますというふうに私は理解しておりますので、もう少し1年ぐらい状況を試行しながら状況判断をしてみたいというふうに今のところ考えております。最後にこのアスベストの対策への問題でございますけれども、9月の議会においても色々ご意見質問もございまして公共施設をはじめ総合的なアスベスト対策について申し上げて、特に相談窓口等の説明をしてみたいけれども、ただ今の質問について建材に含まれるこのアスベスト対策が住民に非常に不安を与えておると、少しでもこのことを取り除くための行政として検査補助等を考えられないかと言う趣旨のご質問であるというふうに思いますが、近隣の市町村の状況いろいろあるかと思っておりますけれども、特に飯田市、駒ヶ根市がこの補助制度を設けて今やっておりますけれども、その他の多くのほとんどの市町村については制度は現在設けておりません。町としての考え方と状況でございますけれども、こうした問題がクローズアップされてから今日まで今までのこうしたアスベストの関係に対する問い合わせあるいは健康に対する不安等のことが行政に対して問い合わせがあったのが2件ございました。あるいはまた調査分析機関の紹介をしてほしいといったようなことへの問い合わせも3件、それからアスベスト全体的なことについての問い合わせが3件というかたちになっておりまして、計8件ほどの今までのこの扱い事例というふうに聞いておりますが、特別な今問題になったような例はないというふうでございます。このように相談件数非常に少ないわけでありまして、やはりこうした問題は生活の上で非常不安であり、そのことに対する気持ちを少しでも和らげるためにいかなければならんということ引き続き相談業務やこのアスベストに対する正しい認識と対応についてのPRは今までどおりに努めて進めていきたいというふうに思っておりますけれども、この直接検査等に対するその補助制度これにつきましては、この問題それぞれの個人の生活の問題であり、自己責任の範囲でひとつお願いしたいということでもって今のところこの補助制度を飯島町が設けて考えていくという考え方は現在しておりませんのでひとつご理解をいただきたいと思っております。以上第1回のご質問に対するお答えとさせていただきます。

選挙管理  
委員長

選挙管理委員長の中野でございます。選挙の管理の関係でございますので、私の方からお答えを申し上げたいと思っております。投票所の設置につきましては、ご承知のように公職選挙法の定めるところによりましてそれぞれの選挙管理委員会で定めるというふうになっ

ておるわけでございます。この設置につきましては、選挙人の人数だとか距離だとかいうような色々の取り決めがございますけれども、その中でとりわけ選挙人の利便性更にはそれぞれの地域のこの特性というようなものを十分に考慮をして定めるというふうになっておるわけでございます。当町の場合でもそれらのことを勘案をいたしましてご指摘のように現在は9箇所の投票所で行っておるわけでございますが、この見直し等につきましては、古くは七久保区で従来2箇所あった投票所を1箇所に統合と言いますか整理をしたという経緯もございまして、それ以後投票場所の移動だとか見直しというようなことも繰り返してきたわけですが、現状は数年間9箇所ということで施行してあるというのが実状でございます。このことにつきましては、私共選管の委員会といたしましてもたいが状況も変わってきておりますので、果たしてこういう配置で適当であるかどうかというようなことは非公式な方々にはありますけれども、何回も話し合ってきた経緯がございます。議員さんご指摘のような見直しということになりますと、私共の立場といたしますと先程申し上げましたように一義的には選挙人の利便性なお地域の特性というようなことを考えるわけですが、それに関連して投票率というようなことも考慮を入れながら考えるわけですが、更に仮に投票所が移動するとかいうようなことになると、果たしてこの投票所としての機能といいますか、設備環境その他そういう相応しい場所があるかどうかというような問題とか、更には投票に関する事務その他について厳正にまた速やかにこの処理できるような体制になくちゃならんということ等もあるわけでございます。しかしながら一方この区内の状況というものをみますと道路状況また交通手段等非常に便利になってきているのも事実でございます。またこれ直接関係あるかどうか分かりませんが、従前の不在者投票制度というのが期日前投票に改正をされまして、その手続き等が非常に簡便化されたというようなことありまして、この最近期日前投票が非常に増加しているというようなことも現実としてあるわけでございます。あれやこれやの考えてみますと、現状どうかというふうに考えるわけですが、この選挙の投票行為ということをお考えますと、この選挙人住民が行政並びに為政者に対する意思表示というものをやる唯一のこの大事な場であるわけございまして、また確かに今の時代に効率的だとか経費的なことも十分わかりますけれども、そういう効率的な考え方のみではやっぱり律しきれない面もあるというふうには思っております。しかしながら現状をみますとやはり何らかこれで検討を加えていく必要もあるんじゃないかと私は考えております。それで議員さんご提案ご指示のような面も十分に考慮をしながら色々課題はあるわけでございますけれども、委員会としては町民の方々のご意見等もお聞きをしながらこの問題についての件につきましては、慎重にまた前向きにこれは検討してまいりたいという考え方でございます。どうにかたちがいいかというようなことを含めましてやはり検討する必要があると私の方はこういうふうにして検討させてもらいたいと思っております。以上です。

住民税務  
課長

急遽今年の8月から始めました窓口延長でございますけれども、それにつきまして各係別に申し上げたいと思っております。まず住民係関係でありますけれども、戸籍の謄本が46件、抄本が23件、それから除籍改正原戸籍の抄本、謄本等が42件、なお住民票につきまし



では全員の住民票が16件、個人が35件、附票が3件、身分証明が4件、印鑑証明が53件、あと公的年金以外の現況証明があるわけですがこれも有料になるんですがこれが2件、合計しますと取り扱い総数水曜日が41件の手数料が1万4,100円、日曜日が183件の手数料が8万2,350円ということで取り扱い総数につきましては、224件の96,450円ということで、1日当りに直しますと件数にして6.4件、手数料で2,755円ということがあります。続きまして、税金、資産税係の関係でありますけれども、税の関係につきましては税の各種証明、閲覧等が14件、それから税の收受等が17件ということで合計しますと、取り扱い総数が水曜日が13件、10万8,400円、日曜日が18件の16万9,700円ということで取り扱い総数は31件で27万8,100円ということになりますので、1日当りの取り扱い件数は0.9件、手数料は7,945円というかたちであります。住民税務課全体での窓口延長35日間やっておりますけれども、取り扱い総数が水曜日が54件、手数料が12万2,500円、日曜日が201件、手数料が25万2,050円で総取り扱い件数は255件の37万4,550円ということで、1日当りの平均につきましては、7.1件の1万701円ということになりました。当課ではありませんけれども、他の課とか係への文書の取次ぎ等そういうものも11件5,775円ありまして、その他に報告等が8件あったということでございます。以上でございます。

9 番  
(宮下覚一  
議員)

それぞれご答弁をいただきました。特に中野委員長さんには懇切丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。最初に投票所の問題でございますけれども、今答弁いただきましたように住民の皆さんの意向そしてまた利便性等々考えればなかなか難しい点があるかと思っておりますけれども、そうはいってもですね、現在のかたちが一番いいとはいうかたちじゃございません。また経費を考えればですね、削減の対象にはなるだろうというふうに思います。町の選挙町長、議員選挙は4年に一度でありますけれども、全体で考えれば長野県知事が来年予定されております。そしてその次には参議院選挙もあります。またいつどうなるかわからない衆議院選挙もございます。そういったことを考えればですね、なかなか回数はあるだろうというふうに思います。そんなことでございますので、前向きな答弁をいただきました。ぜひその線をお願いしたいと思います。また合わせてですね、老人障害者等の弱者に対する投票所の環境そして投票所のしやすさ、その辺の整備方向も考えてほしいというふうに思っております。ぜひその辺をお含みいただいて委員長さんには指導力を持っていただいて改革をお願いしたいというふうに思いますので、もう一度その辺の心構えをお聞きしたいと思います。それから時間外延長窓口につきましては、数字からはかなり利用する方がおるとということで安心をいたしました。一方でですね、一番知りたいことはこの要するに時間外延長している職員の皆さんの経費はつきり言うと人件費これがどうなっているかということでございます。要するによく言われるその費用対効果ですね、それがどういうことになっているかということでございます。新しいことをやれやれと言っておいてですね、始めれば何だというふうに思われるかもしれませんが、そうではなくて経費とのバランスでもし費用があんまりかかるようであるならば他の方法も考えられないのかなという意味合いでございます。そういったことで人件費含めた経費その辺がどうなっているかをお聞きしたいと思います。アス

ベストの問題につきましては、喉もと過ぎれば熱さ忘れるとよく言われましたけれども、この問題もですね、段々にまた風化していくのかなというふうに懸念しております。最も今建設業界では先月にまたまたおおきな問題が起きてそっちの話がどっかへ飛んでいってしまいました。住民の皆さんがこういったことを気にされないようであれば勿論いいことだと思います。先程町長答弁にありました制度につきましては、確かに飯田、駒ヶ根そして確か中川も始まるようには聞いておりますけれども、いずれにしても費用的には微々たるものでございます。しかしそういった窓口を本当は開けておくということが大事ではないかというふうに思います。必要性があまりないような感じでございますけれども、必要の状況によってはぜひ考えていただきたいなというふうに思いますので、この件についてもお願いをしたいと思っております。それから管理者制度の問題でございますが、お話ございましたように3月の議会に上程されるということでございます。当然手順として議会の議決が必要でございます。条例化が原則でございます。そんなことを踏まえて準備を整えていただいているということでございますので、これは結構でございますけれども、色々な方式の答弁をいただきました。確かに内容によっては非常に複雑な状況かなと思っておりますけれども、何でもここで取り上げたと申しますと答弁の中にはございませんでしたが、実は町の体育施設また開館施設にとってですね、ある方が前向きに検討しているというふうに聞いております。当然担当課のほうで話は進んでおるのではないかと申しますけれども、この業者あるいはこの希望している方については、近いところの方でございますので、ぜひこの前向きにですね、検討してほしいなと思うわけでございます。全国的にみますとこの業者決定においては、公募によらなくて指定指名をしているところ、あるいは専決処分で業者を決めているようなそんな理解のあるところもあるようでございますけれども、そこまで飯島町の場合はそこまでは言いませんが、前向きに積極的にやっていたきたいなというふうに思います。考え方によっては建物はやっぱり使わないと寂れちゃうということでございますので、辰野のプールの例もございまして。ぜひそういった管理に對しまして前向きに検討をお願いしたいと思います。もう一度答弁をお願いいたします。それから18年度の予算編成における重点施策の問題でございます。6つの要件ございました。しかし18年度でこれが全部盛り込めるかというとなかなか難しい面があるかとございます。それと保育園の問題、七久保小学校の問題こういったハード面についてはですね、ふるさとづくり計画等々の計画通り進むだろうというふうに思いますけれども、町長のリーダーシップとして町長個人としてやはりこの6つの施策の中で今一番重点に考えている点、それについてはどうなのかももう一度お答えをいただきたいと思っております。以上2回目でございます。

町 長

それでは再質問の中で今質問されました順序と逆で申し上げてまいります。まず18年度の予算編成に対してふるさとづくり計画あるいはまた中期総合計画の素々案の中から重点的にということで進めておまして、お答えしてきたとおりであります。特に町長がこの最重点的に考えておる考え方はどうかということでございます。やはりこれは今までの中期総合計画基本計画に沿った運用というものが大前提になりますけれども、今回特にこの自立のまちづくりを進めていく上で重点的な戦略として2つのことが加わってき



ておるわけでありまして、1つにはこの協働のまちづくりのひとつの立ち上げ、住民とのコンセンサスを得てやっていくという部分に精一杯の配慮をしていきたい、同時にまた人口増と活性化というこの基本的な戦略的な考え方につきましても色々と制度を設けながらそのことを支援加担していきたいということが特に大きな2つの取組みの内容でございます。それからアスベストの問題そして管理者制度それぞれ考え方色々あるわけでありましてけれども、これ窓口は開いておくということのご意見であります。当然窓口は相談的に窓口を開いてそして少しでも住民の皆さんへの対応、窓口対応、相談対応というものはしてまいりますけれども、果たしてこれが個人がどのように受け止めて実際に検査に入るかどうかちょっと未確定なところがございまして、ぜひひとつこれは個人の自己責任の範疇でひとつ取組んでいっていただきたいなということを申し上げた次第でございます。管理者制度も色んな区分けをしながらやってまいります。また議会で議決をいただいて、専決でというようなことはちょっとこれは考えられない話だと思いますので、手順を踏んでやっていきたいと、一部に外部に対しての施設の運用というようなことも水面下でというような話もございました。今ちょっと現在進めておりますが、今日ここで申し上げる状況にはまだないということをお含みをいただきたいと思っております。その他の事につきましては、担当課長の方から申し上げます。

住民税務課長 窓口業務の関係でありますけれども、水曜日の2時間につきましては当日の午前8時半から10時半まで代休ということでなくて時差出勤的なかたちで休みます。ですから超勤手当等は出ておりません。それから日曜日につきましては、その週の前日の金曜日やはり午後半日休みを取ってもらって次の日の8時半から1時まで日曜日に出勤してもらうということでございますので、経費についてはかかっておりません。ただ職務の内容でそのとおりに休めないという場合がありますから、その場合につきましては代休としての時間ときに休んでもらうという方法であります。以上であります。

選挙管理委員長 私共も先程申し上げましたように現状の投票所の状況が果たしてベストだというふうには考えておりません。色々地域的な状況等ございますけれども、現在のこの地域の道路状況とか色々考えますと、これは考えてもいいんじゃないかなというふうには思っておりますので、その辺のところやはり仮に該当するようなところの方々についてはご理解をいただきながら話をしていくということだと思いますけれども、どうかたちにして増えるか減るかというようなことは申しませんが、見直しをしていくことはしたいと思っております。それから弱者に対するというようなことちょっと申しましたが、これ会場のことかと思っておりますけれども、確かに現状の投票所では車椅子とかそういうかたちで行けるという施設は少ないと思っております。したがってこの期日前投票あたりに私見ますに非常に車椅子の方とか不自由な方が期日前投票には多く来ておるんじゃないかなと思っておりますけれども、この弱者の方々に対する配慮というものもそれぞれの投票所でも考えていかなきゃならないのかなとそんなふうには思っております。以上です。

9番 (宮下覚一議員) 3回目をやりたいところでございますけれども、時間がまいりましたので質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。  
再開時刻は11時35分といたします。休憩。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 再開

議長 会議を再開します。

一般質問を続けます。1番 内山淳司議員。

1番 (内山議員) 通告にしたがいまして質問をいたします。1つとして飯島町ふるさとづくり計画初年度平成18年度の事業計画と予算編成についてでございますが、このことにつきましては、先の質問者から新年度予算と行財政運営について、また町行政の改革に向けての考え方について等々質問があり、それぞれ答弁がございましたので、私はできるだけ重複を避けた質問をさせていただきたいと思っております。平成17年度の予算編成は合併と自立を見合わせながらの予算編成でありましたが、新年度はいよいよ自立のための予算編成であり、飯島町が地方分権時代に対応しうる持続可能な自立するまちづくりを实践する初年度を迎えたわけでありまして、私が今さら申し上げるまでもなく、地方財政を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあります。特に国と地方の長期債務残高は平成17年度末には700兆円に達すると言われております。国はこの状況を打開するため地方交付税の削減や地方への税源移譲と称し三位一体改革を進め各自治体が自由に使える金を増やすと申されていますが、今までよりも額面は減少することは間違いのないものと思われまして、国の税収も平成2年度をピークに毎年減少を続けております。このところ毎年3兆、5兆という公債収入をもって賄っているところであり、国が行財政改革を進めれば進めるほど小規模自治体としては一層厳しい財政状況が予想されます。さて、自立のまちづくりのためにふるさとづくり計画を基本とする中期総合計画の素案ができ、その説明会が開かれました。住民の意見を聞き素案に反映をしていきたいという思いで開かれたわけですが、住民説明会への出席状況はどうだったのかということ、このことについては先程の前任者の質問の中でも人数等出されておりますが、またその際出された意見はどのようなものであったかお尋ねをしておきたいと思っております。また平成18年度予算編成に望む町長の姿勢はこれも先程の質問者からもございましたので、この辺りは変わった答えはないと思っております。一通り答えをいただけるものならお願いをしたいと思います。我が町のように町収入も減少少なく地方交付税もまた国庫県支出金に頼って町財政の運営を行っていかねばならない町ではなんと言っても住民による協働のまちづくりを進めていくことでなければいけない、成り立っていかないというのが現状であります。住民にこの現況を把握していただき理解をいただくためにどのような手段で周知徹底を図っていくか、先程の質問の中でも耕地担当制度等を活用してその辺りの周知徹底もしていくことが大変重要なことであると思っておりますが、そんな点についてもお伺いをいたしたいと思っております。

続きまして2つ目の質問といたしまして、青少年児童健全育成についてお伺いをいたします。最近青少年を取り巻く社会環境は大変不安定になってきております。先日は広島県においての小学生女児が殺害され、続いて栃木県の小学生女の子が下校途中に行方不明となり翌日茨城県の山林で遺体で発見されたという痛ましい事件が続発しております。飯島

町においても下校時に不審者による声掛けがあったと騒がれ、それぞれ不安な気持ちになったわけでございますけれども、この件は誤報であったとのことで終結いたしました。このような不穏な社会環境にあって保護者も子供達もひと時たりとて気の安らぐことのない状況下において何かに怯えながらの生活をされている様子に心を痛めるものであります。私たちの子供の頃には遠い道のりを徒歩で通学し、暗くなった夜道を通うことで心身の鍛練の一端として捉えていた良き時代でありました。ところが今日は全く様変わりをして環境の中において通学バスが走り、自家用車による送り迎えが当然のことのようになっている今日、ちょっとしたすきをついての出来事、犯罪このことが多く目に付くようになってまいりました。青少年児童を取り巻く環境の悪化は著しいものがあります。このことで小中学校の登下校時の安全対策はどのように立てられ実行されているのかお伺いをしたいと思います。またそんな折、最近春日平地籍の広域農道沿いにある野菜直売所の隣に有害図書自販機が設置される事態が起きました。地主さんも直売所の皆さんも飲む物の自販機と思っていたようでありますが、内容の違う自販機ということで近隣に住むものとしてこの環境汚染を大変心配するものであります。設置された経緯はどうあろうとも一刻も早い撤去が望まれます。過去において上伊那郡下では南箕輪村にまた伊那市内にそして7年程前には田切追引地籍にこの種の自販機が設置された事例がありました。再びこの地において不名誉な事態となり非常に残念に思います。この施設撤去には過去において地域住民運動が一番効果が上がったといわれております。追引の事例の折にも飯島町青少年健全育成推進大会などを開き、有害自販機設置のゼロ宣言を行い、また住民から7,000余名の署名を募り撤去要請活動がされました。その後撤去することができたことを今思い起こしております。このことについて町長、教育長の思いと考えをお聞きをいたしたいと思ひます。さて、今まで申し上げてきました事柄だけでなく、最近はずぐ人を殺害する、また親が児童を虐待し死地させる、子供が泣き止まぬから、言うことを聞かないからと言って折檻し死に至らしめるなどの事件が後を絶ちません。私はこのような事態を見るにつけ戦後の教育に何か欠けた点があったのではないかと思ひてなりません。個性重視の教育に偏重したことの原因があるのではないかそんなようにも思われてなりません。昨今新聞紙上で報道されております耐震強度偽造設計問題についても関係者の責任のなすり合いがされており、自己責任を微塵も感じることでできない様子を見るにつけ、また丸子実業高校生徒の自殺についても学校の対応、また親の考え方が真っ向から対立しているような報道がされております。双方が自分の立場だけを擁護するような弁に終止をし、相手に責任をなすり合うそのような責任のなさを見るときに、この自殺をされた生徒の思いやそれをやさしく感じることでできない学校側また親であるように見えてなりません。これらの問題は戦後教育の中で特に個性教育を重視するあまりに自分勝手な思いやりのないそんな人間を作り上げてきたのではないだろうかと思ひます。先程来申し上げておりますようにこの色々な事件を起こしてあるその皆さん方は学問的にはできた皆さん方だと思ひますが、そこに人間としての人格と申しますかそのようなものを持ち合わせておらんのではないかと、ただただ経済に追われ稼ぎにだけにのめり込んでいくその姿が今日の世情に繁栄してあるんだとこんなように私は感じております。そこで教育長にただいま申し上げたことに対し

町長

ての飯島町においても教育そんなことへ人間性あるいは人格の養成そういったことへの思い入り、またそういった方針での教育をなされているかどうかそのことについての考えをお聞かせ願ひたいこんなように思ひます。以上をもちまして第1回目の質問とさせていただきます。

それでは内山議員のご質問に対してお答えを申し上げてまいりたいと思ひます。まず中期総合計画素々案に対するふるさとづくり計画説明会が各地で開かれその出席状況ご意見はどのようなものであったかということでございまして、このことについては先の2人にも同じ質問をいただきまして都度お答えをしましりましたとおりでございますので、要約をお願いしたいと思ひしておりますが、11月の上旬に町内4地区でこれを開催をいたしまして参加者は4会場で135人であったこういう状況であったこと、またこの懇談会の目的が中期総合計画の素々案とふるさとづくり計画の実践書の間報告という内容を中心にご説明を申し上げて、これからの計画の段階策定していく段階への町民のご意見をお聞きすると、そして寄せられたご意見等できるだけ計画に反映をしていくということを目的としたものであること、そして懇談会では中期総合計画の重要な課題として位置付けております協働のまちづくりと人口増活性化対策を中心に多くの建設的な意見が寄せられました。特に協働のまちづくりに関しましては、住民参加のあり方や新たな自治組織に関する色んなご意見質問が寄せられ、また人口増活性化対策の課題では子育て支援の充実や商工業の振興策、これから自立の町に向けての色んな施策に対して重点的に投資をすべきという多くの意見が寄せられたこと、このことなどが中心な意見として出されました。これら寄せられたご意見につきましては、基本構想審議会に資料として提出をいたしまして中期総合計画の策定にできる限り反映をさせていきたいというふうに考えております。また、次の18年度予算編成に望む姿勢、特に交付税の問題、町税の減収等の問題につきましてはの触れてのご質問でございますけれども、再三申し上げておりますように基本的な姿勢につきましては、厳しい財政事情の中で限られた財源をどうメリハリをつけて重点配分していくかどうか、これも先に答弁をさせていただいたとおりでございます。6つの重点方針に沿って予算編成を現在進めておるところでございます。一点町税につきましては、評価替えによる固定資産税の減少がやはり見込まれるというような要素、それから法人町民税につきましても大幅な増収はなかなかまだこの地方経済の中では見込めないという状況にありまして、ただ個人の住民税等につきましては税制改正の低率減税等の部分もございまして一定の増加も見込めるという見通しもあるわけでございますけれども、町税全体のトータルとしてはやはりこの増収増加というものは見込めない状況にあるというふうに認識をいたしておるところでございます。加えて地方交付税についても起債の交付税措置での増加分というものは見込める部分があるわけでありまして、やはり全体にその総額が抑制をされるということで年末もうあとわずかの間にはその方向が出てくるかと思ひますけれども、更に加えてまた合併をした各自治体への特例債等への財源配分というようなこともあるわけございまして、こうしたことも含めると全体の一般財源はかなり減少をするということになります。一方歳出におきましても特別会計への繰出金や公債費、更に扶助費等の経常経費当然増の部分が増加してまいり見込みで



えております。しかしその個性教育の落とし穴がですね、何て言うか個性というものを間違えて捉えている向きがあるというふうに私も思っております。例えば子供のわがままとか子供の我とか癖とかそういうようなものを個性と見間違えてその子供の好き勝手が行動を黙認してきたという向きもあるわけございまして、この点については非常にしっかりと反省をしていかなくちゃいけないなというふうに思っております。基本的な生活習慣、しつけそういうものとそれから基礎学力をしっかりと身に付けることそれは個性を歪めてしまうというようなことにならないわけでありまして、私はそういうしつけとか基礎学力とかというようなものを身に付ける中でやはりさっき言いました子供達の身勝手な考え方とかそういうものが磨かれてそして本当の個性になっていくのではないかとこのように思っているわけでありまして、しつけと基礎学力を身に付けさせることそれから個性を發揮させることこれをちゃんとセットにしてきちんと教育していく必要があるかとこのように思っているところであります。以上であります。

1 番  
(内山議員)

それぞれお答えをいただきました。一般財源の減少がこれはもう必至でございますし、また協働のまちづくり特にこれから自立していくこの町の中では先程申し上げておりますように、住民の皆がそのつもりになってそのことにあたっていく、他人事ではない人に要求さえておけばいいというそういう時代じゃなくて、自分達ができることは自分達でやるということが大事なわけでありまして、先程来くどく申し上げましたけれども、周知徹底この方針そしてそれを理解していただくそんな場をしっかりとつことが大事であろうとこう考えおります。昨年来合併そして自立というような問題の中では各耕地へ出向いての説明、そしてあれだけのエネルギーを使った行動が理解はかなりされたとは思ふものの実際面その自立になっての状態というものをきっちりと把握はおそらくお互いしておらんのではないかなんな気がいたすわけでございます。然るに合併自立のあの問題それ以上にこれからはこのかたちで実践をしていくんだということございまして、それ以上のエネルギーを費やしての話し合いそして理解、その上でことを運んでいかなきゃならぬだろうとこんなように思います。また財政面からいきまして今の負担の中でも結構えらいんだと、これ以上の負担はしたくないというような住民の各所から聞こえてまいってきております。まず行政改革をする中でできるだけ支出の削減を図り、そしてその姿を見ていただいてどうしてもやらなきゃならないものはそれぞれの負担をお願いしながらやっていくんだ、そのことが納得のいったかたちの中での行政ではないかとこんなように思います。先程も答弁の中でありましたこの有害図書機の撤去問題それにつきましても先程そのことが地域でできてこそ自治の根幹をなすものではないかということをおっしゃっていただきましたけれども、私もそのとおりだと思います。あらゆるそういったものがひとつの協働のとか自助のとかそういうものの基礎になっておるんだということだと思います。

それから教育面に入りますが、先程申されましたように個性の重視教育というものは、私は特に個性教育に対しましては先程教育長が申されたように、重要なことでありそれが現代の教育の根幹であることは十も承知の上でございますけれども、それが話の中にありましたようにわがままやそういう方面へ子供達自身がとってしまう、また親もそう感じて

しまっているような部分もあるのではないかと、子供の言いなりにそういったことが世の中へ出たときになかなか自分の思うようなわけにはいかんだというそういったことを知らなくて社会人になり、そして社会人になってからあんな大きな問題ここ1日2日前にも事件がありました。教師が教師といひましても学校ではございませんが、塾の教師が子供を殺害した。それもしかものつもりで凶器を持ってきておった、決して学問のできなだ人じゃないと思います。大学まで出て、大学生でありというあの姿を見たときに教育の原点はやはり人間社会を如何に上手に生きていくか、上手というのはそのごまかしでなくて出会って人と人との和を保っていくのか、そのことが教育の本当のもとにあるんだと私はそう感じております。そして読み書きそろばんは生活の手段だと、それに活用していただくということだと思っております。ことにこの世界的にも教育の問題が見直されるというかなんな報道も入ってきております。個性重視から人格重視の教育を念頭においていかなければならぬだろうとそういうことが言われて始めております。そして、愛の教育は家庭にあるのだということも申されております。学校は学問を教え、そしてそこへ集う子供達がそれぞれの個性を尊重しながら融和した学校教育ができるような、そのための人間としての形成そういったことは学校で十分やっていただく必要があるだろうと、ことに先程申し上げましたが自分の子供を虐待するなどというようなあり方は愛情のないものの表れだと思います。それは戦後の教育の中にまたその社会情勢の中に問題はあろうかと思ひますけれども、そういった基本をしっかりと守っていく、ただ稼ぎだけに追われんようにそして子供を育てるときはやはり親として子供に最重点を置き、時には貧しくても稼ぎでなくて子供を養育するそのぐらゐの心構えがなければならぬと感じております。戦後60年余経過いたしておりますが、その時頃は私達が学校へ通う頃は粗末な家に住み、そしてもしどっかで不審者が出たときにはその近くの家へ簡単にかかけ込められたさういうかたちでありましたが、今は嚴重な扉のついたそして留守がちでございますので鍵が閉められておる、そこへ助けを求めても全然効果がありません。外で少しばかりブザーを鳴らしてみても大きな声を出してみてもその声は家の中には届きません。そういった立派な家に住んでおるわけです。そのことがこの続発している犯罪に手を貸しているようなものであろうというようなことを感じるわけでございます。粗末な生活がいいというわけではございませんが、そういったことも念頭に入れながらこの安全対策にあたってもらいたい、また周囲のものとしてそう協力をしていきたいこんなように思うわけでございます。先程文部科学省で全国都道府県指定郡市教育長会議で登下校の子供の安全対策について徹底をするようにという要請が出され、通学路の要注意箇所の周知徹底また登下校時よりの子供の安全管理の徹底そして子供に危機回避能力を身に付けさせる安全教育の推進、そして不審者に関する情報の共有、5つ目として警察との連携をとる、また通学路安全点検の方法として生活科や総合学習の時間を活用して児童生徒が自ら通学路の安全マップを作るということが大事であろうということが新聞紙上に出ておりました。これらのことを一つ一つ現場で実施していくことが防犯に繋がりに健全清祥の育成に繋がっていくものと思ひます。このことに対しましてもし何かご答弁がありましたらお願いを申し上げます。私の質問を閉じたいと思ひます。



町 長 内山議員のご高説を拝聴いたしまして重く心に受け止めさせていただきました。心して今後にかかってまいりたいと思います。

教育長 内山議員のおっしゃられるとおりというふうにと私も思っております。心や情の教育というものをこれから如何に最重点に進めていくか、これは教育行政私に課せられた大きな課題かと思っております。それからですね、文部科学省から出されました要請でございますけれども、今内山議員のおっしゃられた5つの項目につきましては、これは1つ1つ検討しますと今まで学校でそれぞれ十分、十分と言えるかどうかわかりませんが、実施してきているところでございます。しかし、この5項目につきましては、これからの5項目に沿って本当にしっかりとこの施策ができていくかどうか、各学校で点検をしていくいいこの目標というか指針になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これについてもしっかり考えていきたいとそういうふうに思っております。それから10月に文部科学省の検討委員会から情動に関する科学的解明とそれから教育等への応用に関する検討会という長いこの名前の検討会がございまして、そこで非常に重大な発表がなされました。これ今まで三つ子の魂百までもと言われてきていることでございますけれども、それが科学的に証明されてきたという発表でございます。簡単に言いますと5歳までの子供の育て方これがずっとこのその子の一生を支配していく重大な問題であるというような発表がされております。このことにつきましてもこれは幼児期の教育でありますけれども、しっかりと受け止めて家庭教育のあり方を考えていかなくちゃいけないとそういうふう

1 番 終わります。ありがとうございました。

(内山議員)

議 長 ここで昼食のため休憩をとります。  
再開時刻は1時30分とします。休憩。

午後12時23分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 会議を再開します。

一般質問を続けます。7番 竹澤秀幸議員。

7 番 通告に基づきまして質問を行いたいと思います。その第1でありますけれども、飯島町中期総合計画における2つの重点戦略、協働のまちづくり及び人口増活性化対策についてでございます。中期総合計画中の2つの重点戦略の中での第1の協働のまちづくりについて何項目か申し上げたいと思います。このことについて細かく質問するのはなぜかと申しますと、議会議員はこうした総合計画の審議に直接参加できない現状の地方自治法の規定がございまして、議員で審議会に入っている議員さんはともかくといたしまして町長が審議会に質問した結果の報告があるのみで、現在は素々案の段階でありますので意見を述べ計画に反映したい思いから質問するものでございます。素々案での重点戦略の1つとしての協働のまちづくりについてでございます。協働のまちづくりを進めるための組織として共助の担い手組織として町内の4区をお答えとした地区内の耕地、公民館、育成会、老人クラブ、各種団体が構成する仮称地域づくり委員会を想定をしておるわけでありませ

ども、これに対する行政支援として人的財政的支援を行うと先の地区別の懇談会説明会の中で説明があったところでありませけれども、具体的にはどのように支援をするのかお尋ねをいたします。2つ目でございますけれども、素々案の中では町民と行政の対話機会が町長の企業訪問を計画をしております。私は以前からこの取り組みは必要性があると感じておる1人でございます、町の自主財源としての町税の納税額の殆どは飯島町に本社支店をもつ法人とそこに勤務する従業員の納税額がその殆どでございます、こうした企業を町長が訪問をし近況を語り行政支援できることを行うことは企業訪問は大切と考えるわけでありませ。私の記憶によりますと箕輪町の前の町長さんは月に1回昼休みを活用して町内企業を訪問していたと記憶しております。ぜひ実現をしてほしいと思うわけですが、町長多忙の中で本当に実現可能なのかどうかお尋ねをいたします。3つ目でございますけれども、協働運営者制度すなわち行政パートナー制度でございますけれども、職員数削減や人件費削減の一主翼でございます、これはどのような業務を担うかまだ不透明かと思ひませけれども、有償で行うのかボランティアで無償で行うのかについてお尋ねをいたします。4つ目でございますが、コミュニティービジネスの創設のことが謳ってありませ、コミュニティービジネスが創設できた場合には支援するというふうには計画では述べられているわけでありませけれども、この制度の熟知度などを含めまして飯島町町内で現実にコミュニティービジネス創設の可能性があるのかどうかについてお尋ねをいたします。以上が協働のまちづくりについてでございます、次に5つ目でございますが、素々案の中での重点戦略の2つ目といたしまして人口増活性化対策についてでございます。重点施策として定住促進若者向け賃貸住宅整備を行うとしておりますが、町が行おうとしている賃貸住宅整備事業はどのような交付金制度を活用し行うのかお尋ねをいたします。6つ目でございますが、地区別説明会でも意見が出されているように子育て支援政策は重要な課題でございます、他の市町村と飯島町を比べた場合にその子育て支援策の例えば乳幼児医療制度とか保育料の料金だとかそういうものを比較した場合に、飯島町より優れた市町村があるとすればそちらへ住民が異動するということが想定されるわけでありませ。例えば人口が増えております高森町、下条村あるいは宮田村のように子育て支援策を近隣市町村の上位にすることが飯島町として可能かどうか、またこれができないとした場合にですね、飯島町を取り囲むところの駒ヶ根市、中川村、松川町の中位、中庸の子育て支援策を確保することができるのかどうかについてお尋ねをいたします。7つ目ですけれども、若者定住促進の新たな提言として特別住民票制度創設を提案をいたします。この制度は全国的に幾つかの市町村で現在導入がされ始めているところでございます。ある市町村の例を参考に申しますと、飯島町のホームページにですね、飯島町特別町民申し込み申請ホームのこうしたホームをホームページの中に設けるわけでありませ。全国の飯島へ特別町民に登録をいたしたい方につきましては、そのホームページから入り込んでいただいております。生年月日、性別、郵便番号、ご住所それから自宅の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを書き込んで送信していただくわけでありませ。そうしますとこの特別町民というのはどのようなメリットがあるいは特典があるかということでございませけれども、まず気持的的には飯島町民と同じ気持ちになれるということが1つ、それから特別町民用の



住民票が届くこととなります。それから時々町のイベントや観光協会で推奨している特産品など含めましたそうした紹介の広報誌が届くこととなります。特別町民が飯島町へ訪れていただいた場合は例えば町長と記念撮影をすとか、その季節折々の飯島町の産物の果物等々でお茶を飲み懇談すとかそんなようなことをやっていく市町村がございますので、こうしたことをどうかというであります。また、一旦特別町民として登録された方につきましては、町ホームページの掲示板を活用いたしまして飯島町を訪れた特別町民の相互の情報交換ができるようにするとなおその和が広がっていくということになるかと思えます。こうした特別住民票制度を導入し飯島町へ若者を中心に何度か訪れていただく中から将来の定住を展望いたします。内容はあくまでも例でありまして、以前に申し上げた団塊の世代を含め若者をターゲットにするにはもう少し知恵を絞る必要があるかと思えますけれども、こうした制度を検討いただけるかどうかお尋ねをいたします。8つ目ですけれども、総合振興で大型店舗誘致と既存店舗活性化についてでございますけれども、大型店舗誘致を明文化しておりますけれども、先進事例や近隣を見てもそうですけれども、大型店舗が進出いたしますとその町の中心店街が寂れて空洞化現象を起こすというようなことが心配されるわけでありまして。したがってこの課題につきまして飯島町商工会との協議は行っているのかどうかについてお尋ねをいたします。

続いて大きな質問項目の2つ目でございますけれども、現在いいちゃんポスト並びに水曜日と日曜日の時間外窓口業務に加えまして出張役場制度の導入も新たな政策として提言するわけでありまして、詳細は後で触れますが町職員自宅で行政手続きができるこうした制度についてであります。実は私が直接調査しましたが先にテレビで日曜日に放映があった福島県矢祭町この町はご承知のとおり平成13年10月に合併をしない宣言をいち早くした有名な町でありまして、人口7,000人ほどの町でございます。ここでは自立のまちづくりとして思い切った行政改革を推進していくところでございます。テレビで先般取り上げたのはこの出張役場制度の導入であります。この制度ですが、例えば本日あるAという役場の職員の自宅へ行きましてですね、予め職員宅に用意してある諸証明の申請書の用紙の内例えば住民票がほしいとしたら住民票の申請書に必要なことを記入していただいて証明手数料を預けることとなります。その職員が翌日役場へ来て申請手続きをいたしましてその住民票を自宅へ持ち帰るわけでありまして、そうすると夕刻その申請者が職員宅で交付を受けることになるということで日数的には2日間かかるわけでありまして、役場へ行かずに行政サービスを受けられるという制度であります。特にお年寄りとか交通機関はなかなか利用できない方などにはいい制度ではないかというふうに思うわけでありまして。飯島町では現在水曜日と日曜日の時間外窓口業務を行っており、その制度もあると思えますが、職員の合意を得る努力を行って新しい制度として導入することを提案したいと思うわけでありまして。先の平成16年度決算におきまして職員の時間外勤務手当につきましては、2時間代休制により大幅な削減がされ加えて職員によるいいちゃんポストの毎日当番制による文書の回収あるいは時差出勤方式による水曜日と日曜日の時間外窓口業務や耕地担当制など職員の協力があってこそできる改革を現在行っているわけでありまして、こうした職員の努力に改めて敬意を表するとともに、出張役場制度に

ついて特に職員労働組合との協議も十分行っていただいて合意の上実施されんことを要望するわけでありまして。なお、この制度は福島県矢祭町に限らず全国的に今増えつつある現状にあります。ちなみに申し上げますと矢祭町には自立課という課がございます、この担当職員に伺ったところで何と現在はこの出張役場制度よりは時間外窓口業務の方が盛んに行われまして、このメリットの多いようであります。飯島とは違いましてそこまでやる必要はないと思えますが、参考に申し上げますと平日は朝午前7時30分から午後6時45分まで毎日、土日祭日は午前8時半から午後5時15分まで年中無休で行っているところであります。したがってこの制度による町民の利用の多いということで最近では出張役場制度よりは直接窓口に行く人が多いということをお伺いしておりますけれども、飯島町で時間外窓口をそこまで広げてやれということをお伺い申し上げますけれども、前段申し上げた出張役場制度の導入についてご検討いただきたく町長のご回答をいただくことといたしまして1回目の質問を以上とさせていただきます。

町長

それでは竹澤議員から2つのいただいた質問に対して順次お答えをさせていただきます。まず飯島町の中期総合計画におけるこの2つの重点戦略これについて細部にわたっての幾つかの質問をいただいております。まず最初に仮称でありますけれども、まだ正式名称という段階になっておりませんが、この地域づくり委員会の人的財政的支援これは何かということに対してでございますけれども、再三申し上げておりますようにこの協働のまちづくりの理念といたしまして役割分担の明確と自助共助公助この補完機能を掲げておりまして、その共助の中心的な担い手となりうる新たな自治組織を立ち上げる方向で計画に盛り込んで素々案の中には盛り込んであるわけでございます、そうした説明をしてきておるわけでございます。この新たな自治組織の組織の構成等につきましては、今後4地区ごとにそれぞれの地区の実状に即した組織を検討をしていただくこととなりますけれども、その検討のたたき台となるこの組織のガイドラインという考え方の中でこの計画に盛り込んでおるわけでございます。このガイドラインでは組織の名称を地域づくり委員会ということといたしまして、この設置目的や組織構成それから活動内容、行政の支援等を盛り込んで降りまして、その行政の支援として考えられる例といたしましては、人的財政的支援を掲げておるということでございます。基本的な考え方といたしましては、1つにはこの組織の立て上げ時期これから軌道に乗るまでの間の行政が積極的に支援すること、そしてこの支援の方法として人的な面ではまちづくり所管の課の職員あるいは地区の担当職員が必要に応じて支援をしていくと、また財政面では組織立ち上げ時期の財政的支援が考えられるということも思っております。いずれの支援も組織立ち上げ時期から軌道に乗るまでの間の支援というかたちであるわけでございます。次にこの町民と行政の対話機会町長の企業訪問は可能であるかどうかということについてのご質問でございます。これまで町政に関わる懇談会や説明会などを通じまして町長が地区や耕地を訪問して町民の生の声を町政に反映をできるだけしてきたということございまして、また本年度からはご承知のように町民と町長とのほっと懇談会の開催、それから町民の皆さんに気軽に役場へ訪れていただきまして町長と懇談することによって町民と行政のコミュニケーションを図って町民の声を施策に反映する機会として設けたところでご

ざいます。このように町長がもつ姿勢の懇談会を合わせて地域や団体、企業を積極的に訪問をして町長と直接対話をしながら抱えている課題について懇談をして、あるいはまた町づくりに対するご意見を聞くということで、町民との意志の疎通を図るとともに、町の施策に反映する機会として町民に開かれた協働のまちづくりを実現をするためには欠かせないというふうに考えておりました、企業との訪問については具体的な手法は今後検討することにしてまいりたいと思っておりますけれども、特に私もこのことについては前々から考えておりました、なかなか実現できない部分もあって幾つの企業には訪問した経過もございますけれども、今後更に既存企業育成をする観点からもこの企業等の要望もお聞きをする中で積極的にこのことを実施をして努めていきたいというふうに考えておるところでございます。次に協働運営者制度は有償であるか無償であるかというご質問でございますが、協働運営者制度につきましては、お話にございましたように町民自らが町政運営の一翼を担うことで行政サービス水準を落とさずに今後職員数が減少する部分を町民の力を借りて補っていく考え方のひとつの制度であるかと思っております。この制度では町と協働運営者は対等の立場でお互いがパートナーシップに基づいてそれぞれの責任に基づいて協働を進めることになるわけでありまして、基本的には現行の事業費を上回らない範囲内で有償により仕事を受け持つことが責任の所在を明確にする上で必要なことではないかというふうに思っておりますし、また一方で仕事の内容によっては無償で行っていただけるものもあるというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの制度については、協働に対する理解が深まらないとなかなか進まない制度でもございますので、まずできるところから順次進めながら協働のまちづくりの気運を醸成していくことがまず何よりも大事だという考え方をさせていただきます。次にコミュニティービジネスの創設の可能性はあるかということでございますが、協働のまちづくりを実現する上でこの担い手となりうり自治組織や団体が数多くあることが重要なポイントになるということでございまして、コミュニティービジネスについての確たる定義はございませんけれども、今色々例も出されての話にございましたけれども、その地域において課題となっていることや地域に不足しているサービスを地域住民が主体となってビジネスの手法を用いてサービスを提供していくというものだと思います。一般的には企業はいかに収益を上げて拡大をしていくかという点に力を注いでおると思っておりますし、また一方ではボランティアのような市民活動では地域貢献といった社会性を重視している側面があるわけでありまして、コミュニティービジネスはこの両方の利点をうまく生かした地域密着型のビジネスというふうに捉えておりました、今後地域づくり委員会のような新たな自治組織を立ち上げて地域課題を発掘して地域としての計画を作っていく中でこの地域としての必要な事業やサービスが明らかになってくる、そうするとこうしたコミュニティービジネスの創設の動きが必ず出てくるのではないかとこのように期待をしておるところでございます。そうしたことが出てきた場合には創設期の芽を育てるような支援を考えていきたいというふうに思っております。次のご質問の中で戦略施策の中の1つである定住促進の若者向けの賃貸住宅整備の内容はということでございますが、再三申し上げておりますようにこの中期総合計画では人口増活性化対策は最重点施策のひとつとして位置付けまして、町のこの力、力量

で可能な限り取り組みをしてまいりたいというふうに思っておるところでございます、またなおこの人口活性化対策は企業誘致や定住促進そして子育て支援など多くのこの施策を抱き合わせの中で総合的に講じていかないとその効果はなかなか期待できないだろうというふうに思っております。更にこれらの新たな施策を継続的に実施をしていくためには当然ながらその財源の確保や住民協働の取り組みも必要になってくるということでございまして、その財源確保の面ではふるさとづくり計画に基づいて町民負担を伴う大きな行財政改革を確実に実施することが不可欠でございます。更に住民協働の面では地域の子育て支援や企業誘致などの課題も克服をしていかなければなりませんので、単に行政だけの問題ではなくて、町民みんなが協力し合っただけの課題に取り組むことがきわめて重要であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。質問のこの定住促進若者向けの住宅整備でございますけれども、既に中期総合計画に関する分科会においても各委員の皆様からも色々意見が出されておりました、意見集約をしたところでございまして、また現在基本構想審議会においても審議をいただいております。また現在行政としても町としましても関係部署において連携をとりながら具体的にこれを今検討をして今後具体化していく考え方でございますので、もう少しその制度等につきましては今させていただきますところでございます。したがって現時点で具体策を申し上げる状況ではございませんけれども、先ほど申し上げた財政的な問題を含めて様々な課題との調整を図りながら積極的に進めていきたいというふうに今考えておるところでございます。次の子育て支援策を近隣市町村の上位にすることは可能であるかどうかということでございますけれども、この子育て支援策を近隣の市町村と比較して全体的な部分それから部分的なそれぞれ施策がございまして、一概にこの何をもって上位であるかそうでないかという判断もなかなか難しいわけであるわけですが、この地方分権の時代を迎えた今それぞれ市町村はその実状力量を踏まえてですね、さまざまな施策を講じていくということで、まさにこれはひとつの競争の時代に入っていくというふうに思っております。したがって当町におきましては今後は地域における子育て支援をどう構築をしていくかがひとつの一番の大きな課題となってくるというふうに思っております、この課題につきましては、今後住民協働のまちづくりの中で地域づくり委員会で十分に議論をしていただきたいということでございまして、中期総合計画の中での素々案の基本的な考え方といたしましては、1つには働きながら子供を育てることのできる環境づくりを構築してまいりたい、それから2つ目には子育ての支援やその負担の軽減を図っていくことが極めて重要であるというふうに思っておりますし、したがってこれらの内容につきましては、現在この審議会で色々検討をしているところでございます。また行政町といたしましても関係部署において財源確保との調整を見極めながら具体的に今検討を始めて予算編成にも一部そのことを反映していきたいというふうに思っておりますけれども、例えば具体的なひとつの考え方といたしましては平成19年度から東部保育園の中に子育て支援センターを設置してまいります。したがってこの子育ての支援を側面的にひとつサポートをしてまいりたいという考え方、それから保育料の軽減等につきましてもふるさとづくり計画の中では軽減措置を廃止するような考え方の計画が出ておるわけでありまして、やはり

これはぎりぎりまで踏ん張って当面はこの保育料の軽減措置を続行していくということで考えて取組んでまいりたいと思います。その他にお話のございましたような乳幼児医療の福祉医療の問題など様々な施策が考えられるわけでありまして、財源との課題がございますので現在色々と調整検討中でありまして、この件についてはこれから町を担う子供達の育成支援ということの大きな観点の中から最大限努力をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。それから特別住民票制度の導入についてのご提案がございました。お話にございましたように全国では特別住民票の交付あるいは特別住民制度を導入している市町村が幾つかあるようでございまして、当町といたしましては話のように色々なケースが考えられるかと思いますが、仮にこの事業を導入した場合におけるこの話題性あるいは行政の費用対効果、継続性、経済的な効果あるいは現在居住している町民の皆さんへのメリットの問題それからこのことが人口増活性化に本当につながっていくかどうかという様々な面から検討をして今後してみたいというふうにお答えをしておきたいと思っております。次にこの大型店舗誘致と既存店舗の活性化のこれにかかる商工会協議のお話でございます。今のところ素々案の中で大型店舗を誘致するという表現での絞った表現はまだなされていないわけでありまして、分科会等でも色んなご意見がありまして、既存企業との調整の問題もあるので両論併記のようなかたちで今現在検討を進めております。色んな意見があるわけでありまして、そこで中期総合計画の後編を策定するあたりまして本年7月にこの前期の中期総合の総括を中心とした住民意向調査を実施したわけでありまして、その結果は公表されておりますけれども、この結果によりまして特に商業振興施策の中では消費者のサービス等の販売促進対策を望む声が第一番で一位でございました。ほぼ同じくらいの率でもって国道のバイパスやアクセス道路の周辺に商業施設の誘導や駐車場が整った大型規模の店舗の誘致を望む声が第2位を占めておりました。特に20から30代の若者では大型店の誘致を望む声が大変多く多いというのも現実でございます。したがって人口増活性化対策を講じる上では若者に魅力のあるまちづくりをどうしてもこうした面も欠かせないというひとつの考え方もあるわけですが、しかしながら一方では既存商店街との振興活性化という望む声も第3位くらいの率で現実あるわけでありまして、今後は大型店の誘致や既存店の店舗の活性化の双方の施策を求めて検討していかなければならぬということなると思っております。現在のところ具体的にこの大型店舗進出というような動きがあるわけでは飯島町の場合ございませんけれども、今後基本構想審議会の審議も踏まえながら向こう5年間の計画の中にはこの大型店の誘致やそれから既存店舗との活性化などを色々検討して盛り込んで考え方を盛り込んでまいりたいというふうには思っておるところでございます。当然のことながらこれは既存店舗の皆さんへの改善の要望も色々ございまして、またそれらの調整の問題もございまして、当然それを取り仕切る商工会の皆さんを中心とした協議も必要となってくるということでございますので、それぞれの立場で今から研究を進めていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。それから最後になりますけれども、この役場の出張制度の導入について、いいちゃんポスト、窓口業務の延長等に加えてこの制度を導入することについての先進事例を挙げられてのご質問のご提案がございました。新たなこの

職員の耕地担当制度につきましては、地域の中の役場づくりという位置付けそれからいいちゃんポストは住民の利便性向上のために設けたものでございまして、従来からは職員は役場行き書類の取次ぎなどを日常的にお受けをしておりますけれども、耕地担当制もこのポストもこのことと並行して行っているということでございます。ご提案のこの出張役場制度は職員の自宅で行政の手続きを受け付けることができるご提案ということでありまして、全国的には既に同様の取り組みが行われるというふうにご先進事例も含めてお聞きしておられるわけでありまして、当町では出張役場制度を新たに設けるのではなくてですね、耕地当番制といいちゃんポストとの定着を図ることによってこの対応をしてまいりたいと、特に税金や色々な料金、現金の取次ぎにおけるトラブルの懸念あるいはまた職員はあくまでも職員達は使者であってお使いであって代理人には法的にはなり得ないということの問題もございまして、当事者自らが役場窓口の手続きを基本とすることによってこの可能な範囲での住民の利便性向上を図ってまいりたいというふうにご考えておるところでございます。窓口業務の時間延長等は当面もう引続いて進めてまいりますし、またほっと懇談やらポストやら耕地当番制も時間をかけて実のある定着したものにしてまいりたいという考え方の中で当面今この出張役場制度の導入の考え方はもっておらないということでご理解をいただきたいと思っております。以上第1回目のご質問に対するお答えといたします。

7 番  
(竹澤議員)

それでは2回目の質問を行います。今中期総合計画素々案の中における重点戦略の2つ目としての人口増活性化対策の中で定住促進若者向けの賃貸住宅整備事業についてでありますけれども、ただいまの答弁ではまだ具体的なそのメニュー等々について明確でないように拝聴いたしましたわけでありまして、多分ですね、こうした事業を自治体が行うとすると現行制度では地域住宅交付金などの助成措置があるわけですので、こうしたメニューを使うのではないということが想定されるわけでありまして、そうしたその申し上げたいことは、これからの時代行政が民間でもやっているような事業をお互いにやりっこするというのはよさうということをご提案するわけでありまして、先に商工会の役員の方々と総務産業委員の方々と懇談会もあつたところでありまして、我が町はそういうわけで自立のまちづくりを進めているわけでありまして、要するに小さな政府づくりというものを目指しているということでありまして、民間でできる事業で行政も要するに町も今行っている事業については見直しをしていく必要があるわけでありまして、この民間も町も行っている重複して行っている事業こうしたものはこれからは民間でできることは行政は行わないというものの考え方が必要ではないかということをご提言をするわけでありまして、例えばですね、今申し上げた賃貸住宅を地域住宅交付金などの財政措置を受けて行うことになりまして、当然にしてその従来の補助金と同様に交付金の交付基準などによりまして建設物の基準が定められ、その規制の枠にはめられていけば高いお金の費用を使った住宅を建てなければならないというようなこと考えられるわけでありまして、また完成後の入居に際しては現行行政で行っている住宅政策と同じように所得制限などの制約があることによりまして誰でも入れるということを阻害されると問題点があるかと思っております。したがってこれからは行政はこうした事業を行わず、その事業目的などを民間の事業者とよく協議をして民間事業者が事業主体となって賃貸住宅整備を行うということに

すれば例えば建設費用も民間ベースでやりますので、無駄な交付基準に基づかなんで安いコストで建物を建築することができますし、また入居する方も若者が無制限で入ることができるということが可能になるかと思うわけであります。そうした事業展開が必要かと考えます。したがって行政は建設にあたっては例えば用地確保ですとか税制の問題だとかあるいは入居者の募集などを民間事業者と共同で行うといったそういう手法が新たにとられてやっていくことができないかということをお尋ねをしたいと思います。それから次に2点目ですが、子育て支援の中で本定例会の議会でも意見書の案があるところへあれですけれども、やはり安心して母親が出産できる体制の整備という事が必要なわけでありまして、先ほど細かい子育て支援につきまして町長答弁がありまして、例えば保育所に併設する子育て支援センターまた保育料の軽減措置を継続していただけるというような方向性をご答弁いただいて結構なことだと思いますけれども、例えば近隣の下伊那赤十字病院、日赤病院の例も含めまして産婦人科医の確保ということが重要な課題でありまして、我々議会も議員活動して取り組むことが当面でありますけれども、とれたとしても長野県衛生部等々に働きかけをして人口増が入口の政策であるとするならば安心して母親が出産できる体制の整備のため町長としての今後の対応方針を特に産婦人科医の確保の課題についてお尋ねをしたいと思います。2回目の質問は以上であります。

町長 再質問の中でこの若者向けの定住住宅構想計画これについての問題でございます。確かにおっしゃるようにこの住宅政策の中で今民にできることは民間でということやってまいりました。したがってこれからの町営住宅の管理運営とも相まってですね、今後似たようなその住宅民間でできるそのアパートを中心にしたようなものをまた行政が同じようなことを重ねていくというのはもうこれは昔の古い考え方で、これからは民間の活力でもってアパート等を建設してそれに入居していただいて結果として町の人口増にも繋げていくということでぜひ委ねてまいりたいというふうに思っております。その一方でそうした若者が来ていただいて来やすい色んな設定条件があるかと思っておりますけれども、家賃の問題それから更にはその後子育てをしていただいて最終的にはここへ人口が定着をして、また自分の持ち家も建てていただきたいと将来こういう一連のかたちの中でのその入口で若者定住構想というものを捉えていきたい、こういうことで今色んな制度面から今お話のあった広域の問題もあると思っておりますけれども、色々と検討しておりますのでございまして、決して民間と二重になるようなことを重ねてやるという気持ちはもうとうございませぬので、その辺を十分整備して区分して町の真にこの住宅の魅力のあるような住宅というものをやはり最大限に供給していきたいという考え方でございまして、そのようにひとつご理解をいただきたいと思っております。それから産婦人科医これは昭和病院それから特に隣の松川日赤がその先生がいなくなってしまうと、近々どうもこのことが受けられないというようなことも聞いて要請が来ております。飯島町、昭和病院とともに松川も近隣の従来非常にお産のすることについて松川を利用して多くの方が病院で受けていただいたという経過もございまして、これは下伊那日赤という立場のみならずこの地域として深刻に考えております。色んな病院からの要請もございましたし、この地域として捉えて特に飯田方面につきましては下伊那広域連合の中でもこのことをひとつの

共通の話題として今何とか方向が見出せるというような新聞報道も出ておりますけれども、やはりこの地域がこれは中部伊那を構成するひとつのまとまりの区域でもございまして、他人事ではなくて一緒になってまたこのことの対応もしていきたいというふうに思っておりますし、現に昭和病院や中央病院も含めてこの産科医の確保という問題を地域の問題として取り上げてきておりますので、伊南行政組合あたりもその辺の色々と話題に出ております。最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

7 番 (竹澤議員) それでは3回目の質問ということで協働のまちづくりにつきまして共助の担い手は区を中心とした組織を想定してあるわけございまして、行政のこの下請け機能的なイメージを持つ町民もおるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、自助共助公助と町民の下から作り上げていくような実施のシステムであるということをご答弁、今後関係者に十分理解をしていただくことが必要ではないかというふうに思うわけでありまして、また、町民の皆さんの意識改革が必要でありまして、町の将来は何かなるだろうとか、あるいは税金を納めているのだから行政がやるのは当面だなどではなくてですね、この先程からご答弁いただいておりますようにふるさとづくり計画として行政改革を断行し今既にやっております。特に内なる改革としての人件費削減等々は引き続き断行するとともに、住民サービスの切り下げや負担増もひいてこれは町民の皆さんとの痛み分けの中で飯島町もこのままじゃ大変なんだというそうした状況を町民の皆さんに訴えて自分では自分でやり、地域でできることは協力し合っていって、本来町が行わなければいけないことは財政見通しの上で町が公助で行うということが今求められているわけでありまして、町民の皆さんの意識もですね、厳しい環境にならないとなかなか目覚めないということがあるかと思っております。そういう意味では先程から縷々18年度予算についての考え方も述べられているところでありますが、一定の痛みを町民の皆さんにも訴えて実行していくことが意識改革に繋がるんじゃないかということでありまして、こうしたことをですね、町長が先頭に立って機会あるごとに町民の皆さんに訴えていくこうした努力が必要だというふうに思うわけでありまして、この努力を職員の皆さんと一緒にすることが必要でありまして、そのことをお願いしたいと思います。次に冒頭質問をいたしました仮称地域づくり委員会についてでありますけれども、これは実際これから地域構想がまとまった段階では実施段階に入ると思っておりますけれども、特に4区の区長さんをはじめ関係の皆さんの合意形成をよく得て実施できるようにご努力をいただきたいというふうに思っております。先程出張役場制度につきましてご提言申し上げましたが、当面は現行の制度でいくということでありまして、先程例えば申し上げましたが、全国ではどえらい時間外業務を毎日のようにやっている市町村もあるということでもちょっと頭の中に入れておいていただいて、何らかの対応策裾が広がるように検討いただければというふうに思っております。最後になりますけれども、先般総務産業委員会でも自立と活性化でがんばっています全国的に有名なゆずのジュースやボン酢で村おこしをいたしました。また杉の産地で柳瀬杉でも有名な高知県の馬路村というところへ視察に行っていました。幾つか感動したことがあったんですけど、1つだけご紹介をしたいと思います。私共委員が役場へ視察に行ったわけですが、そこの企画担当の役場の職員にひとりで馬路村の宝物、自慢できるものは何です



かというふうに私が尋ねたわけであります。そうしたら馬路村のその役場の企画の担当の職員いわく「村の宝物、自慢できるものは馬路村の村民です。」というふうに自信を持って答えておりました。私たちの飯島町におきまして、このように熱い思いと自身と確信をもって仕事をするそんな町長を支える職員をたくさん育てていくということが私が申し上げているきり輝く飯島町づくりであるというふうに思うわけでありまして、以上余談も申し上げましたが最後に町長の答弁をいただいて私の発言を終わりにしたいと思えます。

町長 これからの厳しい行財政運営の中でそれぞれの住民と行政地域が役割分担の中で協働のまちづくりを進めていくと、そこにまた活性化を求めて町づくりをしていくとこういう基本理念の中ですけれども、決して自助や共助の部分が行政の下請け的な考え方で捉えてしまったんではこの協働のまちづくりこれからの地域づくりというものはもう成り立たないわけでありますから、したがって厳しいですけれどもそれは覚悟をしていただいてみんなが参加をして自分達でこの地域を作っていくというこの気概に燃えた考え方がないとこれは行政がいくら笛を吹いても成り立ちません。その辺のところを私も自ら色々な機会あるごとに今お話ございましたように徹底をしていく努力をさせていただくということでございます。そうしたことの経過を踏まえながら少しずつ時間をかけてでもですね、馬路村で言っているようなこの協働のまちづくりというものがひとつの姿として見えてきたときにはこの飯島町の町民が宝であるというふうに言えるような努力に向けて進めていきたいというふうに思っております。

7番 以上で終わります。

(竹澤議員)

議長 4番 平沢見議員。

4番 それではただいまより通告にしたがいまして以下大きく2点について質問をさせていただきます。1点目として安全安心のまちづくりの防犯対策について、この安心安全の町づくりは、危機面から対へ年幅の広い問題がありますが、最近この大きな社会問題になっているこの防災対策に絞って今日は質問してまいります。2点目は石油高騰が及ぼす町の対応について質問をいたします。

最近凶悪な児童殺害事件が広島、栃木両県で連続して起きております。この広島、栃木どちらもこの下校途中の事件で学校や児童、保護者に大きな波紋を残すと同時に社会的にも大きな問題として現実この新聞紙上に掲載されております。お亡くなりになりましたこのお子様とご家族の皆様には改めてお悔やみ申し上げますところでございます。この容疑者に憤りを発するところでございます。この吉田由希ちゃんにはいまだ犯人もわからず、この大好きだった学校それから消息を絶ったときにこの背負っていたこのお気に入りのランドセルもいまだに出でこない、棺に入れてやりたいと話していたこの両親の願いもこの適わなかったわけでございます。この心ある犯人なら一日も早い自首と願うところであります。でも、この有希ちゃんの姿はもうないのです。このときの新たにこの近隣の岡谷では12月3日午後です。小学5年の男児の行方がわからず、岡谷、諏訪署に加え消防団やこの教職員、保護者が連日のようにこの捜査を行なっているにも関わらずいまだにまだ

発見はされておられません。飯島町でも平成11年11月7日から男の子の行方がわからず7日、8日、この9日の3日間は関係者と町、警察、消防団他関係団体で広範囲の捜査を行いました。その後関係者の皆さんの捜査も続いておりますが、いまだ発見はされておられません。一日も早く元気な姿で現れてもらいたいとの願いでいっぱいです。そんな中先々日の10日にもまたまた京都で小6の女児が刺殺される事件が発生しました。登下校時の安全の取組みに翻弄している折も折この思いもやらない一番安全だと信頼しているところの教師の凶行にこの戸惑いさえ感じているところでございます。このような状況下果たしてこの飯島町の安全安心の町づくりの防犯体制はこれ万全であるのでしょうか。この中期総合計画の中で基本方針として犯罪のない安全で住みよいまちづくりのため、警察署及び関係団体と協力のもとに防犯活動を推進し、防犯思想の普及と防犯灯の整備促進を図るとありますが、この今取組まれているこの防犯体制の強化についてまずお伺いいたします。平成16年度における治安情勢を見ますとこの全国的には治安指標となる刑法犯この認知件数が2年連続で減少して平成8年以降7年連続で戦後最多を更新してきた記録に歯止めがかかり県内においても平成12年3万件を超えて戦後最悪の水準にあった刑法犯認知件数も3年連続で減少している状況で、若干の治安回復の兆しが見えつつありますが、この隣接する高森町の連続強盗殺人事件等地域住民に不安を与える多くの凶悪事件が発生しております。この駒ヶ根署管内においても刑法犯認知件数これが639件と昨年比10%の減であります。こうした中飯島町でも安全なまちづくり条例これを制定して防犯については、警察や関係機関との連絡を強化し、安全活動の推進と生活環境の整備を行いこの事件犯罪のない安全で住みよい地域社会を作ろうとしております。中期総合計画では現状を分析し、また基本対策を立て防犯対策をより具体的に考えており、その中で警察協力団体との連携とこのもう1つは防犯意識の高揚をあげております。社会基盤整備ができ自然環境がいくらよくなってもこの治安がよくなければ住民は安心して安全で安心して住めないわけでありまして、人口増による町の発展もないわけでありまして。安全活動の推進と生活環境の整備の状況はどうなっているのか、また明るく住みよいまちづくりに向けたこの防犯意識の高揚の手立てはどうか、これも合わせてお伺いしたいと思います。次に通学路再検討の必要性についてお伺いいたします。広島、栃木両県で起きた児童殺害事件を受けて先程午前と同僚議員にもありましたが、この文部科学省は登下校時の子供の安全対策を徹底するように要請しております。この内容は5項目ありますが、通学路の要注意箇所の周知の徹底、それから登下校時の子供の安全管理の徹底、子供に危機回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進それから不審者に関する情報の共有、警察の連携この5項目をあげております。これを総合学習を活用して児童生徒自ら通学路の安全マップを作ることが最も効果的だと申しております。この同様な事件がこの飯島町でもこれいつ起きてもおかしくないと思います。学校での取り組みはどのような対応をしているのか、特に通学路の安全や登下校時の対応はこれは早期に取組むべきであると思います。飯島町では交通事故から子供を守るために最短距離で車の通らないところにできたこの従来の通学道路を今は使用しているわけでありまして、そこは本当に人家がなくて大人の目の届かない場所や見通しが悪くて危険な場所が多くあります。犯罪から子供を守る取り組みが



各地で活発化しておるわけですが、下校途中の子供が被害にあうこの事件が増えていることを受けまして、事例で言いますと隣の駒ヶ根市の東中学校では一応先駆けてこの生徒達自身に通学路の再点検をさせて危険箇所を記した地図の作成を始めて家庭や地域の協力を得て今月中に完成させるそのような報道が先日なされておりました。その取り組みは始めに生徒達が自分の通学路の中でここは危険だと考える場所をあげて学校に提出し、職員がこれをもとに実際に歩いてこの危険箇所を点検し家庭や地域からこのアドバイスをもらって地図を作るとそういうものだそうです。この飯島町の例をとりますと飯島町は本当にこの河岸段丘で通学道路も山あり谷あり大変厳しい状況にあるのはご存知のとおりでございます。とても防犯灯の設置ぐらいでは対応できるこれは問題ではありません。飯島でも誤報であって幸いだったと思いますが、下校途中声をかけられたとこういう通報があったそうでありますが、これは子供も親もそれから地域もみんなもう過敏になっているからでございます。例えば日陰坂の通学道路を変更して広域農道の与田切橋に歩道を付けるとか、町全体の通学道路のこの最終の必要性についていかがお考えかこの前段で申した文部科学省の要請と合わせてこれは教育長の所信をお伺いしたいと思います。次に各組織間の情報の共有はどうなっているのかお伺いいたします。警察防犯協会そしてPTA等の協力体制の充実はもとより犯罪を未然に防ぐ手立てをとって情報の共有があると思います。防犯安全対策活動の充実を図るためにもこの地域の団体等の協力を得て防犯対策の強化の望まれます。情報公開については、既に情報公開及び個人情報の保護に関する条例を制定して公開を進めており、行政と町民が情報を共有しともにこの町づくりに参加する体制づくりが進んでいることはこれは評価するところでございます。社会構造及びこの経済情勢の変化に伴い核家族化の進行それから夫婦共稼ぎ家族の増加により子供が学校から帰宅しても保護者であるべき親がいないなどから少年の非行化は増加の傾向にあり、また低年齢化しつつあることが報じられておりますが、幸い飯島町の少年非行の現状は平成16年少年補導が3件と大幅に減少をしております。犯罪の未然防止のための情報の共有についてどのようなお考えをもっているのかお伺いをしたいと思います。

次に第2点目の原油高騰が及ぼす町の対応についてお尋ねいたします。この飯島町は古くから豊富な水に恵まれまして米を中心とした農業を基盤産業として町の発展が進められてきたことはこれは私が言うまでもありません。しかし、この工業化の流れの中で農業は衰退を余儀なくされて現在ではその活性化が大きな課題となっております。平成17年3月に閣議決定されました新たな食糧農業農村基本計画においては、主要施策のひとつとして平成19年度産から品目横断的経営安定対策を導入することが明記されております。この対策は価格政策から所得政策方向をこれ具体化するもので、これまでの全農家を対象とし品目ごとの価格を講じてきた対策をこの担い手に対象を絞り経営全体に着目した政策に転換することで農政を根本から見直すものであります。今回の政策改革は農業従事者の減少そして高齢化、耕作放棄地の増加など我が国農業農村の危機的状況にある中で兼業農家、高齢化農家をはじめ多様な構成員からなる地域農業の担い手を中心とした地域の合意に基づく再編指標とするものとともに、食糧の安定供給の他に国土自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承といった農業農村の持つ多面的機能の維持につなげる方針で

す。飯島町は先陣を切りまして従来の実績を基礎として水田農業対策における勝残りとなつて飯島農業の確立に向けてこの1,000ha自然共生農場づくりこの主要方策である地域複合営農の道このパート3は、この飯島の自立しうる飯島農業の育成のために本当に高く評価するとともに、豊かな緑を育み自然と共生する農業農村づくりによる町の活性化を願うものであります。この農業政策を支えて飯島の農業の逸材となり新しい農業飯島の姿を米を基盤とした花ときのこと果物の里づくりで全国に発信し、町の農業史上に残る一大改革を進めてきたことも高く評価するところであります。それでは現在この飯島町には花栽培ときのこ、施設園芸栽培農家はこれ何戸ぐらいあるのでしょうか、そしてその状況はどうなっているのかまずお聞きしたいと思います。最近原油価格の高騰が続き燃料需要が高まる冬を控えて企業や農家が対策に苦慮しております。燃料や石油化学製品の価格上昇分を製品やサービスの価格に転化した企業は極わずかです。製造や農業の現場では燃料費を削減しようとする重油を使ったり、それから燃料を節約したりしております。切花として人気の高いこの飯島の薔薇のビニールハウスの状況を見せてもらいました。冬に向けて保温力を高めようとするこのハウスを二重にする作業を進めておられました。薔薇の室内温度を10度から15度に保つためです。燃料はお聞きしますと昨年よりリッターで既に14円から15円高い、細かく言えば14円50銭とか言ってましたけれど、とのことで花の単価に及ぼす影響がかなり大きいために試行錯誤しているとのことでございます。冬期間は加温によって品種ごとに異なる温度で成育させないと適期の出荷に間に合わない、出荷時期が遅れますとこの価格の低下に繋がり年間の栽培スケジュールにも狂いが生じるとのことで、温度を下げることによって休眠状態のものも花芽に影響するとのことで温度はむやみに下げられない状態で苦慮しておる状態でございます。これに追い討ちをかけるように最近の市場は外国からの輸入花が大変多くなり競合が激しく、花の単価にも大きく影響を受けて大変厳しい状態が続いているとのことです。また、ハウスできゅうりを栽培している農家の方も昨年は既に11月に苗の定植は終わったが、今年は燃料の使用料を抑えるために定植を来年の1月から2月まで遅らせる予定だが、この暑いところとの産地との競合になるために価格の方が心配のこととやはり年間の栽培スケジュールが狂いだんだんと栽培自体をやめる方向にいく人も出てくるのではないかと、またこの施設の償還等も考えこの燃料の高騰はかなり深刻な問題なのです。ちなみに石油情報センターによると県内の10月の灯油の店頭価格は18リッター当り1,252円で1年前よりも281円上昇しているとのことで、この暖房期を迎え日常生活への影響は一層厳しいものがあります。灯油価格の値上げに対しても一般家庭からも我慢我慢の声が聞こえてきております。灯油以外の暖房器具を購入すればお金がかかり灯油を節約するしかない、追い討ちをかけるように今年の師走は特に寒さが身に沁みると本当になげんでおられました。町長はこの2日に予算編成会議で財源確保は一層厳しい、自立が決まった実質最初の予算編成であることから内部改革による現年度予算から踏み込み住民に痛みを分け合う予算編成と示しておられました。この活力ある町づくりに知恵を出してほしいとも申し述べられておられました。この原油高騰がこの町の財政にどのような影響があるのか、またその対応策について町長の所信をお伺いしたいと思います。全農は県内の単位農協にこの納入している灯油や重油の卸価格

を11月から来年3月までの間実質的に引下げる方針を出しております。原油高騰が続き冬期にハウス栽培などで燃料を使用する施設園芸農家やきこ栽培農家の負担増が懸念されるため資金支援の方針も打ち出しております。飯島町でも農業振興総合対策事業として制度資金利子補給また中小企業経営確立支援事業、商工業の支援資金利子補給事業に取り組んでおりますが、これらの制度への運用はできるのか、燃料を大量に使う施設園芸農家また製造業者への支援策について早期対応への指導するお考えはあるのか、これも合わせてお答えください。平成17年の6月の定例議会で公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行に伴う関係条例が可決され、その方向に従って進んでいることは理解するものでありますが、この公の施設は36箇所とお聞きをしておりますが、これらの施設に関するこの光熱費この状況はどうなっているのか、また今後どのような取り組みを考えているのか、そして各種団体等への協力要請はなされているのかどうかお伺いして1回目の質問を終わります。

町長

それでは平澤議員からは安全安心の町づくりの防犯対策、原油高騰が及ぼす町の対応についての2つの質問をいただきました。

まず安心安全の町づくりの防犯対策の中で、防犯体制の現状と今取り組んでいる強化策についてでございます。連日のようにテレビや新聞で本当に痛ましい事件が発生をして、幼い命がいと簡単に失われおる本当に胸を痛めておるわけでございます。このような状況の中で飯島町における防犯体制の現状と強化策これについて申し上げますが、まず1つとして各耕地ごとに防犯指導員さんを選出をしていただいております。町長の委嘱により活動をしていただいておりますが、中心的には夏及び年末耕地総代さんなどのご協力もいただいて防犯パトロールや防犯灯の点検などを実施をしていただいております。また、この年末においても実施するよう既に通知をしております。また暗い場所への防犯灯設置の必要箇所については、申請をしていただければ町から補助金の交付もいたしております。また一方で伊南防犯連合会という組織がございますけれども、この伊南4市町村の連合会の協力によりまして防犯女性部の飯島七久保部会それから青少年友の会の皆さんによりまして深夜のパトロールや街頭での防犯チラシの配布、また小学生の下校時間に合わせて一緒に歩いていただくなどの活動をしていただいております。また、児童生徒の通学路を中心に地域の皆さんのご協力によりまして店舗などを含めて子供を守る安心の家これが現在約100戸ほど設置をされてそれぞれご協力をいただいております。また、警察との連携の中では飯島七久保駐在所連絡協議会この皆さんのご協力によりまして地域からの情報等の提供、意見交換をして対応をしていただいております。なお、町の公用車にはほとんどすべての車両に防犯パトロール中の夜光マグネットシールを貼りまして啓発に努めておるところでございます。町として絶対的な強化策というものはないかもしれませんが、現在できるだけのこのような取り組みをして防犯対応をしております。次に安全活動の推進と生活環境の整備の状況でございますが、この推進につきましては、それぞれの機関団体などでも状況や立場に応じた推進活動をされておりますけれども、安心安全の町づくりとして町では地域の要望に応じた中での防犯灯の新規設置に対しまして今までの例で申し上げますと平成15

年度では40基、平成16年度では28基に対して補助金の交付をしております。今年度は現在までに12基に対しまして補助金の交付決定をいたしております。その他防犯対策を兼ねた中で立木が道路の覆いかぶさり暗い場所等につきましては、地主の皆さんのご協力をいただいてその伐採や枝払いといったようなことも実施をしております。次に明るく住みよい町づくりに向けた防犯意識の高揚の手立てについてでありますけれども、お話にございましたように昨年12月に飯島町安全で住みよい町づくり条例が制定をされました。本年3月には生活安全対策会議を開催をいたしまして駒ヶ根警察署の協力のもとに町内の関係機関団体の皆さんに出席をしていただきまして安全で住みよい町づくりに向けてそれぞれの防犯活動等をしていただくことを確認をいたしております。今後もそうした活動にお願いしていきたいということですが、特に現在各地区で子供を狙った犯罪が発生しておる状況に鑑みまして地域の皆さんが子供にぜひ関心をもっていただき、皆さんができることをそれぞれの立場で実行をして子供達の安全のために地域の子供はその地域で守っていただくという意識の上での活動の推進も今後ぜひ必要であるというふうに考えておりまして、耕地、隣組等の自治会組織それからPTAや保護者会による安全パトロールそれから地域内の危険箇所の点検、児童生徒への挨拶等の励行の活動が考えられると思います。また、飯島町におきましては、一般家庭において空き巣や侵入犯等の被害が最近富に増えてきておるというふうにお聞きをしております、少しの外出でも鍵は必ずかけるという意識のものに日頃から近所隣同士声を掛け合ったりする絆も大切というふうに思っております。また、車の施錠についても同じことが考えられまして、非常に車にまつわるこの窃盗犯等も最近特に増えておるということのようでございます。こうしたように犯罪の未然防止のためにも地域の1人1人の防犯に対する意識が地域全体の防犯意識の高揚や活動に繋がるということで考えられますので、それぞれの立場でぜひひとつご協力ご理解をいただくようお願いしたいと思っております。通学道路の件につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきますが、この防犯対応につきましては各組織間の情報の共有についてでありますけれども、駒ヶ根警察署や伊南防犯連合会などに関係する機関団体は少なからずこの犯罪の情報などを知ることができるというふうに思われますが、それぞれ独自に活動されている学校PTAや保育園の保護者会などは関係以外の情報が入りにくい面があるかもしれません。昨今のこの状況に対しまして近日中に生活安全会議を開催する予定でありますけれども、関係機関と相互の活動の協力を図るためにも情報の共有は重要となりますので、状況に応じた関係機関等に広く呼びかけて生活安全会議を開催して意見を聞くとともに情報交換をしたいと考えております。これが先程も申し上げましたように具体的にはあさって14日夜に文化館でこの条例に基づく安全会議ということで色んな情報交換やらまた警察の方からも状況をご報告いただければと思いますけれども、そうしたことを踏まえてまた防犯体制対応に繋げていきたいというふうに思っております。なお、インターネット上の駒ヶ根警察署のホームページがございまして、この管内の犯罪情報や交通事故情報が詳しく掲載をされております。色んな情報が入手できると思いますので、ぜひひとつ町民の皆さんも有効活用をしていただければということで警察からも要請

が出ておるところでございます。

次のご質問は原油の高騰が及ぼす町の対応で幾つかのご質問をいただきました。まず町の主幹産業である花やきのこやハウスの施設園芸野菜の状況はということでございます。お話にございましたように昨今のこの原油価格の高騰が日本経済農業のみならず全産業に及ぼすこの中長期的な構造的な要因となる非常に影響が多いこの可能性があることについて深く危惧をしておるところでございます。町内の農家やそれから中小企業の皆さんまたそれぞれの個人の家庭生活の中でも大変な知恵やご努力をいただいておりますことだろうと思っておりますけれども、こうした特に農家農業に関してのご質問でございますので、この該当農家数等の状況現状につきましては、また担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。そこで町の財政に及ぼす燃費の対応策とこの取り組みについてでございますけれども、町は公共施設におけるその冷暖房用の燃料それから公用車の燃料、給食調理に灯油、ガソリン等を使用しております。燃料の最近の高騰がもしこのまま続けば町の財政等に悪影響を及ぼすことは必至でございます。大変心配をしておるところでございますが、町はこうした事態に対応するために細かいところからではありますけれども、冷暖房今後暖房の使用時間の制限それから温度管理の徹底を図っていくということ、それからまた職員の協力を得て夏も実施をいたしましたけれども、クールビズそれから冬は今度はウォームビズという導入も今考えておまして、それぞれ自己管理による冷暖房対策に対応していくということでございますし、また努めてこの燃料を節減をして少しでもこの高騰が財政に圧迫することのないような工夫をしていくように指示をしておるところでございます。それから次に燃料を大量に使うこの規模の大きい農家への支援策でございますけれども、これらの該当の方が農業経営の活性化を図るためにJAとの連携によりまして町では現在飯島町農業経営活性化資金を活用する農家に対して利子補給により支援をしております。この灯油の高騰に対する対応についてもこのことの活用をぜひお願いしたいと思っておりますし、それからまた国の補助事業もございまして、この省エネルギー効果の高い省エネ設備の導入支援といたしまして施設園芸用の加温機の更新事業というのが創設をされました。実施規模への取り付け等を行ってまいりますので、また行政JA等を通じてぜひひとつご活用いただければというふうに考えております。次にこの中小企業いわゆる製造業者へのこの原油の高騰の対応と状況、支援策についてでありますけれども、このまま続けばこの中小企業の生産活動にも非常に大きな影響を出す、特にこの燃料費は勿論でありますけれども、このことが原材料の高騰に上昇を招いていくという結果に繋がっているわけございまして、結果的に企業収益を圧迫しているということになると思っております。したがって今後厳しい経営環境が続いていくというふうに思われますけれども、現在国全体もそうでございますが、長野県それから市町村各役場もそうでございますが、まとめとしましては各地方事務所にこの原油高騰相談窓口を今開設をいたしまして、経営内容あるいは資金、技術の面の相談に応じております。これらの中小企業の具体的な今現状につきましても担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。最後になりますけれども、公共施設の現状と今後の取り組みについてであります。町の公共施設冷暖房、公用車、給食調理燃料等に使用するこの燃料につきましては、

一括で今契約入札をいたしまして統一した価格で使用できる体制をとっておりますが、価格の大きな変動に対してはその都度変更するというような対応にはなっておりますので、少なからずの現在の影響が出てきておるわけでございます。合わせて町内におけるこの燃料を取り扱う店舗の減少もございまして、なかなか町内の業者間の格差がないというのが現状で競争的な入札も難しい状況にあるということになるわけでありまして、今後はこうした今までの考え方に限らずですね、大手の業者等の参加も検討する中でこの燃料の競争の中でひとつ安価な燃料が入手できるような手立ても考えていくというふうに思っておりますし、それから時代の要請流れの中で公用車の更新時には一部ハイブリッド車等の導入も環境問題も含めて検討していく必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。以上第1回のご質問に対するお答えといたします。

教育長

通学路の安全確保につきましてお答えいたします。毎年各校のPTA等の陳情を考慮しまして、通学路の安全確保には可能な限り対応をしてきているわけでございます。今までの通学路につきましては、どちらかというと交通事故にあわないということに重点を置いてきたわけでありまして、これからは変質者等の対策に重点を置いていく必要があるとこのように考えております。しかし今までのその事件のこの様子を見ますと必ずしも人通りの少ないところで起きていたという事案ばかりではありまして、人通りの多いところでも平気で行動するそういう変質者がいるわけでありまして、どこが安全ということを決められないのが現状であり、その対策非常に難しい対応が迫られているところであります。今申し上げましたようにこれから考えていく必要があるのは、その通学路の再検討と合わせてですね、通学方法の再検討というようなことが必要になってくるかとこのように思うわけでありまして、具体的にみますと今年から飯島中学と飯島小学校が実施しておりますけれども、本郷地区、田切地区の子供達の電車通学を認めるという方向で進めてきておりますように、そういう通学方法の再検討ということをこれからしっかり考えていく必要があるというふうに思っているところであります。なおそれに合わせまして議員からもお話ありましたように国や県のこの要請や指導を受けて各学校の通学路に対する考え方をもう1回再確認しながら詰めていくということこれから作業しなくてはいけないとこのように思っております。県や国の要請のところでは、1つはPTAを中心に地域の住民の協力による体制づくりということで地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業これは横文字でスクールガードという言葉で表しておりますけれども、そういう事業が本年度から実施されております。特に駒ヶ根市はこれのモデル事業の市ということで長野県で先駆けてこれを行なっているわけでありまして、飯島町でもこれについてしっかり考えていく必要があるというふうに思っております。なお、先程議員がお話ありましたように文部科学省の要請ということで5項目のお話がありましたけれども、これにつきましても先程の山内議員のところでお答えしましたようにそれぞれ対応しているところであります。特に不審者に対する情報の共有のようなところでは、警察との連携それから上伊那教育会にFAXがございまして、それで色々と全部一斉に各校へ情報が配信されるというシステムもございまして、それから各学校の学校便りでそれぞれの個々の保護者に情報を提供するという体制をとっているところであります。以上のようなことで申

産業振興  
課長

し上げましたようにこれといって万全な対策はなかなか見つからないかもしれませんが、徹底して子供の安全を守るそういう体制を整えていくという覚悟でいるわけでございます。以上であります。

それでは施設園芸等をされている農家の実態等につきまして補足の説明をさせていただきます。栽培農家でございますけれども、施設を使って花卉を栽培されている農家36戸、きのご農家が10戸、野菜農家13戸、果樹ですけれどもいちじく他ということで2戸合計61戸の農家で施設の数が215棟これでこの方々がポイラー等活用して影響されているという状況でございます。なお、議員のご質問の中にもありましたけれども、これらの農家に対する燃料の供給につきましては、全農またはJAの協定がされておりまして、これが11月から10月までという1年間の一応契約でございます、特別なことがない限りこの1年間決まった単価で納入をされるという制度でございますので、この10月までは高騰前の納入がされていたということでございますけれども、11月からおきましては実質17円の改定ということだそうなんですけれども、全農農協の中で5円を支援をいたしまして農家にいく段階では12円の値上がりになるということでございますので、特に今年の冬寒さが厳しいわけですので、この冬以降の経営の圧迫というものを心配しているという状況でございます。なお、資金の融資につきましては、町長の方から答弁がありましたけれども、農協と協定をしております農協の方が貸し出していただいたものに対しまして町の利子に対する補助ということで1%の補填があるというかたちになっております。それから商工業者等に対する状況でございますけれども、町長の方から説明ございましたけれども、資金のメニューの中にこの11月からこの原油の高騰に対する収入の悪化というのも融資の対象になりまして、助成の対象になってきております。これによりまして低金利で借りられるようになっておりますので、このものを活用していただきたいということで考えております。また、特にこの新年年末を迎えまして新年に対する融資等の状況が逼迫してくるわけでございますけれども、先般も商工会また金融機関と打ち合わせをいたしておりますけれども、これらの状況に対しましてはそれぞれの機関で万全の対策を立てていただいているということでございまして、そんな状況になっております。特にまたこの相談の窓口ですけれども、12月の末まで休日を含めて市町村及び商工会議所等で緊急の相談体制をとっておりますので、そんなかたちの中でご利用いただきたいというふうに思っております。それから融資の状況ですけれども、本年現在まで県の段階県の資金が15件ですけれども、この内の14件が運転資金でございます。中の1件が燃料高騰にかかる案件ということでございまして、特に輸送関係の部分につきましては、この影響が大きい状況になっております。また、これにかかる町の貸し出しけれども、運転資金が5件貸し出しをされております。以上でございます。

4 番  
(平澤議員)

それでは2回目の質問させていただきます。それぞれご答弁をいただきましたが、このいよいよ自立に向けての大事な問題ですので全町あげてこの防犯体制の強化についても少しこの理解をいただきたいと思っております。師走に入りこの1年の締めくくり毎日忙しい日が続いておるわけでございます。特にこの忙しい年末には先程町長ちょっと申し上げておりましたけれども、引ったくりやすりそれから路上被害はもとより空き巣、詐欺等の犯罪

が誠に増えております。ちなみに駒ヶ根署管内で俗に言う刑法犯これは11月末までに既に430件、その内の飯島が69件、七久保が21件、この発生をみております。この内押し入り窃盗犯がこの何と言いますか通称空き巣と言うんですかね、空き巣狙いがこの飯島で14件、七久保で6件とここの年末にきてまた増加の傾向にあるそうです。これはこの連絡のあった数字であって金額が少ないからとかそれから迷惑がかかるからというようなことで連絡をしない件数がこの数倍くらいあるのではないかと言われておられました。このような状況を住民の皆さんは知らないわけでありまして、事件をこの未然に防ぐには事件内容を周知するとともに、この先程申した防犯意識の向上が必要なわけでありまして。現在の空き巣や侵入強盗これはこの従来のこの単独でやるこそ泥って言うていいか、この空き巣犯と違いまして複数のこのプロ集団が動き出すことで非常に凶悪な犯罪が心配されると申しておりました。この狙う対象もこの防犯体制の甘い1戸建ての家がターゲットになっているということで、これはちゃんした下見をして見張りを置いて白昼でも意味がなしなど携携プレーで手口も非常に悪質になり、従来の常識では通用しないそうあります。対策としては必ずこの施錠をする、それから見えるところに防犯対策をする、それからこの家は防犯対策がしてあるぞとアピールすることが一番重要でこの心理的な防犯対策はこれは犯人に大きなプレッシャーをかけるようでございます。それに合わせてこの隣近所同士の声掛け運動これは申しておりますこの協働のまちづくりの一端を担うとともに、この防犯にも大きく寄与するものであります。安全安心の町づくりの防犯対策については、警察関係それから防犯協会、PTA、区、耕地、消防先程申した駐在所の連絡協議会それから防犯女性部そして防犯指導員との連絡を一層密にして強力な新たな体制づくりをしなければなりません。先程14日に会議を持つそうでございますので、ぜひ色々なかたちの中で体制づくりをお願いしたいと思っております。それから各耕地には先程町長答弁ありました町長委嘱の防犯指導員の皆様がおるわけでございます。これは年末とか祭典それにあたっては全線で本当にパトロール等大変なご苦労をして担っておるわけでございますので、この安全安心のまちづくりのこの位置付けとしてもこれは大変考えていく必要があると思います。それから防犯についてはこの駐在所の機能発揮にはとにかく何分駐在所には飯島に2人、七久保1人ということでありますので、この町民の情報提供等が本当にその協力が本当に必要であると申し上げておられました。少しでも早い情報提供がほしいんだということでございます。それから不法投棄監視中の先程申したこのステッカーとかこの先程よく道にあります職員の発想によるものだとお聞きしましたこの赤い鳥居もこれは効果抜群でこれ住民からも大好評をいただいております。先程ステッカーの話が出ましたけれども、これ警察でもこのステッカー運動が非常に効果があると申し上げておられました。これは本当にほんの一部の人の声によるものですが、この不法投棄については本当に残念ですが、このような赤い鳥居のようなこのね、職員の斬新な発想をこの政策に取り入れることが人の心を動かす一番大事なものだと思っております。現在ではこの国も地方自治体ともに財政が窮迫しているために、規定経費の削減それから新規施策の見送りということが恒常化しておるわけでございますが、時代が時代なのでしょうがないのでありましようが、この忍の一字で耐えるか、それから暗い中であってわづかな光を求めて努力



するかによってこの5年後、10年後にはこれ大きな違いが生じてくるのではないのでしょうか。厳しい財政事情から0ベースで予算編成をするが支出を抑えるだけではなく、この職員の士気を高めることも必要だと思えます。この提案制度はこの隠れた人材の発掘に繋がるだけでなく、斬新な発想の芽が大きな果実を生む可能性も秘めておりますので、今回の補正での先程は不法投棄でしたが、今度は防犯パトロール中のステッカーですね、これ公用車分100枚10万3千円分の補正が盛られましたが、これも職員と言うか公用車だけではなくてですね、これ住民へも呼び掛けてこの運動をもっと拡大することによってこのかなりの効果が得られると確信して要望したいと思います。もう1点はこの登下校時の住民皆さんの応援協定です。先程教育長の方から色々話がありました。子供の家が100戸色々なかたちの中で努力はしておりますが、私はこの登下校時の時間帯にこのジョキングをしてもらおうとか、それからまた退職して家におられる方この方達に私なりに考えたこの児童見守り隊そんなような名前を付けてみましたが、この登校時の際に児童を見守りをお願いすることは事件を未然に防ぐ安全安心のこれ町づくりの手法と考えて提案いたします。この趣旨を地域住民に周知して協力いただける方にはわかりやすい帽子とか腕章それからたすきを作って着用してもらい挨拶と声を掛け合って地域で見守っているというこのシグナル、シグナルを送ることが大切だと思います。学校と保護者で子供を守るためには限界があります。先程申しました住民は村の宝、それでは子供はその家庭の宝であると同時にこの次代の社会を担う一員としての宝でもあります。地域ぐるみで子供を守る運動を展開しなければなりません。今年も残すところ19日となりました。年末に向けて児童関係の暗いニュースが続きました。この飯島町も自立元年これに向けて安心して安全で住める町づくりのために全町あげての協力体制強化の取組みがこの平和の飯島町の未来に続くことを念じてこの町長の力強い所信をもう一度お願い申し上げまして質問を終わります。

町長 色々とまたご提案も含めてのご意見がいただきました。おっしゃるようにこの飯島町が安心な安全な町づくりこれをひとつの基本的な考え方によって、色々な施策の組合せそれから関係する防犯交通安全も含めてですね、色々関係する機関団体との連携それから住民の皆さんとの情報の交換、そして地域の安全は地域で守るというひとつの協働の認識の上にならなくて町づくりをしていくように精一杯の努力をしていきたいというふうに思っております。また予算面につきましては、必要なところのそうした施策についてはそうした差額のあれではないと思っておりますので、また予算査定の中でひとつ検討していただきたいというふうに思っておりますし、更にまた防犯ステッカーの公用車装置はしてございませぬけれども、これを個人の個々の自家用車までというわけにはなかなかいかんと思っておりますけれども、こうした防犯対応に関係する機関の団体については、そうした準公用車であるかと思っておりますので、呼び掛けをしながらひとつできるだけこれを拡大していくような働きかけもしていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの安心安全の町づくりに精一杯努力していきたいというふうにお願ひ申し上げます。

4番 終わります。

(平澤議員)

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を3時25分とします。休憩。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

議長 会議を再開します。

一般質問を続けます。2番 宮下寿議員。

2番 (宮下寿議員) 通告にしたがいまして本日最後の質問者としてこれから質問をさせていただきます。それではまず今後の人事評価制度についてお尋ねします。6月の一般質問でもこのことについてお聞きしましたけれども、その際にはまだ総体的な研究に入った段階であり、細部を煮詰められるような段階ではないが、慎重に作業を進めながらできるだけ早く実践できるようにしていきたいとお言葉をいただきました。しかし、現在の進展状況はどうなっているのでしょうか。ふるさとづくり計画の中の行政諸経費の削減という項目で給与体系の見直しや人事評価制度の導入については、18年度以降公務員制度改革を受けて新給与制度に移行するあるいは導入としていますが、この公務員制度改革大綱が閣議決定したのは、平成13年12月のことです。年功序列的な人事処遇制度を改め能力業績主義による人事制度へ転換するというものでありますが、当初の予定では平成15年中に法案を国会に提出し、平成18年度に施行するとされていましたが、法案の国会提出が遅れているため施行は平成19年度以降になるのではないかとされておりまして。このことからするとこれをもって飯島町に合った人事制度を確立していくということはいったいつになったら実践していくのかということにもなります。ちなみに平成13年の2月の8日の朝日新聞にこのような記事が載っていました。府、これは大阪のことだと思いますけれども、大阪府で職員の仕事を5段階で評価する新しい人事評価制度を新年度から本格的に導入する。4ヶ月間試験的に行った結果、部局間で評価の分布に大きな偏りがなく信頼性が高いと判断した。将来的に職員の給与や人事に評価を反映させることも検討する。新しい制度では、仕事の成果、企画力、計画性、判断力、決断力、勤務態度など10項目前後についてAからEの5段階で評価した上で更に5段階で総合評価する。直属の上司が一次評価、課長などの所属する長が2次評価をして、職員が目標などを記した書類をもとに面談もする。府警職員や教員を除く全職員が対象になると、府はこれまで人事担当部が所属している長らから職員の評価を聞いて勤務評定をしていた。新しい制度では評価の基準や方法が明確で透明性が高まるという、昨年7月から10月まで行なったところ2次評価で受けた15,862人の内、39.7%がB評価、50.9%がC評価、最も低いE評価は全体の0.3%だと、府の人事室は職員の勤務意欲を向上させるため、結果を人事や給与に反映させていく方法を考えていきたいとしている。また、読売新聞でも、評価結果は給与、昇給、表彰、研修などに活用していく方針だが、職員側からは評価結果を本人に公開するべきだ、導入すると上司の顔色ばかりうかがう職員が増えるといった意見も寄せられており、評価結果の活用範囲などを今後検討する。一方、府の職員労働組合側は組合員2,169人を対象に同制度導入についての調査を実施、評価制度は不要が40%、実施方法を再検討すべきが45%を占めたとして導入反対を府側に示しているといったものです。このように他にも各県や市町村の中にも既に取組んでいるところがあるはずで、町の財政も地方交付税の



成り行きが不透明な現在、どのような変化をしていくのか読みきれない状況の中で打つべき手段を少しでも早く打っていかなければならないと思います。三位一体の改革により税源の問題だけでなく、現時点で地方に廻ってくる事務の量も確実に増えてくるはずで、その中で飯島町は27年度まで職員の100人体制をとるということは、ある意味相反することでもあるのではないのでしょうか。しかし、現状から考えればやらなければならない。だとすると国の制度改革を待つなどというのではなくて、その道の有識者などを交えて一刻も早く計画そして実践の段階に進んでいくべきだと思うのですが、どうお考えでしょうか。次に先ほども随分お話がありましたが、中期総合計画の素案とふるさとづくり計画の中間報告を各地区で説明懇談会が行なわれましたが、町民の皆さんの出席率の悪さが目立ったように思います。前段階においては、CEKのテレビでの説明が行なわれておりましたが、飯島地区の懇談会において私も出席をさせていただきましたが、区議員総代の皆さんの他一般住民の方は少数と見受けられました。その日は文化館で講演会が行われておりました。そちらは満員と後で聞きました。この実態をどうお考えでしょうか。出席しないのは自由と言ってしまうとそれまでですけれども、例えば日を1日づらすとかですね、あるいは各耕地総代に始まる前に再度通知を出して、1戸1名必ず出席してくださいとか、まだやれることがあったのではないのでしょうか。懇談会は開きましたという事実だけをもって説明責任は果たしたとするならばいつまでたっても住民の声を聞くという立場に立っているとはいえないのではないのでしょうか。当然町民の皆さんの意識にも問題があります。合併問題によって全国的に揺れている中で飯島町は自立を選択し、協働のまちづくりによって行政と町民が一緒になってこの町を守っていくんだとする意識にずれがあるように思われます。一部の人達だけが強い意識を持って進歩する度合いは限られます。如何に限りなく全員に近い町民の皆さんと一緒にという意識を持つかが鍵となるのではないのでしょうか。その意味でもここがわからない、これはどうすればいいのかなどわからないことがあればどんどん聞くことや、これはこうしたらといった提案も必要です。それが今回の懇談会であったはずで、その機会を逃したのがまぎれもなく町民の皆さんです。そしてまた今後もやらされているという意識だけが残るのではないかと心配でなりません。また、こんなことを言っていた人もいました。「自助共助公助の意味がまだよくわからない、公助の行政は何もしてくれないのではないか」といった根本が理解できない人もいます。例えば辰野町で行ったある土木工事に対して地元が事業主体となって労力を提供して、町は資材の現物を支給するという協働事業の内容を例にとって説明するといったことが必要だと思うんです。この事例では専門的な技術や特技を持つ区民が力を発揮する機会になった、地域への愛着も湧くと実感していると新聞にも載っていました。飯島町でも既に現物の支給をしているはずで、また、箕輪町のついこの間の新聞にも手作りの生活道路整備ということで、そこの周りの土地所有者がその一部の土地を提供し、住民有志と区の役員、地元の土木業者が労力を提供、町も一部の資材や人材を提供した。このように少しでも身近な事例を交えながら説明して理解を得ていくことが重要ではないでしょうか。行政と町民が協働の考え方や進め方について共通の認識を持つための今回の懇談会であり、計画そのものだと思うんですけれども、町長として今回の状況をどう捉えて

いるのかお聞かせください。

そして3つ目は、先程も先輩議員より話がたびたびありましたが、最近頻繁に起こっている幼い子供を狙った凶悪犯罪についてです。以前にも起こっていた犯罪ですけれども、特にここにきて続けて起きている殺人事件は記憶に新しいものです。栃木の事件ではまだ犯人が捕まっています。このような幼い子供弱者を狙った犯罪はぜったいに許すことができない事件です。亡くなったお子さんは帰ってきませんけれども、一刻も早い事件の解決が待たれます。広島の子供殺害事件発生からはずか10日幼い命が再び奪われ、子供の安全対策のあり方が改めて問われています。そしてこのような事件が決してよその話ではないということを私達は認識しなければならないと思います。本当の街中ならいざ知らず今回のように失踪現場の道付近は地元の人以外ほとんど通らず、遺体発見現場の林道もふだん通行する人がほとんどないということです。このような場所は飯島でもいくらでもあるはずで、すべてを常に監視することは非常に困難なことです。しかし、子供達を守るためには大人である私達が何か対策をとらねばなりません。つい先日テレビの番組の中で白鳳大学の教授の福岡さんという方が、丁度私テレビを見ておりました、子供を守る3か条を言っていました。1に登下校時1人にしない、2ボランティアNPOによるパトロール、3声掛け運動これは小さなおせっかいというの3つでした。道は常に登下校時に複数で通う、1人のときは必ず大人が付き添う、2はボランティア先程平澤議員もおっしゃっていましたが、例えば定年を迎えて家にいらっしゃる方達によるパトロールですとか、危険箇所を立てていただくとか、というようなことですか、NPOによるブルパトロールという認可されて青色の回転灯を付けているそうですが、そういったもので巡回の運動をしていると、3小さなおせっかいによる声掛け、声掛けによってこの間のような赤坂の事件とは言わないんですが、いわゆる間違われてしまったわけですけれども、やはり常にいつもおはよう、こんにちはあるいは気をつけてお帰りという常に声をかけて少しでもその不審者と思われる人物と子供が話をしていると思っただけでさす声を掛けることによって不審者に圧力をかけるとこういって言っていました。またマザーテレサが言ったそうです。愛情の反対は無関心である。今こそ私達大人は子供達を守るために無関心であってはなりません。事件や未遂事件が起こったときに動くのではなくて、その前に対策を立てなければなりません。PTA、耕地、老人会、安協、青少協、民生委員など数々の組織に集まっただけ、先程もお話がありましたが、やはりそういったときに行政も交えて今後の対策をよく練っていただきたいと思います。それで各組織が今できることを出しあってそれを総合的にまとめて、例えばパトロールを当番制にするといったようなそういった実のある話が今回できればいいなと感じております。行政として今考える対策ありますかと言いましても、先程からもう何度もおっしゃっていただいておりますので、この件についてのお答えは結構ですが、人が人を信じられない世の中であってはならないと思いますが、現実問題としてこの状況を無視することはできません。以上1回目の質問といたします。

町長

それでは宮下議員の3つの質問に順次お答えをしまいたいと思います。まず今後の人事評価制度につきまして、町の進捗状況、進展状況はいかがかということでございます

が、町の職員が真に住民本意の良質で効率的な行政サービスを提供していくためには、この今この時代が刻々と変化する行政課題に迅速的確に対応しうる政策能力や法務能力これが求められておることは当然でございます。そこで人事面においても、職務遂行能力に応じた適材適所の人事管理が必要であると大切であるということは常々申し上げてきたところでございます。そのためには能力業績等の評価を重視する人事評価制度、この導入による組織の活性化と職務遂行能力の自立的な向上それから職員の意識改革であり、また専門性、中立性、能率性、継続安定性等々の確保に留意をしながら職員が持てる力を最大限発揮しうる人事体制の確立が不可欠である、このことは職員も納得をして職員の意欲を向上させる適正な人事評価でなければならないというふうに考えております。ただ、今全国の自治体において職員の意識改革を図るとともに、この透明性や客観性、公平性、納得性という色々考え方があられるわけでありまして、この人事管理、人事評価システムの構築に向けての取組みが進められておるわけでございますけれども、一方で利潤を目的とする企業とは異なりまして、公務員の人事評価の困難性やその結果の信頼性に対する疑問等からなかなか全国的には一部進んで実施をして施行等してある町村もあるわけでありまして、全体としてはなかなか進まないのが現状だというふうに認識をいたしておりますが、そこで国においても今後の行政改革の方針に基づきまして人事評価システムの構築に向けた第一ステップとして人事評価制度が指標が示されまして、現在各省の一部の課長や課長補佐級の職員を対象として一時試行が平成18年1月1日から開始をされていくこととされております。当町におきましてもこれらの指標を参考にしつつ、職員も色々研修等で今その勉強してきておりますので、参考にしながらこの動向に注視をしながら試行を繰り返していく中で町に合った人事評価システムの構築を早期に立ち上げていくように努めていきたいというふうに考えておまして、具体的には平成18年度中にぜひこのことを立ち上げていきたいというふうに今考えておりますので、もう少し準備をさせていただくことになるということでございます。

次に中期総合計画ふるさとづくり計画の過日の懇談会からみるこれからの行政説明責任と今後の実行についてということで、内容この結果等につきましては、再三それぞれの議員にお答えを申し上げてまいりましたので、重複いたしますので申し上げますけれども、そこで今後の問題としてこの実行説明責任ということでございます。従来の計画の多くはほぼ計画ができあがった時点でこの町からのものをお示しをして、そしてそれに対する意見をお聞きをすると形式的というわけではございませんけれども、そのほぼできあがったものについてのご意見交換ということが主体でございましたけれども、色々な内容にもよりけりになりますけれども、これからの行政運営はできるだけ素案づくりの段階から町民が参加をしていただいて、計画のその策定段階から意見を聞きながら計画に反映していきたいという、この手法がどうしても欠かせない時代である必要であるというふうに認識をいたしております。町といたしましては、今後とも色々な計画、特に今度の中期総合計画やふるさとづくり計画を実践していく上でできるだけの説明会や出前講座などを通じて十分にそのことを申し上げて、また町民が意見を述べることができやすいような機会を確保していきたいということと同時に合わせて当然ながら資料提供や広報誌、ホームペ

ージやCATVといった色々な各種の媒体を通じて少しでも町民が理解していただけるような情報提供をしていくことが大切と考えて今までもやってまいりましたが、これからも更にそのことを実行していきたいというふうに考え方としては持っております。ただお話にもございましたように、行政からの各種の方法で提供する情報を町民が見ていないとか、あるいはまた受け入れてないという現実が現実問題としてあるとご指摘のとおりでございます。こちらの立場としては色々な機会を通じて情報は提供したという認識がありますし、町民の方の方は情報がなかなか届かないというこの認識のずれ、これが現実問題として非常に多くあるということからまだ実際にこのことが住民が一体感としてこれからの町づくりを考える、特に中期総合計画やふるさとづくり計画の理解が不足しておるということとは否めない事実であろうと思っておりますので、今後色々努力が必要であるということであるわけでありまして、私としましてはこれはできるだけこのかき離を解消しましてですね、行政は町民が受け入れやすいような方法で情報提供をして一方で町民の方も自らの問題としては積極的にこの情報を収集するという自らも止めて情報を求めていくというような仕組みを築いていくことが協働のまちづくりにはどうしても欠かせない重要な要素であるというふうに思っております。町も説明責任を果たしていくように最大限努力をいたしますけれども、町民の皆さんもいずれこれは自分達の町づくり地域づくりにどうしても欠かせない重要な部分でございますので、協働のまちづくりに欠かせないこの大切な要素を自らひとつ情報を取り入れる、また判断をするひとつ姿勢を持っていただいて町づくりへの主体的な参加のもとに自分達の町を作っていただくという観念をぜひ持っていただくと、なかなかこれは個人差もございまして、時間もかかると思いますが、精一杯双方の努力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。更に今後の進め方といたしましては、こうした色々な計画づくりが実践書が策定された段階で新たに設けたこの耕地担当制度というものを最大限に活用をいたしまして、身近なところで出向いて説明をしたいというふうに考えて、少しずつそのことがまた浸透していくひとつの方策にはなるのではないかとこのように先にも申し上げましたけれども、思っておりますので、今後はそうしたことをひとつぜひ活用をいただいて、こちらその場を通じて情報提供していきたいというふうにお願ひしてまいりたいと思っております。

次に子供の安全の問題、最近の幼い子供を狙った犯罪についての行政対応の問題でございます。もう再三このことも今までもご質問がございましたが、保育園の園児の通園の問題もございまして、それから学校教育の場として通学の問題もあると思っておりますので、私の方から保育園関係を申し上げて教育長から学校関係についてまた重ねて申し上げたいと思っております。特に保育園児を犯罪から守ることにつきましては、保護者会と保育園が連携をとりながら対策を講じておりますし、その通園経路につきましても送り迎えが原則でございますので、そうしたかたちをとっておりますけれども、やはりこれも学校教育の通学の問題と同様にですね、地域住民の皆さんのご協力がどうしても必要であるというふうには思っております。そこで保育園の方では平成14年度に保育園安全対策マニュアルというものを作成をいたしまして危機管理対応に努めておるということで、お陰さまで保育園の問題については、そうした具体的な問題になるような事例今までも発生してその

後ございませんけれども、やっぱり昨今のこういう状況でございますので予断は許さないということでございます。したがって具体的には登退園来るとき帰るときにつきましては、基本的には保護者による送迎をお願いをして、そして保護者と担任が園児の直接の引渡しを行なって安全確認をした上でそのことを実施をしていくと、それからまた園内保育園施設へのその侵入対策の問題でございますけれども、現在のところ保育士の笛の携行でありますとか、避難訓練に合わせた防犯訓練等を行なって職員園児それからまた一部保護者も含めてこうした対応を訓練を重ねながら防災防犯意識の高揚に努めていくということ、繰り返しになりますけれども、そうしたことを含めながらまた地域の皆さんとともにこの安全対策は講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上第1回のご質問に対するお答えといたします。

教 育 長

子供の安全について宮下議員から3つの提言それからマザーテレサの言葉等あげてそれぞれお話がありました。大変大事なこととして受け止めてまいりたいと思ひますが、先日の誤報事件でありますけれども、本当に親切な方が非常にかわいい子供達を通ったので、声を掛けたと。マスクをしてちょっとサングラスをしていたので子供達がそれを間違えて逃げ帰ったというわけでございますが、子供達はですね、学校で教えられたとおりに行動をとったわけでありまして、私はこれは学校の教育が非常に徹底していたなと安心したわけでございます。しかし、声を掛けてくださった方には非常に気の毒なことをしてしまったというわけでありまして、ほっと胸をなでおろしながら難しいなということを感じたわけでありまして、愛情の反対は無関心だというような話がございました。そっとしておく親切それから親切という名のおせっかいという言葉でございますけれども、その辺の兼ね合いが非常に難しいということも私は感じているところでございます。その辺とところしっかりまた認識しながら各学校の安全対策を考えていきたいとそういうふうに思ひます。今度14日に安全対策会議開かれますけれども、そこで先程からお話してますようにスクールガードの取組みにつきましてその飯島小学校がスクールガードに関係しまして見守り隊という名前での対策を発表してくれることになっております。これにつきましては、七久保小学校も同じようにそういう取り組みをしてくれてありがたいというふうに思ひますので、安全対策会議に大勢の方が出ていただいてその議論をしていただけたらありがたいというふうに思ひます。なお、教育委員会としまして各学校に指示あるいは実施してくれというふうになっている点でございますけれども、今までのお二人の議員のところではちょっとこの点について触れなかったものですから実際にどうしているかということをお話して答弁にしたいと思ひます。校内における不審者対策でございますけれども、3校ともに防犯カメラを設置いたしました。これは上伊那の学校の中で一番早いかなというふうに思っております。それから当初防犯ベルを各教室に2個ずつ置きましたけれども、これじゃだめだと機関巡視しているときに防犯ベルのところまでとんで行ったら間に合わんぞということで、全職員にホイッスルを常時携行するように指示をしてございます。これは義務であります。それから各小学校、両小学校とも全児童に防犯ベルあるいはホイッスルの携行をしているところであります。それからこれは当然のことでございますけれども、職員による防犯管理マニュアルの確認これは徹底すると、それが

ら防犯訓練も徹底するというところであります。それから車に貼るパトロールステッカーみたいなものがございますが、これも先程県教委からも注文してもらいまして各学校へ配ってそれを活用するというふうにしてあります。補正予算のところで大変話題になりましたネットランチャーもできるだけ早くあります購入してまたこれに対応していきたいというふうに、教育委員会としてもそれぞれの対応を考えているところでございます。以上であります。

2 番  
(宮下寿議員)

ありがとうございます。非常にいまの教育長の部分非常にうれしく思ひますし、もっともっと論議を重ねてですね、しっかりやっていくことが本当に重要になっていくということをお改め痛感いたします。それでは2回目の質問をいたします。今町長の方からお答えをいただきまして割りとは早くいけそうなのかなという部分をちょっと思ったんですけども、ここで差し出がましいようですけども、たまたまですね、人事評価制度の設計と導入の手順というのをですね、パブリックマネジメント研究所というところの鈴木由朗さんという方が作成しております。ちょっとここで申し上げますので、お聞きいただければと思ひます。まずステップ1として全体の枠組みの設定で、職場の問題点の確認、導入目的の設定、評価結果の活用範囲、人事評価と関連して改定すべき制度、今後の導入日程、専門家への支援の要請などを検討する。導入・目的を設定する際には職員がどう変わってほしいのか、現在の職場をどう変えたいのかという視点からの検討が大切である。ステップ2としてシステムの設計で最初に概要設計を行なって制度の大枠を固めてから具体的な設計作業に入る。概要設計では評価される人、評価区分、評価する人、評価方式、目標による管理制度との連携などを整理する。組織の色々な人々の層、職と等級の関係などを変更する予定がある場合には、人事評価の設計に影響するのでその改定の時期と内容を予め確認する。評価項目やその着眼点を検討するには、人材育成基本方針に掲げられた求める職員像を能力や行動のレベルまで具体化する作業が必要である。能力評価の基準の作成は各職の役割任務を具体的に整理した上で、そのためにも必要な能力を抜き出すという手順が基本になる。業績評価の設計では、評価の対象となる業績とは何か十分検討することが必要、そして目標による管理制度と連動させることが望ましいかどうか、連動させるならばどのような職層、職務が望ましいのか検討をする。評価用の帳票には色々なタイプがあり評価対象によっては全く異なる様式を使うことも考えられる。能力評価基準にしても評価用マニュアルにしても始めから完全なものではない。試験的な期間を通じて徐々に完成度を高めていくという考え方が必要である。ステップ3は一部試行、特定の部門職層もしくは職種を対象に実施する。目的は人事評価がどういうものであるか実際にやってみることで理解を深めこの試行に参画した評価する人達から評価の方法や評価基準に関する意見を集めること。ステップ4その結果の分析と修正です。収集した意見をもとに人事担当部門で修正すべき事項、評価した人の知恵を借りて見直すべき事項などを洗い出す。この知恵を借りるべき事項については受け持っている役目別のワーキンググループを編成して修正案をとりまとめる。特定の職種については、ワーキンググループで評価項目の再編成や評価基準の改定を行うことを想定する。そしてステップ5が本格志向、本格運用に備えて評価の質を高めることと試行を通じて運用制度の完成度を高めることにあ

る。評価する人については構成な評価ができるよう訓練を積む機関となるが、評価する人の訓練のみでなく、それぞれの職場の中で評価者間の視点の統一が図れるよう定期的な協議の場を設けていくことが大切である。そして本格運用開始このように述べられています。ぜひこのような例が幾つかまだまだ出てくると思いますので、こういったものを利用してできるだけ早めに手を打っていただきたいと思います。仮に制度の仕組みや評価基準、評価する人の能力が十分なものでないと考えれば予め公開する時期を設定した上で早急に具体的な対応策を実施すべきだと思います。自治体では完璧主義を求める傾向が強く、石橋を叩いても渡らないというような傾向がありますが、人事評価制度のように関係者も多く影響の大きい制度で当初から誰もが納得するような仕組みをと作れるはずはありません。試行運用を行い現場の意見を取り入れ改善を繰り返すことが結果的に公正で納得性の高い、しかも運用しやすい制度にもっていく近道になると思うものですがいかがでしょうか。次に今お聞きしたふるさとづくり計画の中でちょっとお聞きをしたいのですが、団体負担金の見直しというところで「当町に行政効果のない団体及び年に一度も出席しなくても済むような団体から脱退します。」とありましたけれども、例えばそれほどのようなものがあるのでしょうか。予算書並びに決算書を私も見させていただくと、かなり数で確かに広域的な部分を含めて負担金がかかなりあるようですが、そういったものの中で精査していくとすればそれはどのようなものがあるか、今お答えできるものがありましたらお答えください。また観光事業補助の中で町外者の誘客が期待できない観光事業への補助は廃止しますとありますが、現在の675万を削減目標の490万円ということにありますが、現時点でお陣屋祭りは前も続けるということをおっしゃっていただいておりますが、17年度で450万円の補助が合ったわけですね、商工会でも来年に向けては補助の削減を考えているようです。そうすると数字上だけでふるさとづくり計画の中を見ますと、185万しかない中であと幾つもフェスティバルとかさくら祭りも全部あるんですけれども、そういった事業を精査しても現実問題として不可能ではないかなと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。歳出の削減は絶対条件であるということ言うまでもありませんけれども、計画と削減そして実施する事業の現実性をしっかりと見極めていただきたいと思います。最後に犯罪から子供を守るための例えば先程も出ましたが、子供を守る安心の家の存在ですけれども、これは私も入っておりますが、確かに旗とプラスチック製のプレートをいただいて掲げておりますが、私は散歩をしているところであるところでは旗がこうなびかない邪魔にならないように丸めてしまっただけで結んであるんですね、そういうようなところも見受けられるわけです。これではいったい何のための子供に対して何かあったらここへ来なさいよという合図になるのかと、頼まれたから置いてあるといった感があります。大人の意識がまだ足りないようです。我が子は当然ですけども、よその子も同じように大人が守らなければなりません。学校地域などが一体となって先程も教育長言っていただきましたけれども、みんなで行動をしなければならぬ、またそのような犯罪を起こすような人間を作らない教育というのも当然考えていかなければならないと思います。教育長この点も含めて最後にまたご意見がございましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。これをもって私の2回目の質問とさせていただきます。

町長

す。  
人事評価制度のことにつきまして再質問でございます、ひとつのマニュアル的なパブリックマネージメントですかを、披露していただいて、こちらとしましても事務方中心にそうした文献的な手法的なものを色んな機関から取寄せて研究をしてもらっています。研修に参加をしておるといようなこともございますので、色々考え方あると思いますけれども、参考にはさせていただくことになると思いますが、いずれにいたしましてもこの公正な人事評価でなければならない、これを進めるためには色んな設定項目を設けてですね、公平に評価できるようなシステムづくりがどうしても必要であるということでございますので、そうした研究検討を十分に重ねて試行段階を経ていずれ本格的にというかたちで準備を進めていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。それから今ちょっと予算書等で団体への参加の機会の部分あるいはイベントに対する実施、ふるさとづくり計画ですか、とのちょっと数字的な問題につきましては、ちょっと助役以下の方からまたご回答をさせていただきたいと思います。

助役

ふるさとづくり計画の中におきます団体補助負担金の具体的な見直しの対象団体とこういうご質問でございますが、これにつきましては現段階につきました方向性をひとつ留めておるわけでございますが、今後査定の中におきまして各団体のそうした活動の実態ですね、それから現在までの補助金等の使われ方等につきましては、例年どおり精査をまいります。更にこういう時代でございますので、いっそうそういうところを細部までですね、よく煮詰めていたしまして査定の中で団体1点1点についての評価をしてまいりたいと思っておりますのでございます。具体的なものとしてちょっと頭に浮かびますのは、今までもそういう方法でやってまいりましたけれども、各種のこの新しい団体の立ち上げ助成というようなものがございます。こちら辺につきましては、これから大変大切な分野かと思っておりますけれども、やはりその期間をですね、もう少し早い機会にこの成果を上げて結果をみていく必要もあろうかと思っております。あえて言いますと立ち上げ補助の交付機間をもう少し見直してですね、そして効果のある補助金の使い方によって団体を早く立ち上げて補助金も早期にその役目を終えたいとこんなように考えておるところでございます。その他ちょっと若干関係がありますので申し上げておきますが、既にご承知かと思っております。上伊那の郡の町村会の中にも多くの団体に対する補助負担金を出している団体がございます。この財源は当然のことでございますが、組織市町村の負担金によって構成されておると、そこでこれは広域的な活動でございますけれども、だいぶ長い時間をかけましてこの団体に対する補助金負担金の見直しあるいはもっと詰めますと団体のあり方というふうなものについての検討を重ねてまいったわけでございます。この辺につきましては、かなり具体的な内容で18年度から踏み切っていくという内容になってございます。これはひとつ飯島町のみならず全町村に関わるものでございますが、やはり飯島町のみならず今後の行政のありかたにおいては大きなひとつの何ていいますか改善と言いますかね、そういうものを繋がっておると思っております。具体的な内容につきましては、ちょっと名称が今のところはっきりいたしませんけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

教 育 長 安心の家についてのお話であります、飯島町では今現在約 100 件の方にこの安心の家をお願いしてございます。本当にこれを受けていただいた方々に感謝しているわけですが、今ご指摘のように子供を守るという点でそのお気持ちにといくらか差異があるということでございます。これにつきましては、先程もお話しましたように見守り隊等の結成を通しながら地域の方々の子供を守るぞという意識の高揚それと合わせながらこの安心の家の方々の意識も高揚していくことを期待申し上げているところでございます。なお、心の問題につきましては、これはもう今までもそこら中でこの言いふらされておりますけれども、あらゆる教育課程の中であるいは家庭教育のあらゆる場面の中でそういう教育がなされなければいけないわけでございます。また明日織田議員の方からこの点についてご質問があるようでございますので、そのところでまたお答えできたらなというふうに思っておりますので、以上であります。

企画財政課長 イベントの縮小の関係であります。ふるさとづくり計画の中ではこれを2分の1以下にしますというように表記してあります。具体的には隔年実施や廃止も含めて検討するということでもあります。また住民が主体となって企画運営するように方向を転換していきたいということも書いてあります。その方向に沿って現在どのイベントをいつから廃止するかということについて理事者判断を査定をしていただいております。最中でありまして、現段階で申し上げるところまでは至っておりませんので、ご了解をいただきたいと思っております。

2 番 (宮下寿議員) ご答弁ありがとうございました。今日私の話をしていることもかなりダブった部分がありまして大変申し訳ございませんでした。何回も同じようなことを言っていました。しかしやはり今日皆さんすべて言っていることは本当に大変に重要なことでありまして、町の行政も本当に大切に、それこそ大変な時期ですし、子供にとっても大変な時代そのすべてが大変な時代の中で大人がやはり子供をしっかり守りながら子供が飯島町に住んでよかった、出ていってもまた帰ってきてここで住んでくれるそういった飯島町を作っていくことが私達に課せられた重要な課題であると考えます。そういった意味でも町長の強烈なリーダーシップのもとまず職員の皆さんがついていっていただき、我々議会でもできることがあれば議員としての立場で一生懸命やりたいとこのように思っておりますので、ぜひ皆さんによるしくお願いをしたいと思います。以上をもまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。  
これをもって散会とします。ご苦労様ございました。

午後4時15分 散会



平成17年12月飯島町議会定例会議事日程(第3号)

平成17年12月13日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 織田 信行 議員

三浦 寿美子議員

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平澤 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明
	総務課長 箕浦 税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英司
	保健福祉課長 米沢 長実
	産業振興課長 斉藤 久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢 利光
	教 育 次 長 北沢 正文

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美  
書 記 小林 美恵

## 本会議再開

開 議 平成17年12月13日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
議事日程については、お手元に配布のとおりです。  
日程第1 一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。11番 織田信行議員。

11番 (織田議員) 急な寒さが到来し、また降雪もあり事故のないことまた昨日質問にありました原油の高騰などの心配もあるわけですが、それでは通告にしたがい大きく3つの質問をいたします。1つは次年度町政運営への心構えについて、2つ目に飯島町農業の方向について、それから3つ目に命を大切にし情を育む教育についてであります。

それでは最初に次年度町政運営の心構えについて伺います。昨日は2006年から2010年までの中期総合計画ふるさとづくり計画について多くの質問があり、現在までの経過や考え方についての答弁がありました。その内容について今現在は基本構想審議会で検討審議を付しているところで来年3月に決定をみるとの今後の日程についても話されました。私はその審議会の一員としての立場もありますので、細かい検討内容について理事者の決まった考えをここで問うものではありませんが、この計画は町行政にとって町民にとっていまだかつてない重かつ大なる意味を持つことは言うまでもありません。とは言え来年は自立計画初年度ですので、別の視点から2、3の内容について質問をいたします。1つとして住民の行政参加への現状をどう認識され、どんな考え方で今後対応されるかでございます。行政運営は行政主導型から住民主導型に、また手法として官から民への流れが重視されることとなりました。協働のまちづくりが言われ自助共助公助により役割分担も言われているところであります。昨日町長は前半2年間の自己評価で自分の公約に挙げられた3点を言われ、その3点目の内容で人を思いやり個性を大切に大勢の人の行政参加を促す姿勢で望みたいということをおっしゃられ、私なりに町長なりに全力で取り組んできたことと評価されました。努力されている点は認めるにしても、なおかつ現実不安な材料があることは否めない現実であります。例えば出席率などもそのひとつであります。住民の行政への関心参加はいったいどういうことか、行政参加ということはどういうことか、改めて伺います。2番目に新町発足50周年記念事業についてであります。平成18年来年は飯島町七久保村が合併して新町が発足して半世紀50周年を迎えます。いみじくも自立元年の年ではあります。時代の大きな節目であります。記念事業をもつことは大きな意味をすることであると思います。記念事業として現在どんな内容が考えられているか、ハード面あるいはソフト面についてお考え準備があれば伺いたします。今年度予算の中に50周年記念誌発行への内容で100万予算が計上されておりましたが、こうした内容の対応等について現状いかがでしょうか。3つ目に職員の活力についての質問であります。行政運営の推進力は職員の活力士気によるところ誠に大なるものがあります。私共が他の市町村に行き行政視察研修させていただき折に、その市町村での職員に接するときちょっとしたこと

でも雰囲気の違いを感じることもあります。今職員にとって行政改革による人件費の削減を目指すところの人員削減定員削減、給料月額削減、ここ5年平成20年から21年にかけて10%の給料月額削減というような目標もあるわけでございます。それから給与体系を見直して平成18年度以降公務員制度改革による能力等級制度を導入で、能力職責業績を反映した新給料体系に移行していくと、また昨日質問のありました人事評価制度の導入の進行等あり、そして何より住民町民のみる目の厳しさでございます。時には職員公務員への羨望とも見えるような目も感じられるわけでございます。また、日常の態度接遇等の町民の目は厳しいものがあるわけでございます。等々誠に絶えず勉強をし研修を要するとともに、最近今申し上げた状況の中から緊張した厳しい気の許せない環境に置かれていると思います。当然といえば当然だという声もあるわけでございますけれども、よくがんばっていると評価する点は私は評価したいと思います。そこで職員には萎縮することなくがんばって堂々と職務に邁進してほしいそう思うわけでございます。理事者として職員を長く経験した理事者として、今の職員環境をどうみるか職員の活力能力を引き出す、また環境ということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に大きく2問目でございます。飯島町の農業の動向についてでございます。今農業農政の中での最大の関心事は平成19年から始まる経営所得安定対策に対する取り組みでございます。戦後第2の改革ともいわれるような大きな構造改革がこれから進められようとしています。農業農政の流れは食糧増産の戦後から選択的拡大自作農育成から40年代の生産調整、それから現在の消費者重視の農業、環境重視の方向となり今は経営構造改革価格政策から所得政策に変わってきております。昭和40年代半ばからの減反転作誘導、農業構造改善事業から農業経営構造対策事業に、また思い起こせば食糧管理法いわゆる食管法がなくなり、国の基本的支援がなくなり米価はいまや入札制度競争社会に入ったわけでございます。農業基本法は食糧農業農村基本法へと変り、世界を見回せばGATTによる貿易自由化交渉費用拡大、輸入農産物の拡大、増大という環境が進んだわけでございます。また昨今WTOによる完全の上限撤廃の動きなど目まぐるしい変化にさらされているところであります。我が町の農業も国の動きに応じた変化に対応してきたわけでもあるわけでございます。飯島町農業は昭和61年の9月に、ときの農業委員会が前年60年12月の農業委員会建議に基づいて大きくこれが影響しまして建議により営農センターが設立されて以来地域複合営農の道を定めて前進してきました。4地区に営農組合を作り、農用地の効率的な利用、機械利用、作物の栽培誘導また農作業の受委託等々多面的な活動内容を広げてきました。この営農センター活動は全国的に大きく評価され4年程前に組織営農の部で日本農業大賞に輝いたことは記憶に新しいところでございます。今1,000ha自然共生農場を目指し、また担い手法人の育成など更に活動を進めているわけでございます。ところで先程申しました国はこの3月に閣議で食糧農業農村基本計画を定め2007年から導入するいわゆる平成17年から導入する品目横断的な経営所得安定対策を明らかにしました。これは昨日も質問議員の説明にありましたけれども、価格政策から所得政策への転換となり、今後の農業の担い手のあり方が提示されました。個別の営農で4ha、集団集落で20haが基本的な支援の経営規模とされ、全国的に今この対応育成に追われ

ている現状であるかと思えます。そこで1つとして今我が町の営農センターはこのことに現状どう取り組みしているか、また今後の方向と課題は何かを問うわけでございます。戦後の農地改革に匹敵する大改革といわれるその由縁はまた国の内容と異なる点あるいは先取りしていると思われる点について、それらの点については何か説明を求めます。営農センター地区営農組合を含むあらゆる農業関係にする組織が努力されていることは大きく評価されるところでありますが、農家はもとより農家以外の方々にも大きな意味をもつ改革の振興でございまして、内容の周知のためにも現状と方向の説明を求めます。次に集落営農と個別営農の考え方と行政支援についてでございます。農業には食糧生産、環境保全、土地の管理、水資源確保等々非常に多面的な役割があります。個別でできないこと、また集団でやった方が効率的なものは集団組織営農となります。農業の担い手法人として組織化された組織営農の考え方、支援はどういうふうを考えられるか、また個別でやっていける人はそれでよいわけでございますが、どうかたちで育成支援していくのか同じように考えをお伺いいたします。3番目に集約施設農業の動向についてでございます。農業の担い手は土地利用型の米穀、穀物、飼料等の栽培者ばかりではありません。限られた面積の中で集約的に収益を上げている集約農業すなわち花、果樹、きのこなどの栽培品目があります。またこれらは施設農業に重なるものがあるわけでございますが、花ときのこ、果物の里づくりを標榜する飯島町の現状はどうなっているのでしょうか、流れとしてどんな課題があるのか伺います。

大きく3つ目の内容でございます。命を大切にし情を育む教育についてでございます。少し前までは子供が子供をいじめる殺害する事件がありました。また大阪の池田小学校での大勢の児童殺傷事件も記憶に新しいところでございます。今大人が将来ある尊い無防備な子供の命を奪う事件が続発して起きています。誠に痛ましい憂慮すべき事態かと思えます。広島、栃木での児童殺害また一昨日その前の日ですか、京都府での塾教師が教える塾生の女児を殺害する事件が発生しました。そうして今や子供を守れという声が大合唱となっています。昨日安全対策や通学路対策等についての質問がありましたので、この事件に相応した対策についての内容はここでは触れません。どこか世の中がおかしい狂っているともいう声が聞かれます。昨今の環境がおかしい、教育に欠陥があるのではとも言われま。命を大切に思わない大人に育ってしまった人間環境、子供で小さなときから命の大切さや人の悩み痛みの感情がわからずに自分勝手になっている子供、自己主張が強く他人の言うことを聞かない人間、こうした人間が問題行動を起こす傾向が大なるものであります。最近の凄惨な痛ましい事件の中から何を感じ、何をなすべきかお伺いいたします。また喜怒哀楽の感情表現ができ、他人の心情のわかる人間に育ってほしいけれども、情を育む教育とは何か、何が必要か教育長のお考えを伺います。以上第1回目の質問といたします。

町長 それでは織田議員からの3つの質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に次年度の町政運営への心構え、1つとして住民の行政参加への現状と考え方についてでございますけれども、町民の皆さんが行政運営に参加する手段というものにつ

きましては、これまではその機会や範囲などがある程度限られていたのではないかとこのように感じておられる部分もあるわけでございますが、この地方分権の流れの中で個性ある活力ある地域社会を実現するためには、社会情勢の変化等によりまして的確にこのことを対応するとともに、これまで以上に地域の特色を生かして住民自らも意志と判断によって町づくりを進めていくことがどうしても求められていくということになるわけでございまして、そのために町民自らの役割を自覚をしていただいて主体的に町づくりに参加することが必要な時代を今迎えておるといってでございます。これからの町づくりの手法として当町では協働のまちづくりを進めていくわけでございますが、中期総合計画の素々案ではまちづくりの基本的な理念といたしまして、町民の提案と参画によって行われ町民はまちづくりに参画する権利と責務を有する。このことを強く掲げておるわけでございます。これは町民の皆さん1人1人がまちづくりの主体であって、担い手であることを認識してまちづくり活動においては、自らの発言や行動に自覚を持っていただかなければならないとこのことを述べておるわけでございます。勿論まちづくりへの参加は町民それぞれに色んな考え方の違いがあると思えますけれども、様々なかたちでまちづくりに主体的に参加することが自分達の意思を反映した暮らしや地域を作ること、すなわち住民自治の推進につながるものというふうにご覧のとおりでございます。こうした基本的な理念に立ちまして中期総合計画の素々案では協働のまちづくり施策として様々な住民参加の方策を盛り込んでおるところでございます。1人1人の町民の皆さんが参加しやすい方法でご参加をいただき、共に知恵を出して共に汗を流しながら、まちづくりを進めていきたいというふうにご覧のとおりでございます。これが基本的な考え方でございます。次に新町発足の50周年の記念事業に向けてご質問がございました。飯島町は平成18年度来年度飯島町発足50周年という記念すべき年を迎えることとなります。この半世紀の節目としての記念すべき50周年の記念事業を計画するにあたりまして、住民の皆さんの少しでも心に残りまた広く住民の皆さんが参加しやすい事業を行うという方針を立てまして、全職員から記念事業に相応しい事業の内容を募りまして多くの提案があったところでございます。この提案されたそれぞれの事業については、どのような内容あるいは実施にあたってはどのような方法で行なうのか、また事業費はどのくらいなのかといったことを実施に伴う計画を詳細に検討しておるところでございます。一定の方向の策定をしておるところでございます。今後18年度予算編成に合わせて内容を更に検討をいたしまして実施する事業の選定を具体的にこなしてまいりたいというふうにご覧のとおりでございますが、なお今の段階で若干具体的な考え方を総務課長の方から申し上げさせていただきたいと思えます。次に職員の活力についてのご質問でございますが、職員の活力については、第一に組織の活力、第二に職員個人個人の活力が相まって生まれていくものであるというふうにご覧のとおりでございます。組織としての活力はまず時代に合った組織であること、また住民要望に答えるわかりやすい組織であること、そして組織間の連携協力が図れること、これらではないかとこのように思えます。このために常に組織機構の点検を行って簡素で効率のよい組織づくりに心掛けておるところでございます。今議会にご提案申し上げましたこの組織機構の改正はその結果によるものというふうになります。更に組織機能としての縦のラインである町長が

ら助役、助役から課長、課長補佐、係長、職員この縦のラインが的確に効率よく機能することが必要でございます、また一方横のラインである課内、係り内、更には課や係りを越えた連携が十分機能していくことではないかというふうに思います。このために毎日の細かいことではございますけれども、足元から朝の朝礼やそれから毎週月曜日には課長会を開催をして、必要に応じて課会や係会を行なっております。また事業に対応しましては、課や係を超えた調整協力のための打ち合わせ会議、あるいはプロジェクトチームの編成を組むなどして柔軟に組織運営を図っておりますでございます。更に課長を中心として仕事のしやすい環境、楽しい職場づくりに努めるように指示をし、私自身も意を配っているところでございます。なお更に職員個人としての活力でございますけれども、以下に申し上げる6つのことが集約的に必要ではないかというふうに考えておりました、申し上げてまいりたいと思っておりますが、1つにはまず公務員としての自覚と自負と責任をもつこと、2つには自分が担当する仕事に常に課題意識を持って創意工夫と自己研鑽や研修を積むこと、3つには住民負託に応える意識と自覚を持って課題把握に努めていくこと、4つには課や係りの仕事あるいはまた自分の仕事をやりがいのある仕事として目標を持って成し遂げるその努力を精一杯行うということ、そして成し遂げた達成感をもつことがやはり大事であるというふうに思いますし、5つ目には公私の切替をして仕事にメリハリをつけること、それから最後には職員間の協力の姿勢を協調性をもつこと、こういったことではないかというふうに思っております。今後行政改革等によりまして職員の心身の負担も大変大きくなっていくことになるわけでありますが、私をはじめ全職員がこうした考え方を持って住民の負託に十分応えられるように切磋琢磨して活力ある組織活力ある職員の養成に努めてまいりたいということでございますので、ぜひひとつご理解をいただきたいと思っております。

続きまして第2のご質問でございます農業の問題でございます、その方向性について幾つかのご質問をいただきました。まず営農センターの現状と取組み今後の方向課題等でございますが、お話がございましたようについ先ごろの10月27日に決定をされました経営所得の安定対策大綱これが平成19年産の品目別の横断的経営安定対策が決定をされましていよいよ実施をすることになりました。この対策はこれまでの全農家を対象とした品目ごとの価格対策から認定農業者等一定のこの規模条件を満たした担い手のみを対象として、更にこの経営に着目した品目横断的対策に転換をするものでございまして、お話がございましたように戦後農政最大の改革であるというふうに言われております。またこの品目横断的の経営安定対策の導入に連動いたしまして、現在進めている米政策の改革の推進対策も見直されることになりました。更には農地、水、環境の農業農地の持つ保全対策向上のための新たな施策を導入することも組まれておるといふようになっておまして、極めて広範かつ大規模な改革となっておりますのでございます。そこで飯島町営農センターでは地域複合営農への道のパート3のこの計画時に担い手に絞り込んだ対策に転換されるとの情報が流れて当時おりましたので、こうした要素を既に想定した計画と今なっておりますのでそのことが進められておるとでございます。特に高齢化等による減少が進んでいる担い手のこの受け皿といたしまして、本対策の対象となる担い手としての法

人の育成に努めてきたところでございまして、地区営農組合の担い手法人として2階建て方式により進めてまいりましたが、この法人を本対策の受け皿として機能させられるように考えておるところでございます。国の考えておる方向に相当の部分で合致した考え方が既にスタートをしておるわけでございます、更にこの対策に見据えた具体的な検討が必要となつてまいりますので、現在営農センター委員会に専門部会を設けて対応策の検討が進められておるところでございます。今後営農センター委員会において更に協議を願ひまして、できるだけ早い機会に農家への説明を実施していくように準備をしておきたいと思ひます。次に集落営農と個別営農の考え方と行政支援についてでございますが、集落営農と個別営農の育成方針につきましては、今申し上げました地域複合営農への道のパート3に方向付けをしているところでございますけれども、まず水田の基盤といたしまして花とときのこと果物野菜の里づくり等の生成の高い作物に取組む個別経営体の育成を進めております。一方また土地利用型を中心に担い手の高齢化が進んでいることに鑑みまして品目横断的の経営安定対策の受け皿の育成が急務の課題となっているということでございまして、そこで地区営農組合の2階の部分に営農組合担い手法人の育成を進めて、地域営農体制の強化を進めておるところでございます。国の農政の大転換を的確に捉えまして新しい対策に対応するいち早い取組みは営農センターに農業者、農業委員会そして農協、町、普及センター等々関係者が結集をして知恵と汗を出して合意の上で合意づくりのもとに進めてきた結果でございまして、それぞれが持てる力を出し合うことが大きなこの支援推進の糧になるというふうに考えております。町といたしましても営農センターの設置者として円滑な運営と戦略的な施策の転換によりまして町の農業の振興に向けた支援を担っておりますのでございますが、その結果として今年の3月に七久保地区と田切地区において営農組合担い手法人が設立をされたところでございます。現在本郷地区と飯島地区におきましてもこの法人設立に向けて準備が進められておるといふことでございます。次にこの集約施設農業の動向についてでございますが、現況も含めて細部につきまして産業振興課長の方からご報告をさせていただきたいと思ひますけれども、いずれにいたしましても飯島町の農業は野菜、花それから果樹等の園芸作物振興を含めて水田農業の柱として地域農業を支えることのできるこの産地を育てていかなければなりません。この複合営農への道のパート3の計画に基づいて自然共生1,000ha自然共生農場づくりこのキーワードとして個性ある産地づくりに努めてまいりたいと思ひますので、共々にひとつご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後の命の問題教育問題が中心になるわけでございますので、教育長の方からご答弁をさせていただきたいと思ひます。以上第1回のお答えといたします。

教育長

子供の命を平気で奪うこう悲惨な事件の続発、また近年では青年層におけるニートの問題もございまして、このニートがこのままの状態が続くとやがてこの日本を担っていく中堅層の30代40代の人達がニートの割合にうんと多くなっていくというような報告がされておまして、例えば経済的に言えばもう税収が非常に望めないの、そのニートの分だけでも消費税は2%か3%上げなければいけないだろうというような予測もされているわけでございます、非常にこれからの日本の行く末がこう危ぶまれるというような危

機感を私も抱いているところでございます。特にそうした少年青年のこの憂えるべき事態に陥ったその原因でありますけれども、私は端的に言えばそれは幼少期、幼少年期の成長の歪から来ているのではないかというふうに思っております。体も心もこの幼少年期に健全に育てこれなかったこと、それがそういう事態を引き起こしてきたというふうにも言っても過言ではないかというふうに思います。したがって幼少年期における家庭教育、家庭教育を中心としたこのあり方を真剣に今見直していくべきだとそういう時期にきているというふうに思っているわけでございます。10月に発表されました文部科学省の情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会というところからその報告がなされました。A4版で35ページにわたる大部のものでありますけれども、それを要約しますと今まで三つ子の魂百までもと言われてきたということが科学的に証明された非常に重要な発表であると思っております。情動と言いますのは怒りや喜びなどの一過性の感情の動きのことですけれども、その情動が5歳までにその原形が形成されるために乳幼児教育が重要だというそういう報告の内容でございます。これまでの研究から科学的に判明されたものとして、1つは情動は生まれてから5歳くらいまでにその原形が形成される。それから2つ目として子供が安定した自己を形成するには他者、特に保護者の役割が重要であるということ、それから3番目に子供の心の成長には基本生活リズムや食育が重要であるということを挙げております。相手と一緒にいることで安心感や満足感を得られるという愛着の形成の必要性も指摘しております。乳幼児期から良好な親子関係を築き愛着体験を豊かにすることで対人関係の能力や言語能力が伸長するとそういうふうにも言っておるわけでありまして、情動を適切に発達させるためには、この家族からの愛情を受けて3歳くらいまでに安定した情緒を育み、5歳までに基盤を育てる乳幼児教育が重要だというふうに提言しているわけでございます。その後情動を適切に育成しようとしても年齢とともにそれは困難になるというふうに言っております。今朝の新聞報道によりますと、乳幼児を持つ父親を対象にした調査で、平日子供と過ごす時間が2時間足らずの父親が64%にあがるという報告がなされております。子育て支援それから少子化対策、働く女性を支援する等の施策これはもう無くてはならぬ重要な施策でございますけれども、そのためにもし乳幼児期における親子のふれあいの時間が確保しにくくなっているということが起こっているとすれば、これは本当に少し考えなくてはいけないという事態でありまして、例えば土日などの休日に親子で自然の中に飛び込んでいくようなそういう機会を増やしていく、そういう家族のふれあいのもし時間が取れなかったらそういう質を高めていくそういう努力が今求められているというふうに私は思っております。今悲惨な事件が相次いで起こっている要因は今申しましたように乳幼児期から小学校低学年の時期においてやらなければならないことが成されてこなかったことが最大の原因であるというふうに思うわけでありまして、長野冬期オリンピックのときにNHKの長野放送局の局長であった清方輝元氏はその著書「人間になれない子供達」という著書がございまして、その中で幼少年期の特に家庭における親子の関係を通じた体験その欠如が子供を人間の子供として成長させてこなかったこと、そしていまその子供のままで大人あるいは親になってしまったという社会の悲劇を強く訴えているわけでございます。私も全く

そのとおりだというふうに考えております。人間教育というのは心の教育というふう置き換えてもいいと思っておりますけれども、それは学校や家庭で本当に道徳の時間それは週1時間でございますけれども、その1時間に捉われずに私はありとあらゆる時間をやっぱり使ってそして行なっていくこと、特に家庭においてそれが必要だということを強く訴えたいと思っているわけでございます。行政といたしましても、例えば公民館の講座の中にフレッシュセミナーとかリフレッシュセミナーがありまして、これは乳幼児を持つ親の学習の講座でございますけれども、これにもかなりの親子が参加してくれております。この参加者をうんとうんと増やしていくこと、それから東部保育園ができたときに子育て支援センターができますけれども、この役割が非常に大きな役割を果たすのではないかということも期待しているところでございます。以上であります。

総務課長

それではご質問のありました50周年記念事業として今現在考えている具体的な内容について申し上げてまいりたいと思っております。まず現在予算措置をして取り掛かっている事業としては、記念誌の事業を行なって生きたいということで編成作業に入っております。この他ふるさと大使との懇談をもっていきたいということ、それから子供達の夢を語ることも議会の開催を予定しております。更にはNHK公開番組の開催を検討しNHKと今交渉しているところでございます。その他に自治功労者の表彰それから記念式典等もメインの事業として考えております。その他各課で例年行なっているイベント事業等がございます。例えば文化的な事業、体育の事業それから健康づくり事業等がございます。それぞれの事業について50周年記念事業という冠を付けた事業として実施をして住民の皆さんの参加を促していきたいというようなことを考えております。この他に住民が参加できる事業も更にいくつか検討していきたいということで、今の実施計画それが新年度予算の編成に合わせてまたやっていきたいということで現在検討中でございます。なお、メインになります自治功労者表彰と記念式典でございますが、来年平成18年の10月の28日土曜日になりますが、この日を目標設定をいたしまして全体の計画を進めていきたいということで作業中でありましてよろしくお願いたします。以上であります。

産業振興課長

それでは私からは町の中の集約施設農業の動向についてということにつきまして補足の説明をさせていただきたいと思っております。飯島町の農地は1,080haということであるわけですが、この内の8割強が水田ということでございます。水田を基盤に農業地域を守っていくというかたちの中で水田農業というのは極めて大事な状況にあるわけでございますけれども、一方でこの担い手の方々ですけれども、65歳以上の方が既に6割を超えているという中でこの水田農業というものをどうやって守っていくかというのが大きな課題になっておるわけでございますけれども、先程町長の答弁にもございましたようにこういった面での担い手、また今度の新しい対策の担い手ということで法人を作ってもらいました。全地区に法人を作るということで進めておりまして、ある程度の見通しも立ってきているところでございます。したがって土地利型というものにつきましては、特に営農組合またこの法人という方々にぜひ守っていただきたい、また将来にこの飯島町の水田を中心とした景観も守っていただきたいというのがひとつの考え方でございます。その一方でやはり国また世界の流れの中からは、米というものの消費は



今後においても減少し続けるというかたち、また価格も非常に低迷しているというかたちの中でございますので、大きい流れの中で求められているのは、米は大事な作物ではございますけれども、米からの転換というものが求められているとこれが生き残りのキーワードであるというふうに考えております。そこで集約型農業の動向でございますけれども、特に施設につきましては、先日も申し上げましたけれども、現在の町の中で果樹栽培が93ha、花が20ha、野菜が20haというようなかたちの中でそれぞれ進められているわけでございます。これ全般に面積の減少ということもあるわけですが、現在農作物国際化等で価格が下がっておりますので、全体的に面積も減少価格も生産額も下がっているというのが動向でございます。特に果樹につきましては、今経営されている方が後継者に引継ぐということがなかなか難しいというかたちの中で、経営者がある程度高齢になればそれが切られていってしまうということで憂慮しているところでございますけれども、そこをどうするかという対策の中で特に昨年あたりから取組んできましたそういったところに対するその栗の里づくりというようなかたちの中で10haほど増えてきておりますし、特に栗は高齢者の方々でも管理がしやすいというような中でそういった振興も進めてまいりたいということで考えております。特にこれからこういう農作物を進めていく中では消費者の皆さんから安全安心というような信頼が得られるというかたちの中でなければ買っていただけないというかたちになってきております。そこで町長の答弁にもありましたけれども、パート3の中では1,000ha自然共生農場づくりと自然と共生できる農業というかたちこのものを土づくりを基本に進めましてぜひ消費者に理解していただける飯島の農産物を信頼して買っていただけるというかたちの中で、野菜、花卉そして果樹こういったものの振興を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

11番  
(織田議員)

答弁お聞きしました。次年度の町政運営の心構えについて今町長の答弁がありましたようなひとつ民意を汲んだ手法、色々な内容についてお話がありましたので、そうした基本を大切にしいわゆる今代表民主主義であり選ばれた理事者であります。私共も選ばれた者であります。そうした民意を大切にしつつも自分の思いも込めリーダーシップを発揮していただくことが大事じゃないかと、今まで以上に感じるものでありますのでよろしくお願ひいたします。それから新町発足の50周年記念の事業でございます。今担当の方から話された内容また町長としてこの事業に望む大綱的なことが話されました。具体的な内容としたただいま申された担当の方から話された内容私も挙げてみた内容と合致しております。こども議会また昨今女性議会等も開かれている町村もあるわけでありまして、そうした内容それから文化サロンの記念事業版的な催しだとか、記念の植樹は言うに及ばずでございます。それからふるさと大使という関係については年間を通じた招請をお願いして話しをしてもらおうとか交流をもってもらおうとその記念式典近辺の時期にということではなくて、都合のよいときに全ふるさと大使に来町いただき交流をもちまた町民に色々なアイデアなりの話をさせていただくことが大事じゃないかとも思います。それから飯島歴史と緑を大切にするという町でございます。歴史への思いを深めてみることもまた大事じゃないかとも思います。昨今非公式ではありましたが、議会へも話し掛けがありました。

いわゆるこの飯島氏の子孫の縁のある奥出雲町で飯島氏の分身である飯島氏の祖先がそちらへ出向き三沢城を築いてから700年になったということで700年祭が催されたということで当町からも大勢の方が参加されております。これは歴史を大切にひとつの大きな催しであり、飯島としても今これひとつの個人家系を大事にするというそればかりでなくて、飯島の歴史を遡るといってこれから我々が大事にしていく心のひとつじゃないかとそう思いますので、飯島城址の検証というようことも何もすぐお金を使うことじゃなくて、今後考えていくことも大事じゃないかとも思います。こんなようなことについてもしお考えなり感想等がありましたらお伺ひいたします。それから職員の活力についての話がありました。色々大切な項目、組織としての活力の内容、個人的な活力の内容心構え等が示されましたが、その中での触れた事項で特に4月からの来4月からの組織機構改革があります。連携プレーが大切という項目も先程申されましたけれども、職場内学習、研修ということが非常に大切となるかとも思います。多くの町民からは職員に対して自分の課に所属に拘らずに接する内容があるかとも思います。そうした内容では職員の連携プレーということが大切ですので、そこら辺について連携プレーの示唆について考えをもう一度お伺ひしたいと思います。

それから農業についてであります。町長、課長からの説明で大綱的なことが承知いたしましたし、聞いていただいている町民の方もこうしたものが、こうしたものがあるんだということを知っていただけたんじゃないかとも思います。生き残れる飯島農業のために工夫と努力がされている個人営農、組織営農、委託営農また法人営農いずれもそうです。工夫と努力がなされてきているわけでございます。個々の農家は今や米や穀物の所得は低く、これに頼っている方は極わずかです。ですが、組織や法人への委託にしてそうした組織に参加を手段として所得を得ているということになるわけでございます。組織の参加を促してその果実を個別に還元できるようにそういうことがひとつの狙いであり、トータルとして組織のための農業ということは大事なこれも忘れることができませんけれども、組織のためのトータルとしての農業はあっては個別の農業は極めて小さく少ないものであります。個人に励みを感じ、個人が組織参加に意味合いを感じる組織営農法人経営でありたいと思いますが、そうした中での法人になった上での行政支援のあり方等についても一度伺ひますけれどもお願ひいたします。

それから教育の内容でございます。教育長から詳しい内容についてのお話があり答弁がありました。大変重要な課題について話されました。そこで情動教育について詳しい説明がありました。三つ子の魂百までもという内容、実際には5歳までに人格形成の基本ができてしまうというようなお話がありました。としますと5歳までという保育園児の時代での保育園の保育士の園児への接し方、保育士による体験教育等が非常に幼児期の感情の育成に影響するものが大と考えますが、最近では幼保いったい教育だとか色々申されていますけれども、そうした内容について現状保育園の関係での感情育成、体験教育、情緒という点についてお考えを伺ひたいと思います。人間は感情の動物であり心を持った動物でございます。対人教育、人に接し方、人に話すことの苦手な人もいる現実でございます。多様な人間に接する必要がある、その点の教育についてどんなふうにお考えか、学

校家庭で小動物や植物を育てることから生命命の大切さを育むということも大事かと思  
います。そうした内容について学校家庭での動植物の飼っている状態、育てている状態ま  
た総合学習での取り組みの状態等お答えいただきたいと思ひます。以上2問目といたしま  
す。

町 長

再質問の中でいくつかご質問いただきましたが、まずこの新町50周年の記念事業の進  
めるにあたってのふるさと大使の皆さんとの関わりでございますが、現在10名の大使を  
ご委嘱を申し上げてそれぞれに活動やらまた町に対するご提言も折に触れていただい  
ておるわけでございまして、これまで45周年のときに委嘱就任の式をお願いして、一堂に  
会していただいた以外は全員揃ってのそうした懇談というような機会はなかったわけ  
であります。個々での活動については、色々とおあるご相談申し上げたりまた力になってい  
だいたり、それで具体的に幾つかのものに対しても対応していただいて大変お世話になっ  
ているわけでございますけれども、そうしたことも含めてこの50周年の節目には一堂に  
会して色んなこのふるさとあるいはまたご縁のあるこの飯島町に対してのご提言やまた  
ご意見やらいただいて、全体として町の活性化につなげて情報発信に繋がるようなひとつ  
またご協力もいただきたいということで設けてまいりますので、そのようにひとつご理解  
をいただきたいと思ひます。それから飯島氏との関連、奥出雲町、島根県でございます。  
これも確かに承久の乱700年位前からの前に飯島氏の末裔が向こうに地を築いて城を築  
いて反映してきた歴史があるわけで、最近とみにそうした向こうからもこちらの方へお出  
かけをいただき、それからこちらの方からも向こうへ訪問してということで民間の立場の  
中でレベルで交流が進められておるわけでございまして、そうしたことが気が盛り上がっ  
てまいりました。飯島の中でもこれは飯島町の名称、名前の町の名前の由来になったであ  
ろうというひとつの根拠もございまして、飯島紘さんを中心にした今色んな民間レベル  
の取組みがなされておまして、過日この検証会、歴史をひとつ検証していく、が発足を  
いたしました。色々な多くの皆さんの参画をいただいでいぶ盛り上がってきておるわけ  
でございますけれども、そうしたことでできるだけまた色んなかたちでの交流は必要と  
いうふうに思っておりますし、ただこのことが即50年の節目の中での町の事業として取  
り入れていくというようなわけにはちょっとまだそうした段階ではないということでご  
ざいまして、今後そうした民間レベルでの色んな交流を通じてまたその上に立って歴史の  
検証ができるようなかたちの中での交流が繋がればというふうに思っております。ご  
ざいます。当面そうしたかたちでこの民間レベルの活動に期待をしていきたいというふう  
に思っております。それから職員との連携プレーと言いますが、意志の疎通一番大事なと  
ころでございます。非常に財政的にも住民の目線からも厳しい状況に置かれておるこの町の  
職員、厳しいんですけれども、当然これはみんな乗り越えていかなきゃならない、率先  
して乗り越えていかなきゃならないというひとつの大きな使命と覚悟も必要なわけで  
ございまして、その辺も十分に認識し合いながら努めてがんばってその意志の疎通を図  
りながら色んなストレスもたまらるだろうと思ひ、負担感も増えてくるだろうと思ひま  
すけれども、決してそれに負けないでひとつ乗り越えていきたいということを理事者以下職員  
全員でひとつ一丸となってこのことに取組んで疎通を図りながらやっていきたい、若干具

体的には助役の方から申し上げさせていただきたいと思ひます。

それから農業問題で先駆けて法人化が進んでおるこの飯島町の現況でございますけれ  
ども、今後法人に対する支援策でございますが、財政的に支援をしていくというような今  
状況ではございませんので、ぜひひとつこれはもう法人組織を立ち上げる中心リーダーと  
いうのがもうその関係ではエキスパートの皆さんばかりでございますので、ぜひひとつそ  
の持っているノウハウ等を十分に発揮していただいて、ただ町は担当所管という立場もご  
ざいまして、営農センターとのからみもございまして人的な支援も最小限度できるだけ  
のことはご協力を申し上げて、そして名実共に早い時期に一人前になってこの飯島町の農  
業の中核的な立場として活動していただくようなひとつご期待を申し上げていきたいと  
いうふうに思っております。今までは大豆の乾燥あるいは蕎麦、先日も予算で既に竣工し  
ておりますけれども、そうした国県のひとつのまた農業政策の中に乗った側面的な支援と  
いうものはぜひひとつサポートしていきたいというふうに思っております。それから心の  
問題の形成、保育園5歳までにその心の人格が決まるというような先程も教育長も話もご  
ざいまして、含めて教育長の方からご答弁させていただきます。

助 役

職員の連携ということでございまして、これは昨日上程を、昨日じゃない初日に  
上程をいたしております来年度からの機構の改革、この中で6課制が4課制になってくる  
というようなこともあるわけでございまして、この中には当然のことでございますけれ  
ども、町長のもとに今までの仕事をラインがですね、6本から4本になるというようなこと  
かと思ひます。それだけに当然課長の掌握する分野も大変広範になってまいりまして、そ  
ういう点から言いますとご指摘のとおりですね、この職場の職員の活力を引き出して  
いく上での職員の連携というのは大変大事になってまいります。当然この機構改革というもの  
は、そうした効率的な行政運営はもとよりでございますけれども、課と課のこの壁を取り  
払うということでもあります。そこには当然職場の連携プレー、職員間の連携プレーとい  
うものが大変大切になってくるわけでございまして、それも当然狙いとするとところ  
でございます。また各職員につきましては、今までのようにセクト主義でですね、細分化された事  
務を1人が担当するというわけにはまいりませんので、あらゆる面にその対応する能力を  
みにつけていく必要があるわけでございまして、そうした課内のスタッフの面の問題と  
いたしましては、当然これは連携を図りながら対応していくことが求められるわけでござ  
います。したがってこの機構改革の裏側にあるひとつの機能としては、やはり各課の  
壁を取り払うことによって連携を密にしていく、ひとつの課長の下に今までの2つの部  
門が集約されるわけでございまして、より緊密な連携が求められますし、行政的にはそれ  
だけ効率のよい行政に繋がるものと期待をしておるところでございます。先程の町長答  
弁にございました課長会それから係内の会議あるいはプロジェクトの設置あらゆる面  
で今までの方法は踏襲してまいりますが、より濃密なそうした内容をもった機能を持た  
せていきたいとこんなふうに思っております。

教 育 長

幼少時期の教育について再度ご質問がありました。保育所での教育のあり方につきま  
してでございますけれども、やはりこれは遊び中心にした子供達の間関係の構築とい  
うようなことが、これが中心になって保育されているとそういうふうに私は感じ取  
っておるわけ

でございます。ときどきこの文化館の周りを保育士の皆さんがちっちな子供の手を引いてそして散歩に来てくれたりとか、そういう体験学習も豊富にしているように私は受け止めております。そういうことを通して子供達の情操教育、情動教育をしていって欲しいというふうを感じ取っているわけでございます。特に去年私が非常に感動したのはですね、大阪にあるアトム保育所の子供達もこの保育のあり方でありますけれども、子供達がけんかを始めたときにすぐ止めるんでなくて、ずっと保育士がそれを見守って見ていてやると、そして子供達の中で解決方法を探り当て出していくというようなところを実際にビデオで見たことがございます。今ちょっと友達と喧嘩して引っかけ傷がなんかできたりするとすぐ大騒ぎするそういう傾向が親にございます。しかしその辺のところをちょっと我慢しながら子供達が本当にそういう喧嘩や色々なことを通して成長していくところを見守っていって欲しいというふうな保育士であり、親であり大人でありたいというふうに思っているところでもあります。なお、保育所とそれから小学校等の関わりでございますけれども、これは小学校と保育園との連絡会等を通してできるだけ密にこれからもしていきたいというふうに思っておりますし、就学指導委員会というのがございますけれども、これにも保育所の方からもしっかり参加していただくようなそういう方策を早急に立てていきたいというふうに考えております。あと小学校における学校における動植物等の飼育等でありますけれども、これは特に動物に関しましては低学年を中心としたそういう教育がなされております。高学年になれば稲作りというようなものも通して農業を体験したりということがございます。飯島小学校のある教室ではザリガニを教室の中で大々的に飼ってそれで1年間を通じてそれを何とか増やしていこうというような取り組みをしたりというようなことで非常にいい取り組みもなされておりますので、更に一層そういう学習のあり方を深めたり広げたりしていく必要があるかというふうに思っております。去年ですが、中学でも社会科の学習で産業振興課の斉藤課長を先生に招いて授業を受けたというようなこともございますので、そういうふうに体験学習あるいは農業学習、動物の飼育の学習等を更に深めながらそういう面の教育をしっかりやっていきたいというふうに考えております。以上であります。

11番 (織田議員) 質問に対して重要な答弁をいただきました。何にしましても自立計画が自立の最中でございますが、前日から多くの議員がその内容について触れられました。いわゆる厳しいけれども共に汗を流して知恵を出し合ってと協力してというこの協働の精神、町長も身に沁みてしっかりした言葉で申されました。こうした内容更に今後色んな場を通じて町民に内容を個々の内容から深めていただき言葉でわからない内容については、こうした事例からひとつ住民協働を求めるといったこと等が大事じゃないかと思えます。また農業については、話がありましたが飯島農業がともすればかつて農水省の役人にお会いしたときに、飯島農業組織営農、営農組合とはいったいどういうものかというようなこと、営農センターとはいったいどういうものかということ、筑波の学園の農業農林の関係した職員は飯島まいりということが農林省にはあるというような農水省にあるというような言葉も聞いたやからでございます。しかしそうした多くの高い評価におごることなく、どうしても個別営農それから言われた内容での組織集団での営農、法人営農というものを立ち上げ

てしっかりした農業の足取りを望みたいものであります。命を大切に教育ということは今本切々として答弁をお聞きいたしました。最近の学校の先生方もいわゆる色々な内容今言ったような情動的な教育ということについて深い体験をされなくてお育ちになり、先生になられたという方もおられます。色々な植物の育て方、動物の扱い方等についての深いというか認識というか関わりが少なく先生になられた方がおられます。そうしたやっぱり先生方についてもそうしたいわゆる人間に関わらず動物植物の心を汲み取りながら妙な意味ですが心を汲み取りながら対応していくことが心豊かな子供を育てることに繋がるということに思うわけでございます。来年自立元年でございます。町長ひとつ3月の議会への基本構想の報告があるわけでございますけれども、もう一度ひとつくどいようですけれども、お心構えと来年以降への決意をお聞きして終わりたいと思います。

町長 名実共に自立元年を迎えるこの平成18年度心して予算編成を通じて精一杯対応してまいりたいと思います。

11番 (織田議員) 質問を終わります。

議長 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

再開いたします。6番 三浦寿美子議員。

6番 (三浦議員) それでは通告いたしました共に支え共に生きる健康福祉のまちづくりについて質問をいたします。飯島町の将来にわたる長期構想に位置付けられております住民の命と暮らしに関わる重要な方向付けをするものであるというふうに捉えております。今後5年間の中期総合計画が策定をされようとしておりますが、今現在社会情勢は大きく変わり特に関連する社会保障については、10月からは介護保険制度の一部改正があり、居住費や食費が自己負担というふうな状況が生まれております。来年4月からは更に大きく改正がされた制度となってまいります。障害者の自立支援については、18年度からは障害者支援費制度から障害者自立支援法に制度が変わってまいります。また医療制度の改正についても現在日本医師会が医療制度を守るために全国的に署名活動を行なうなど大変な危機感を持ち国民の命に関わる重大な問題として捉えられております。その上更に低率減税の廃止、また近い将来消費税の増税も想定されております。今後は住民生活に直撃する大きな住民負担が押し寄せてくるというふうに想像できるわけです。また子育て支援の施策の充実も少子化に歯止めをかけ若い世帯の増加につながるという期待も強まっております。健康福祉のまちづくりへの取り組みがこれからの自立のまちづくりの活力あるまちづくりへと鍵を握っているのではないかとこのように私は考えております。そこでまず介護保険制度の改正により町の老人保健福祉計画と介護保険事業計画の見直しには大きな影響があるものと想定をされております。現時点で考えられている問題点は何なんでしょうか。特に制度の改正により地域包括支援センターの設置など市町村が主体となって行う事業が新たに設けられてまいります。どのように変わってくるのか、町はどのような取り組みをするのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。障害者自立支援法の成立は障害者の皆さんに大変な不安を広げております。現時点で考えられる問題点とは何なのか、障害者計画の見直しも大変に変わってくるのではないかとこのように考えておりますが、どの

ようなことが問題になってくるのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。それから介護保険制度や障害者支援費制度が変わることによって現在制度を利用している皆さんにとっては財政的な負担やサービス利用がどうなっていくのかということが大変な不安として感じておられるところですので、この辺についてもどのように捉え今後対応していくのかお答えをいただきたいと思います。次に介護保険制度の改正や障害者自立支援法の成立、医療制度の改正など次々と住民の負担増となってくることが想定されるわけですけれども、低所得者ほど一層生活や健康維持に不安が大きくなっていくというふうに思われます。この点について、また子育てについても今若者は不正規雇用者という方々が大変に増えているというふうに言われております。私の周りにもそういう方々が増えております。また正規の雇用者であってもいつ失業するのかそういう不安や低賃金の中で大変結婚することや子育てをすることに對しても踏み切れないという事態も起きていくというふうに言われております。このような中で赤ちゃんからお年寄りまで障害のある方、低所得者の方々すべての町の皆さんが安心して健康で町の中で生活することへの不安が広がっているわけですから、この問題をどのように捉えて今後そういう住民の皆さんの不安に對応をしていくのかということについてお考えをお聞きしたいと思います。また共に支え共に生きる健康福祉のまちづくりということを進めていくためには、行政の役割また住民の皆さんの役割がそれぞれにあるというふうには私は考えておりますが、いかがでしょうか。特に行政でなければできないこと、行政だからこそできることがあると私は思っておりますがどのようなことが考えられているのか、また今後どのようなそうしたまちづくりを協働で進めていくうえで必要なかということについてお考えをお聞きしたいと思います。以上1回目の質問を終わります。

町長 それでは三浦議員から町の健康福祉のまちづくりについて何点かの質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。まず介護保険制度の改正、障害者自立支援法の成立、これらに伴って現時点で考えられる問題点、住民への影響はまたその対策はということでございます。細かい具体的な部分につきましては、担当課長の方からお答え申し上げますけれども、まずこの今度の改正あるいは法の成立が問題点であるかどうかということは別にいたしましても、このいずれの法律も高齢者並びに障害者がその人に適したサービスを利用しながら今後地域社会で自立をした生活が営めるように、しかもこの将来にわたってこれを支援をしていくために持続可能な制度として改正あるいは制定をされたということが一番の基本的な考え方であろうと思います。この介護保険制度改正につきましては、この改正が施行から5年を経て現在6年目に入っておるわけでございますけれども、介護のこの社会化これが一定の定着をみてきたというこの現況の中で今ここで地域における総合的な包括的なケアシステムの再構築をしていかなきゃならなんとこういう時代の大きな流れであるというふうには思っておるわけでございます。しかも団塊の世代が高齢期によいよ到達してくるそうしたこと、あるいはまた認知症や一人暮らしの高齢者が今後益々必然的に増加していくということがもう確実視されておる中でございます。そうした中で誰もが住みなれたこの地域で尊厳あるその人らしい生活を送るためには、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制がどうしても必要であるというふうには思っておるわけござい

まして、そうした点で色々と今度の介護制度の改正等も色んな検討されてきて改正にいたったということでございます。したがってこの特に今後とも持続可能なこの制度の維持、それから今後のそうした事業主体である介護保険事業の運営形態内容というものを将来を展望したときにはどうしても現時点で考えられます点といたしましては、この年々この介護給付費が否応なしに伸びていくということに伴っての介護保険料という点があるわけでございます。これはどうしても健全経営持続可能な制度を維持していくためには、最小限度の引上げはお願いしていかざるを得ないという状況にあることをぜひひとつご理解いただきたいと思っておりますし、また障害者につきましても利用サービスの料の1割負担それから食費や光熱費の実費負担これは自宅で介護をされておる方との比較を考えた場合にもこれは当然的なひとつの経費負担であろうというふうには思っておるわけでございますので、そうした点がどうしても負担が必要になってくるというふうにはご理解いただきたいと思っております。この一方で低所得者に対しましては、色々とこれ検討していかなきゃならない問題があるわけございまして、事業運営の中でのぎりぎりの線でこのことは対応してその利用料の負担の軽減措置を講じていかなければならないということで現在ある制度を最大限にそのことに對して所得に応じた月額負担上限の設定等これによってこの軽減措置制度というものを十分に活用しながら、総じて安心して給付を受けられるようなサービスに努めてまいりたいということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。それから次にこの色んな制度の改正による住民生活健康維持などの不安の解消それから子育て支援の対策等についてでございますけれども、今回のこれらの制度改正によりまして住民の負担を現行より増加する部分も確かにございます。しかしこの改正によって新しいサービス特に地域で共に暮らすサービスこれも今以上に充実して提供されるようになるわけでありまして、その分行政の負担も増加をしております。利用者の方々にも障害による不公平をなくして応分の負担をいただいでみんなで支え合う仕組みとなっておるこの障害があってもなくても共に地域で生きる、この在宅福祉の理念が強く打ち出されてきておるといのが今度の改正のひとつの特徴でございますので、まだ詳細なひとつのこの具体的な対応国の取組み方、県の対応等が現時点では流れてきておりませんので、色々と予算編成上でも苦慮しておるところでございますけれども、いずれ年内等にはその方向が見えてまいりたいと思っております。そうしたことをまた予算編成の中でもって対応をしていきたいというふうには思っております。いずれにいたしましても現在策定作業を行っております中期総合計画この中の地福祉計画、地域の福祉計画の項目の中で十分に検討を重ねて対応をしてみたいというふうには考えております。以上第一回目の質問に対するお答えといたします。

保健福祉課長 それでは補足の説明をさせていただきます。2点でございますが、1点は介護保険法もう1点は障害者自立支援法との関係でございます。始めに介護保険との関係でございますが、この改正の主な内容であります。これは1つといたしまして予防重視型のシステムへの転換とかまた2つ目で新たなサービス体系の確立、また3つ目としては施設給付の見直しというまたそうした中で住居費とか食費の見直し、また低所得者に対する措置等があげられるわけでございます。現在町では平成18年度から平成22年度までの向こう5年間の第



3期飯島町老人福祉計画並びに介護保険事業計画を高齢者等懇話会の皆さんの意見を聞きながら策定作業を行なっているところであります。この中で制度の改正の内容を十分に精査いたしまして介護予防に重点を置いた持続可能な計画にしていきたいというように考えておるわけでございます。次に障害者自立支援法の改正の概要でありますけれども、これにつきましては、障害保健福祉の総合化とかまた自立支援システムへの転換とかまた制度の持続可能な可能性こういったものの確保この3つの大きな視点がございまして、1つといたしましては、障害の種別年齢に関わらない共通の制度としてサービス提供主体を市町村に一元化をするというようなこと、また2つ目といたしましては障害者の職業的自立とか自己表現、社会参加の促進こういったことであります。また3つ目といたしましては増大する福祉サービス等の費用をみんなで負担しあうそういった仕組みを強くしていくとそういった中で利用者の皆さんに応益応能な負担を求めるということと合わせて国の財政負担こういったものを明確にするというのが大きなポイントになっておるわけでございます。簡単でございますが、内容について説明いたしました。以上です。

6 番 地域包括支援センターについて。

(三浦議員)

保健福祉課長

1つ落とししました。地域包括支援センターにつきまして説明させていただきますが、現在この内容等につきましては、はっきりとしてまだ方向町として出したという状況ではありませんが、現在考えている内容について説明をさせていただきます。まずこの地域包括センターの目的でありますけれども、これは公正とか中立こういった中で地域における総合の相談とかまた支援、また新予防給付とか地域支援事業、介護予防のマネジメントそういったものを包括的継続的に行なっていくということで在宅介護支援センターから地域包括センターに変わっていくということであります。この中で特に中立性というような内容でありますので、この設置は町の直轄というかたちで設置をしていきたいということは一方向は出ております。またその中には職員といたしましては、保健師もしくは看護師そしてまた社会福祉士、主任介護専門員こういった者を置くということになっておりますけれども、現在検討中という状況でありますのでご理解をいただきたいと思っておりますし、いずれにいたしましても4月の発足までにはきちっと計画というか詰めをしていきたいというかたちでありますのでお願いをしたいと思います。以上です。

6 番 それでは2回目の質問をいたします。ただいま町長からは国の方針そのものかたちで介護保険制度や自立支援法について捉え方を述べていただきました。国の制度は今そうした介護や障害者の皆さんや弱い立場の人達に更なる公平な負担だといって重い負担を押し付けてきている、それが現状だと私は捉えております。そういう中でどういうそういう関わる皆さんが不安を感じているかということについて幾つかお話をさせていただきながら質問をしたいと思います。私11月の23日にたまたま松本市で行われました介護保険制度がこう変わるという厚生労働省の専門官が来て講演をしまして研修会をいたしているところに参加をして様子をお聞きしてまいりました。現場の声が届かないとやはりこうした制度の見直しも国のそういう制度を見直しても、現場でもなかなか反映をしてこないということがよくわかりました。例えば施設の介護報酬とかそういう部分でも実はデイ

ケア - をしているようなりハビリですよね、通所のリハビリをしているような施設ではこういう利用者さんがいて、こういうケアをしたのでこのように改善がされたというような事例が厚生省の方にその30例ほど事例をもって紹介があったということでそういう部分での介護報酬については減らさないようにしようということがその場で話し合われ今そういう状況になっているそうです。しかしデイサービスです、デイサービスではそういう事例は全くなかったと全国これだけ広い中で色々な施設があり色々なサービスをやっている状況の中で、一例もなかったということで効果について全く把握できないので削減をするというようなかたちで現在進められているとどんどん事例を挙げていただければまだまだ細かい点についてはこれから制度を作っていくのでぜひ声をあげていただきたいとこのように担当官が言うておりましたが、非常にこうした制度を作るにあたってはやはり現場の声が聞こえていかないと机上の上では本当にその利用をする人達の立場に立った制度ができないんだということが私はこの研修会に出てよくわかったところでございます。ですから今現在机上の上で作られている制度がそのまま本当に今この飯島町に住んでいる介護保険の制度を利用していき皆さんやそういう関係者の皆さん本当に満足ができる、これから本当に飯島町の中で安心してそういう皆さんが住んでいけるかという部分では大変に疑問のあるそういう内容であるというふうに私は捉えました。また障害者自立支援法のことです。先日私は伊那養護学校で行われました進路指導講話というのにお呼びいただきましたので行ってまいりました。私の周りにはたまたま雪の降った日でしたので、大勢とはいいませんでしたけれども、関係者の保護者の皆さんや関係施設の皆さん、また各自治体から担当者の方が席にちゃんと町村各書いてお並びになっておられました。飯島からどなたが見えているのだろうと私は思ってたつとつと見ていきましたが、どこを見ても飯島町の職員はおりませんでした。9市町村ありまして中川村は担当関わる生徒さんがいらっしやらないということで職員は出てきてはおりませんでしたけれども、9市町村にご案内を申し上げたと、しかし飯島町からは何の返事もなく出てこなかったのていったいどういことなると私は聞かれましたが、私にはわかりませんので「さあ」と言うてまいりましたが、これから本当にその現場でどんな声があつてどんな不安を抱えているのかということがなければこれからの町の自立支援に対して市町村が町がこれからは実施主体として事業に対して責任を負っていく場面で本当にこれから安心して障害を持った皆さんが飯島町に相談に来れるのか、そういう問題が抱えてくると、なんでも国がそう言うてこの制度になれば利用者の皆さんが障害者の皆さんが安心して暮らせるようになるんだと、社会の中で暮らしていけるようになるんだといっていることが本当に現場の声と一致するのかということ、そうではないということが私はこの講話をお聞きしたり制度についてお話を聞きしてよくわかった次第です。特にここにはそうだったんだ、自立支援法という伊那養護学校の進路指導の皆さんが不安に思つて県に対してこの制度はどうなつてこういうことはどうなつていくんだろうということ質問をしたことに対する県の回答がきております。これをいただいて来たんですけれども、一番現場でこれから不安に知的障害者の伊那養護学校ですから知的障害者の方が多いわけですが、そういう方々が社会に出て不安なことは、今までは支援費制度の中でホームヘルプで



移動介護が受けることができ非常に1人1人の思いに沿った社会生活ができていたけれど、これから市町村に実施主体が移ったときに本当にこういう事業を実施してくれるのかどうか、そういうことに対応してくれる人員配置またそういう事業所をちゃんとして指定してお願いが出来るようになるのかどうか、非常に心配をしておられました。実は私もよく知っている子がおりますけれども、大変に映画が好きで好きな映画があればこの郡内といわず松本までも長野までも出かけていくという子供さんがおいでになります。ちゃんとその方は家族ではなく、この制度を使って思い切り自分がそういうところに行って楽しんでおります。こういう本当に必要とされる制度をこれからは飯島町が事業主体として担っていくそういう立場になってくるわけですので、ただ国がそういうことをいって町がそういう立場になるので、まあそこら辺でケアのマネージメントをしてない制度はこれはありませんと言っておけばいいということでは、本当に障害者の皆さんがこの飯島の地また上伊那の地、長野県、全国どこへでも自由に自分の思いのように自由に参画できるというふうにはならないというふうには私は思うわけですし、そこで先程言いましたようにこれからの障害者計画を作るときにあたって、どういう皆さんがこの計画を立てていくのか、作っていくのか、そこに参加しながら作り上げていくのかということが大きな問題になってくるというふうには思っております。以前にも私はこの点については何度も提言をしまして、ぜひ介護保険制度についてもそうです計画についてもそうですけれども、この障害者計画についても本当に現場の関係者、障害を持っている方またご家族の方など多くの皆さんの真の現場の声を聞いていただいて反映していただけるような取り組みをまだもう少し時間がありますので、ぜひ作り上げていっていただきたいとこの点についてお答えをしていただきたいと思うわけです。また先程老人福祉計画や介護保険計画については、高齢社会等懇話会の皆さんと一緒に作っていくということで大変にご苦労をされていると思うんですけれども、ぜひそういう皆さんと一緒に現場の声を聞いていただくという取り組みもしていただきながら、本当に町の皆さんが今利用されていない方でもこれから利用をすることになるわけですし、色々な様々な問題を抱えたときに本当に地域の皆さんが一緒になって助け合えるにはどうしたらよいかということも障害を持っている皆さん介護の必要の皆さんの立場に立たなければできませんので、ぜひそういう取り組みを強めていただきたいというふうには考えます。それから地域包括支援センターの設置ですね、先程お答えをいただきましたが、まだ具体的に本当にどのようなかたちになっていくのかということが私にも見えませんが、町の段階でもまだよく姿が見えてきていないのかというふうにお聞きしたわけでありまして、非常に大事な部署となってくるといふに私は考えているわけです。特に今まで要支援、要介護1という皆さんは介護保険制度が変わることによりまして新予防給付の方のサービスを受けるというふうに変ってくるわけですね。特に要介護1の皆さんの約8割の方は新予防給付の事業の方に入ってくるといわれておりますので、今までと同じような施設サービス介護保険でのサービスはこの皆さんは受けられなくなるわけです。今までにないサービスを受け日々を過ごしていくことになります。私は昨日もケアマネさんともちょっと今どんな様子かというお話もお聞きしたりもしてみたいんですけども、特に心配されることは今現在通所をしながらリハ

ピリをされたり、介護サービスデイサービスを受けたりまたホームヘルプを受けている皆さんが新介護予防の対象になっていくことによって同じサービスが受けられない、私はときどき医療生協でやっておりますデイケアのお手伝いもすることがあるんですけども、要支援の方や要介護1の方も多くいらっしゃいます。そういう皆さんが通所のリハを受けられないということになりますと、自宅にいるか何か違うそうしたサービス受けることになるわけですが、今そういうデイケアを受けながら介護度がひどくならず重くならず維持を続けているということもあるわけですし、またそうしたいつも一緒になる皆さんと一緒に楽しい会話をしながら元気もつきたまた次の意欲にと繋げているという部分もありますので、こういう方々が違うところでまたサービスを受けたり、今までと違ったサービスになって介護度が気がついたら重くなっているというようなことがあってはとて心配だというふうには言っておられました。ということでありまして、それにはこの地域包括支援センターの中の事業の中でどれだけそういう皆さんのためのケアマネージメントが出来て、安心してそうしたサービスを受け日々を過ごせるのかということが大きな課題になってくるわけですので、この設置については4月までに何とか発足できればいいという問題では私はないと、今から本当に真剣に取り組んでいかなければ設置はしてみたものの機能しないということもありうるというふうには私は思っております。特にこの地域包括支援センターには先程課長も言われましたけれども、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーですが、が3人の配置が原則として求められておりますので、このことも早いうちにきちっとそうした人員配置についてはしておかないと、今町にいる職員の中で本当にこの事業ができるのかどうか、じゃあこの包括センターに配置されたために他の仕事に影響が出ないのかどうか、大きな問題がこれから生まれてくるというふうには私は思っております。また今度の機構改革の中をみましてこの地域包括支援センターについてはまったく載ってきておりませんので、どんなふうには設置をされるのかなと私は思ったわけですが、福祉課の中に名ばかりの支援センターというようなことはあってはならないと私は思っているんですけれども、どのように考えておられるのかお聞きをしたい。それからまた地域包括支援センターは運営協議会というものを作らなければいけませんし、そこに構成員を町長が選任するというようになっておりますので、これからどのようなかたちが構成員となってくるのかお聞きをしたいと思っております。既に宮田村では構成員となるべき方に打診があったというふうには言っておられました。ということですのでもうどんどん動いているというふうには私は捉えたのですけれども、今お聞きしましたら飯島町ではこれからそういう部分についても取り組んでいくのかなというふうには思い受け止めたので、ぜひ具体的に取組まなきゃならない大きな課題が目の前に迫っておりますので、この制度についてよく把握をしていただいて一日も早い取り組みをし、安心して制度が発足できるような町の事業として取組めるようにしていただきたいのですが、その辺についてどのように取組んでいかれるのか、またスケジュールについてもお答えをいただきたいと思っております。障害者自立支援法のおきましても、審査会などがあって町で適正なサービスかどうかというようなことについても決定をしたりするというようになってくるというふうには私は聞いておりますので、その部分での審査会はどのような方が構成をしてどのよう

に給付の決定をしていくのか、サービスを提供することを決めていくのかということについてどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。2回目の質問を終わります。

町長

再質問で色々細部についてのご質問でございますが、細かいことにつきましては、また担当課長の方から申し上げたいと思いますが、この共に生きる共に支える福祉健康のまちづくりこの目指すところは今お話のあったとおりの考え方だと思いますけれども、いよいよ飯島町がこの自立をして厳しい中にもまちづくりをしていくという考え方の中で、この限られた財源をどのようにそれぞれの福祉健康は勿論でありますけれども、教育や産業や土木や色々な面へどのようなメリハリをつけて配分していくかということが非常にこれから知恵と汗を出すということになるわけでありまして、国のこの介護保険制度一部介護保険料の負担を上げながら持続可能な制度として維持していくというような方向が出されたこのことに対してじゃあ町は今までの水準のままでというわけにはこれはなかなかまいりません。国がそうした分についての町が肩代わりをして財源を補てんして今までを維持するというこれは他の色々な政策も交付金補助金が国の色々な改革の中で進められておりますけれども、それを即町が肩代わりしていくことは基本的にもう飯島町は勿論ですがどこの自治体もそうだと思いますけれども、肩代わりをすることはできないという大前提の中で今度のふるさとづくり計画は策定をされて進めております。このことはもう色々議論の中でご理解をいただいておりますので、ただそうした面で色々な不安があってはならない、今のあるこの軽減制度等も含めてできるだけのことには対応していかなくちゃならないと思いますけれども、基本的にはそういうことの認識をぜひひとつお願いして、その中で精一杯努力をしていくということになるわけでございます。したがって食費の一部負担であるとかホテルのコスト料金だとかいうひとつの国の改正の部分が出てまいりますけれども、これはひとつそうした受益者のひとつの基本的な負担として対応していくということをお願いをしてみたいと思います。それから障害者自立支援の説明会等で飯島町の出席というのはちょっとどうであったか私承知しておりませんが、また担当課長の方で申し上げたいと思います。それから住民の地域の地域の声がかような法改正等に届かない町の施策に届かない、そうしたことができるだけなくするために今度の協働のまちづくりやそれからみんなでこの責任の分担をしながらまちづくりを進めていくという協働のまちづくりの基本的な考え方でございますので、色々な場面でそのことを今窓を門戸を開いて行政運営を進めておるわけでございますから、どうかひとつお感じになったことがあったらひとつ色々な機会を通じてこのことを声を出していただく、先程お聞きしておいて全然この国に声の届くのがゼロというのはちょっと信じられないような話なんだと思いますけれども、今ここの議論でなくてですね、そうしたことは当然いろんな問題抱えておることだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。町としてはそういうひとつのパイプづくり窓口づくりは常に整えてこれからも今自立の計画づくりの中で進めておるわけでございますから、代表して議会との問題それから高齢者等懇話会の窓口的な問題色々あるわけでございますけれども、具体的にはそうした面も通じながらご意見は拝聴してまいるといふうに努力をしてみたいというふう

に思っております。それから包括支援センターの問題につきましては、これは今社協の方へ町の委託業務として進めております在宅介護支援センターこれをひとつの発展的解消をしてこの地域包括支援センターに統合してより密度の高いこれからの保健センターあるいは教育委員会等とも連携をして高齢者や障害者やそうしたことを含めたひとつの包括的な支援センターとしてスタートをしていくということでございます。運営委員の選任の問題とか細かい部分は今これから予算編成と合わせてやっていくことになるわけでありまして、運営委員の選任の問題とか細かい部分は今これから予算編成と合わせてやっていくことになるわけでありまして、万全の準備でひとつ作ったばかりだということにはならないように努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにいたしましてもこれから非常にそうした介護保険を含めてあるいは障害者の支援制度も含めて色々国の動きに連動をしてこの対応が求められてくることになろうかと思っておりますけれども、大変厳しい状況にあるわけでございますが、精一杯努力をさせていただくと同時にそうした負担区分、負担割合のことについてもぜひひとつこの町の責任それからこれを支え合うそれぞれ受益者を含めたひとつの責任というものひとつ分ち合いながらお願いしていきたいということをお願いを申し上げます。

保健福祉課長

それでは補足の説明をさせていただきます。まず包括支援センターの運営委員会の関係でございますが、この運営委員会につきましては現在検討中というように申し上げましたけれども、このまずメンバーはどうかということですが、これにつきましては現在の高齢社会等懇話会このメンバーの皆さんこの皆さんのイメージをお願いをしたいと思います。この皆さんに本年度中は準備委員会ということでこれを委員というか、この職務もお願いをするというような考え方を持っておりますのでお願いをしたいと思います。メンバーで現在考えておるメンバーでありますけれども、これにつきましてはこの介護サービスとか介護予防サービスこういったものの事業者及びこの職能の団体の代表者これは医師とか看護師とかまたケアマネジャーの関係とか機能訓練指導員こういった皆さんが該当するわけです。もう一つは介護サービス及び介護予防サービスの利用者ですね、そしてまた被保険者こういったものの代表の皆さんということ、またもう一つは介護保険以外の地域支援とかまた地域における権利擁護また相談事業等を行う皆さんこの関係の皆さんですね、そしてまた地域ケアに関する学識経験を有する代表の皆さんとこういった皆さんでこの運営委員会を組織をしていくということで現在人選中ということでありますので、お願いをしたいと思います。この人選につきましては、4月1日からと発足ということでありますのでまだまだ余裕があるというように考えております。そしてもう一つ申し上げておきますが、先程三浦議員名ばかりの包括支援センターであってはならないということですが、これは当然のことでありまして名ばかりの包括支援センターでは4月1日からの以降のですね、いわゆる要介護者給付を受ける皆さんこれは皆さん困ってしまいます。そういうことは絶対にないように進めておりますのでご理解をいただきたいと思います。もう一つは自立支援の審査会の関係でございますけれども、どういったかたちでということですが、これはいわゆるこれもやはり介護保険と同じような給付の段階これを設定するために審査会を開くと、審査会によっていわゆる給付の段階を付けるということなんですけれども、これは法律ではいわゆる自治体ごとや

れということにはなっておりますけれども、これは回数とかまたいわゆる審査員こういったもので、もう物理的にどうしての小さな自治体ではできないということになっております。したがって現在考えておることでありまして、これは上伊那広域で一本で審査会を作ってそこでこの業務を行っていくとこういうことでもあります。これは介護保険も勿論そういうかたちでやっておりますけれども、この介護保険と同じようなイメージで利用を行っていきたくてということで現在そのための準備とか、まだそこまでいっていませんけれども、そういったことで担当課長の間で研究を進めておるとこういう状況でありますので、お願いをしたいと思ひますし、またこの審査委員のいわゆる内容ですね、こういった皆さんは医師とかそういった皆さんが入ってくるということでそれ以上のことは現在まだ決まっていないとこういう状況でありますのでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

6 番 (三浦議員) それでは最後の質問をさせていただきます。ただいまそれぞれに介護保険事業や障害者支援についての今後の方向についてお示しをいただいたわけですが、ぜひ先程申しましたように住民の皆さんにも先程町長からはぜひ声を上げていただきたいというふうにも言っておられました、町当局、担当の皆さんもぜひ現場に出てじかにそうした皆さんのお声も聞いていただきたいなというふうには私には考えておりますので、ぜひ対応をしていただきたいと思ひます。それから先程私障害者については、移動支援が非常に必要だというふうに申し上げましたけれども、これについてはそうすると審査会は広域だということですが、具体的にそういう制度を事業主体として行っていくとこういうか作ってやっていくところというのはどうということになるのでしょうか。飯島町がすることか、広域全体の中で作り上げていかれることなのか、その辺についても一度確認をし教えていただきたいというふうに思ひます。それから先程言いましたが共に支え共に生きるということですが、色んなサービスがこれから制度が変わることによって今までと同じように受けられないということで、地域の皆さんが支えあうということも大事なことですけれども、同じ支え方は一般のノウハウのないものにとっては十分にはできないということは当然ですので、行政のできることで、また例えば今も食費が払えないということで利用回数を減らしているという方がおいでになるというふうには私にお聞きしてきましたけれども、そういう方に利用回数が減って介護度が心配だなというときに、じゃあお金を私は出してやるからあんたいきなさいというわけにはいきませんので、やはりそういう部分について本当に必要な介護が必要そういうサービスが必要な方に対してはやはりそういう側面からも支援をいなければ実際将来的には介護度が上がってもっと町の負担が重くなるというようなことも出てくるのではないかとこのように私には捉えているわけなんですけれども、そういう支援について財政が厳しければ本当にできないことかどうか、あるところからは何とか寄せ集めてでもそういうところに支援するというようなお考えはないのかどうかお聞きをして時間が来ましたので終わりにしたいと思ひます。

町 長 この件につきましては、できるだけ細かい対応をしていかなきゃならないと思っておりますけれども、食費が払えないくて食事がとれないというこの時代にですね、あるはずもないし、そうしたことについてその減免減額措置制度というものがあるわけですから、そ

の辺の対応で十分機能していくんだらうというふうに思ひます。いずれにいたしましてもこの介護保険制度色々はまだ流動的な部分がございますけれども、今後そうした面も含めてですね、高齢者等懇話会で十分練って新年度予算の編成を含めて対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

保健福祉課長 それでは自立支援法の具体的なサービスはどういうふうにするかということですが、これはこの実施主体は町でございます。したがってこれは具体的なサービスこの段階ではケアマネージャーと利用者がそれぞれ相談をしていただいて内容を決めていくと、それで飯島町が負担をしていくとこういうこととなりますので、お願いをしたいと思ひます。以上です。

6 番 終わります。

(三浦議員)

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前11時15分 散会

平成17年12月飯島町議会定例会議事日程(第4号)

平成17年12月19日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例

日程第3 第3号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例

日程第4 発議第8号 「地域中核病院の医師確保対策を求める意見書」の提出について

日程第5 発議第9号 「地域中核病院の産婦人科及び小児科医師確保を求める意見書」の提出について

日程第6 請願・陳情等の処理について

日程第7 議会閉会中の委員会継続審査について

平成17年12月飯島町議会定例会議事日程(追加日程第1号)

平成17年12月19日

追加日程第1 発議第10号 「児童扶養手当の減額取り止めなどに関する意見書」の提出について

追加日程第2 発議第11号 「患者・国民負担増の中止と保険で安心してかかる医療を求める意見書」の提出について

町長議会閉会あいさつ

閉会宣告

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平澤 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田 敏明
	総務課長 箕浦 税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英司
	保健福祉課長 米沢 長実
	産業振興課長 斉藤 久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢 利光
	教 育 次 長 北沢 正文

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 小林 廣美  
書 記 小林 美恵

## 本会議再開

開 議 長 平成17年12月19日 午前9時10分  
おはようございます。  
町当局、並びに議員各位には、大変ご苦労様でございます。  
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。  
本日議案2件が追加提案されております。また去る9日の本会議において付託した条例、陳情等の案件並びに継続審査となっていました案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書、請願・陳情審査報告書が提出されております。  
今日は委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。  
日程第1 諸般の報告をします。本日、織田信行議員他より議案2件が追加提案されております。これで諸般の報告を終わります。  
日程第2 第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。去る9日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した議案について総務産業委員長から委員会審査報告書が提出されております。総務産業委員長から委員会審査報告を求めます。松下産業委員長。  
総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る12月9日本会議において本委員会に付託されました第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例を12月13日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告いたします。なお、審議の過程に出された意見について以下申し上げます。大課制になって能率が上がるのか、その効果はどうか、振興公社と土地開発公社との関わりは、自立の町づくりとしてのスリムで効率的な大課制のメリットとして人件費の削減、管理費の削減等を行い、機構改革は住民によかったと言われるようにすべきであると意見がありました。以上であります。  
議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
総務産業委員長自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立をもって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 長 (賛成者起立)  
お座りください。起立全員です。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第3 第3号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。本議案について総務産業委員長から委員会審査報告がされております。総務産業委員長から委員会審査報告を求めます。松下産業委員長。  
総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る12月9日本会議において本委員会に付託されました第3号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を12月13日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告いたします。なお、審議の過程に出された意見について以下申し上げます。近隣市町村との比較は、それから地震等の安全対策はどうか、できうる限り先延ばしすべきではないか、安全で安定した町民の命の水を供給するには必要最小限の水道料金の引上げもやむを得ない等の意見がありました。  
議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
総務産業委員長自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
6 番 (三浦議員) それでは私はこの条例に反対をする立場で討論をいたします。飯島町上下水道運営審議会の水道料金の改定についての答申では、水道使用料金の値上げについては最近の情勢を考慮すれば好ましくないが、配水池等緊急を要する施設建設、長期展望に立った施設計画も必要である云々としております。ここ数年間は水道使用料の滞納が増加をしまして、更なる値上げは13口径の20から25立方メートルではわずか月175円と言いますが、来年4月からは介護保険料の改定など様々な住民負担が増えるという中でありますし、住民生活を直撃するものであるというふうに私は思います。審議会の皆さんの議論の結果とご苦労には敬意を表すものですが、まず町営水道の果たす役割というものを考えてみますと、私はこの時期に値上げをすべきではないというふうに考えます。公営企業としてよほど悪質でない限りは道義的にも使用を停止することはしてはならないというふうに思っておりますし、そういう事業であると思えます。住民の福祉の増進を目的として経営をする企業でありますので、使用料の払えない状況に住民が陥らないそういう努力も必要であるというふうに私は考えております。滞納が増えれば使用料の値上げをする以上に様々な影響があるのではないかとこのように私は考えております。特に年金生活者など低所得者の方々の生活への影響というものは大変心配をしております。飯島町の水は高いと言われますけれども、おいしい水として私は自慢のできる水であるというふうに自負しておるわけです。その中で近頃この社会情勢からみるとこれ以上の値上げをせずにおいしくて気楽に安心して使える水として多くの皆さんに利用をしていただき、そういう方を増やしたり使っていただく水の量を増やしていただくなど様々な工夫をしていけばまだまだもう少しがんばれるのではないかとこのように私は思っております。例えば下水道のつ



なぎ込みの促進をし、水洗化によって収益の増加に繋げるなどの努力や工夫があって更なる努力が必要ではないかというふうに思いますし、使用料が上がれば防衛策として私でしたら節減ということで少し苦勞をするわけですが、使用の水量が減ってしまったのではせっかく16年度からは使用水量も増えてきておりますので、再び減ってしまうということについても私は心配をするわけです。私、値上げするよりも住民の皆さんに負担感を与えない値上げを考えたいけれども、据え置いておくともっと気楽においしい水を使ってほしいというふうに訴えた方がある意味効果が出るのではないかというふうに思っております。この時期に値上げをせずにぎりぎりまで今の料金で努力をするべきであるというふうに私は判断をいたしましたので反対をいたします。

議 長

他に討論ありませんか。

7 番

本条例の一部改正に賛成をいたしまして反対討論を全面的に否定する立場で総括討論に参加してまいりたいと思います。我が町飯島町の議員にはいないと思いますが、全国的にある政党公認の自治体議員はその政党の支持によりまして同一時期に議会において例えば一般質問を同一の課題で質問をいたします。今12月の定例会で言いますと介護保険の一部改正や障害者自立支援法の一部改正などについてであります。また、今議会事案のように公共料金の改定予算、決算についても時として反対する方もおいでになるわけです。私が思うに、こうした活動というのはかわいそうな活動だなというふうに思います。なぜならば。

6 番

議長、動議。

(三浦議員)

議 長

ちょっと待ってください。三浦議員。

6 番

竹澤議員が今総括討論ということで今賛成討論をしているわけだけれども、政党に対してどなたがお聞きになっても私のことを言っていると思いますけれど、個人攻撃になるようなことは言わないでいただきたいと思います。

(三浦議員)

議 長

ただいま三浦議員の方から動議が出ました。今の動議につきまして賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長

起立少数です。本案は否決いたします。

竹澤議員続けてください。竹澤議員にひと言申し上げます。私の方から実は討論につきましては、このこと事案のみについて討論をお願いしたいと思います。以上です。続けてください。

7 番

反対討論された方も水道料金引上げに対する反対の理由が述べられたところでありまして、ところでこの本議案でありますけれども、過去に水道料金引上げを先送りをした経緯があるであります。加えて平成17年11月1日付飯島町上水道運営審議会の答申を尊重して一部改正をする必要があると思います。上水道は町民の命の水でありまして、当然先の反対討論の議員もおっしゃったように安全で安定した水道水の供給が必要であります。緊急を要する配水池の整備とともに、公共下水道と連動した飯島地区、七久保地区の配水管の布設替え事業や公共土木事業に合わせた配水管の布設替え事業あるいは東海地震等

想定した災害時緊急時に対応した応急の給水施設の整備などの投資は当然必要であるわけでありまして、七久保地区の公共下水道供用開始の平成22年を想定しますと、これまでの22年までのピークに対して設備投資が当然必要であるわけでありまして、これに連動して一般会計からの繰出しというのも必要になるかと思えます。独立採算性を採用している水道事業会計は経営の安定が必要でありまして、単年度収支で黒字決算を継続させ繰越欠損金の圧縮を図る健全な経営というものが求められているわけでありまして、安全で安定した町民の命の水を給水することが可能になるわけでありまして、必要最小限の水道料金の引上げは必要であるというふうに考えるわけでありまして、金額的にもわずかの町民負担を担う中での水道企業会計の健全化が図れるわけでありまして、改定の趣旨と費用負担の内容を議会議決後に町民の皆さんに情報提供して説明責任を果たし実行することが必要であるというふうに考えます。最後に町民の命の水でありますところの南駒ヶ岳に代表される中央アルプスの花崗岩でこなれた湧きいずる清流を源泉とするおいしい上水道を安全で安定して供給するため今議会料金改定は必要最小限でありまして、本条例の一部改正について全面的に賛成をし、議員各位の適切な判断をお願いをいたしまして総括討論といたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。起立多数です。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。日程第4 発議第8号「地域中核病院の医師確保対策を求める意見書」の提出については議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11 番

(織田議員) それでは地域中核病院の医師確保対策を求める意見書の提出について提出の理由、趣旨説明を申し上げます。今朝の新聞を見ますと、医療診療報酬について3.16%の引き下げという記事がおそらく多くの新聞のトップ記事に出ているのではないかと思います。でありますように、今医療改革の論議が真最中でございます。その渦中にあるわけでございます。政府与党はこの12月1日に医療制度改革大綱を決定いたしました。そして来年4月からの医療制度改革がなされるべく関連法を提出する日程にあるわけでございます。この改革の中で増大する医療費の伸びに対して国民が負担可能な範囲で適正化を図る、また超高齢化社会でも持続可能な医療制度を構築していくなどの狙いがあり、その中で医療診療報酬についても答申の中では積み残した内容でございました。それが昨日与党の中で合意をみた内容の診療報酬3.163%の下げの決定でございます。申しましたように喫緊の課題であり私共日常に本当に詰まされる大切な重要な課題が医師確保を求める内容がそこに

あるわけでございます。そこで中核病院この辺りでいきますと総合病院あるいは下伊那日赤等あるわけでございますけれども、ご案内のように昨年4月から医師の臨床医研修制度というのが必修化されております。そうした制度の内容が浸透するにつけては医師の大学への引き揚げということが起こり、病院の中で医師不足が起きている現状がございます。近隣を見ますとそうした下伊那日赤等にみられる後ほど出ます意見書等に出る内容もでございますけれども、近隣昭和伊南病院にあっても今後大きく心配される内容でございます。そこで医師自体は年間5千人余の医師が育成されていくということを聞いてはおりますが、医師が都会に集中したり便利のよい医療環境のところ、勉強するのに素晴らしい研修をするのに良い環境のところ医師が集中してしまっている現状であります。特に産婦人科、小児科また麻酔科等については、いわゆる日夜分かたぬ勤務条件また時によって医療訴訟などが多いという要因により医師の希望者が減少しております。こうした中でこれは全国的な傾向であり、国に対して要望していかねばならない喫緊の課題かと思うわけであります。医師の確保は極めて困難なこの状況にあるため、休止や縮小廃止に追い込まれている病院が相次いでいるのはご承知のとおりでございます。よって記以下に3つの内容を掲げて意見書を提出いたします。この内容につきましては、計画的な医師の要請それから医学部入学定員枠の増、自治医大など地域に根ざした医療医師の養成期間もあるわけでございますけれども、入学、地域枠の増大それから一定期間の地域医療従事者の義務化など新たなシステムを構築するというところで、卒業した医師が都会にばかり集中することなく地域に医療の均等に受けることが不便な地域にもある一定の期間従事することを義務化するなどの内容でございます。それから2つ目には産婦人科、小児科医師等でございます。等の内容には先程申しました麻酔科なども含まれます。先程前段で申しました内容があるわけでございまして、特に増大する医療費の縮小抑制の関係からそうした関わりから診療報酬が引き下げられるというひとつの内容が昨日見たわけでございます。それで特にこの医師が不足する診療科目については、その医師の養成については、診療報酬のストレートな一律的な引き下げではなくて、そうした附属する科目についての医師の要請については何らかの優遇措置があってはよくないかというような内容を込めます。3番目については、医療地域間の医療格差の内容今まで申してきた内容といわゆることがあるわけでございますけれども、医師、勿論医師をはじめ看護師、助産婦の医療従事者の必要人員の確保の要請、重要な内容であります。以上の内容で意見書を提出いたしたく提案説明申し上げます。以上です。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
3番 提出者の織田議員から実態について縷々説明がありましたので、私は身近な例で自分が日頃感じたことをちょっと申し添えて賛成意見いたします。私事で恐縮ですが、2月の中旬から3月上旬まで1ヶ月ほど昭和伊南病院へ入院しておりました。そのときに「誰々先生は飯田の市立病院へ引き抜かれた。」誰々先生は4月から伊那の中央病院へ引き抜かれるんだに。」昭和にはなかなか「誰々先生は信大へ帰ってしまった。」そういう話を耳にしてこれは大変なことだと非常にそういうことを感じました。それと外来の患者が非常に減ってしまった。「誰々先生について中央病院へ移った。」とか「誰々先生につい

て市立病院へ行くようになった」とかそういうふうで、外来が非常にすいておって、これは大変なことなんじゃないかなということを実感しました。それと下伊那日赤、松川の下伊那日赤であります。非常に飯島辺りでも何て言うか手軽に行って待ち時間が少ない、また早速取り扱ってもらえるということのようなことで特に産婦人科は下伊那の松川日赤病院へ行くことが多かったわけですが、そのときには産婦人科の医師が2人、小児科医が2人ということだったんだが、現実にはもう小児科医はいなくなって信大から派遣医が来ていると、それから産婦人科医も今度は1人になり産婦人科に対応できないというような実態があり、この末端の地域医療というものが非常に厳しい環境になってきているのが現実です。ぜひこういうことを解消するためには、地域だけで解決できない問題が多々あるのではないかと、こんなことを実感いたしますので、ぜひこの提案者の趣旨に則ってご賛同をいただきたいと思っております。お願いします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第8号「地域中核病院の医師確保対策を求める意見書」の提出について、採決をします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。したがって発議第8号は原案のとおり可決されました。  
日程第5 発議第9号「地域中核病院の産婦人科及び小児科医師確保を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
2番 (宮下寿議員) それでは地域中核病院の産婦人科及び小児科医師確保を求める意見書の提出について提案をいたします。ただいま意見書の趣旨に中にもありましたが、産婦人科、小児科については過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因によって医師希望者が減少し、医師の確保が極めて困難な状況にある。下伊那と上伊那の郡境にあり地域の中心核病院である下伊那赤十字病院でも産婦人科医師の確保ができなければ平成18年4月からは分娩が中止となってしまいます。平成14年の4月から平成17年8月の下伊那赤十字病院での分娩件数は松川町の199件は当然ですが、駒ヶ根市の106件、中川村の76件そして飯島町では101件という実績があります。診療圏である松川、高森、豊丘、大鹿、飯島、中川の分娩割合は54.3%、この診療圏にプラス県内と県外からのいわゆる里帰り分娩これを合わせますと78.1%という高いパーセンテージを示しております。このような実績のある中で下伊那赤十字病院の分娩ができなくなるということは、当地域においては昭和病院の他に近隣に産科施設がなく、遠隔地までの通院、分娩は妊産婦にとり困難を極め地域住民の不安増大と医療サービスの低下は免れません。また産婦人科と小児科という分野は出産が

ら育児という過程の中で切り離すことはできません。安心して生み育てられることは、最低限の必要条件であり産婦人科、小児科へとつながる医療体制が不十分であるということは重大な問題です。こうした地域の事情を考慮し、一刻も早く産婦人科の医師を確保することが必要と考え、地域への継続的で適切な医療提供のために信州大学及び自治医科大学等による産婦人科及び小児科医師の確保について国に働きかけられたいとする意見書の提出をここに提案をいたします。以上です。

議長  
8番  
(坂本議員)

次に本案に賛成者の意見を求めます。  
ただいま宮下議員がおっしゃいましたように3年間の飯島町の過去の出生病院のデータ - から見ますと、下伊那赤十字病院での出生数は42.5%と飯島町にとって多く利用されているのが現在であります。来年4月から分娩が中止となりますと、飯島町のみならず周辺地域の住民に大きな不安と負担がかかることとなります。また少子化を加速させることとなるのではないかと心配されます。早急に地域中核病院での産婦人科医師及び小児科医師確保を実現されたく強く要望する意見書に賛同していただきたいと思っております。以上でございます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第9号「地域中核病院の産婦人科及び小児科医師確保を求める意見書」の提出について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情等の処理についてを議題とします。

9月議会定例会厚生文教委員会において継続審査となっていました陳情、また去る9日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した陳情等について、お手元に配布のとおり総務産業委員長及び厚生文教委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。各陳情等の審議については、委員長から一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長

異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。最初に総務産業委員長の報告を求めます。松下総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。

去る12月9日本会議において本委員会に付託されました17陳情第8号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行なわないことを求める意見書(案)の採択についての陳情について、12月13日委員会を開き、説明員として内容を慎重審議した結果、

お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定したので報告をいたします。なお、審査の過程に出された意見について以下申し上げます。若者の家庭への影響がどれくらい出るのか、消費にも影響が出るのではないかと、国税のことを言っているのだから将来の子供達のためにも改正は必要で町税にも影響があり、控除は認めざるを得ない等の意見がありました。以上でございます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。次に、厚生文教委員長の報告を求めます。平沢厚生文教委員長。

厚生文教  
委員長

それでは厚生文教委員会審査報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託され継続審査になっておりました17陳情第7号 高校に30人規模学級を導入し、高校再編整備計画を立案し直すことを求める意見書、採択を求める陳情書、それから去る12月9日の本会議において本委員会に付託された17陳情第9号 児童扶養手当の減額取り止めなどに関する陳情書、17陳情第10号 患者国民負担増の中止と保険で安心してかかれる医療を求める陳情書、17陳情第11号 看護職員の大幅増員を求める陳情書については、12月13日及び14日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書どおり17陳情第7号については不採択すべきもの、17陳情第9号については採択すべきもの、17陳情第10号については採択すべきもの、17陳情第11号については不採択すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の経過、その過程に出された意見について以下申し上げます。

まず17陳情第7号について主な意見は、高校再編整備計画に便乗して30人学級の内容とは論点が違う、生徒数の減少は今始まった問題ではない、中学がまだやっていないのに即高校へという議論は高校再編計画にみせかけた教師の確保の意図がある陳情ではないか、小学校は少人数がよいと聞いている、高校は単なる数合わせ、ただいまの検討委員会で検討中、時期尚早である、前回もこの陳情については議論を尽くしている、将来的な問題で時期尚早ではないかという意見がありました。

17陳情第9号につきましては主な意見は、自立支援策の成果を見て児童扶養手当の減額率を決めるというもので、手当を軽減することは母と子の生活を脅かすものだ、飯島でも53名の方が受給している、父母の離婚などにより児童を養育している母子家庭の生活の安定と自立を助けるためにも国会の慎重な審議を求める意見がありました。内容から見ても女性の所得は厳しいので見直しによる5年後の改定は最低率でやるべきという強い意見もありました。

17陳情第10号につきましては、高いレベルの人から低いレベルの人まで様々な状態だ、自分の身のまわりの状況を見ても患者負担は軽減すべきだ、風邪は万病の元、早く治せば大病にならずに済む、弱者に負担が大きくなる、住民の声がこの改革に反映するような政策を求める、少子高齢化が急速に進んでいて医療費がかかる、高齢者が増えている反面若い世帯が少なく医療保険財政の厳しさは理解するが、患者負担と保険料の引上げは患

者の医療を受ける権利を脅かすもの、委員会の審議の中でこの内容は重要と受け止めることが大切との意見もありました。

17陳情第11号につきましては、一般病床の1対3の配置基準はおおかたクリアしている、趣旨は理解するが健全な病院運営を目指している、昨今今までの状態ががんばってやってもらいたい、近隣病院からも看護職員が少ないという声は聞こえてこない、実状を認識するべし、病院運営の厳しい現状を鑑み他の組織と一体となった陳情ではない、心情的にはわかるがこの問題は議会の権限事項に属するものか疑問だ、自分達の問題として取り組むべきであるという積極的な意見もありました。以上、主なる意見を申し述べ報告を終わります。

議長 5番 (森岡議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
1点お伺いをいたします。陳情第10号の患者国民負担の中止と保険で安心してかかれる医療を求める陳情について、このことの審議の中でこれはこの度の医療制度改革に伴う陳情だと思いますが、医療制度改革についてどのような論議が交わされたか内容をありましたらお聞かせいただきたい。

厚生文教委員長 医療制度改革につきましては、所管課から色々な資料を集めまして審議をいたしました。その中におきまして一応たゞいまの意見も委員会では議論をしておりますが、これとってそういうひとつに対する発言はございませんでした。

議長 他に質疑ありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。

以上で陳情等の処理に関わる各委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

まず、17陳情第7号「高校に30人規模学級を導入し、高校再編整備計画を立案し直すことを求める意見書」採択を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

6番 (三浦議員) 私はこの陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。先程委員長報告では、まだ中学でも実現していない30人規模学級を高校の方に先に導入を求めることはいかなるものかというような論議がされたというふうな報告もされましたけれども、私はこの高校再編整備をするにあたって今現在も統合の問題でも、上伊那でもまた下伊那でもまた県内でも大きな問題となっているわけですけれども、そういう中でこの高校に30人規模学級を導入することによってそういう問題を解決する方向を模索した中で私はこれは陳情というふうに捉えておりますので、賛成をいたします。

議長 11番 (織田議員) 他に討論ありませんか。  
私は反対の立場から申します。先程委員長報告にありました意見の中にありましたように、今小中学校での導入の最中でございます。それでこの度国は義務教育の国庫負担を2分の1から3分の1に国庫負担をそういうふうにするということで、国の負担率は下がっていくとそういう方向になったわけでございます。そうしますと今まで国庫負担の關係に

については、国と県と折半していた内容が県で今度は国が持っていたその負担率の下がった分を県が負担しなくてはならないというふうに解釈するわけでございます。それでそうしますと色々な面からまた教育費が県の教育費が圧迫され今小学校の飯島でも4年まであるいは協力金によって6年までやっている30人規模学級の内容についても、順次中学校へも波及していくことを望むわけでございますけれども、その進度も遅れたり危ぶまれる状況も考えられるわけでありまして。そんなような理由の付して委員長報告の内容に付して私はこの陳情については現状不採択ということで申します。

議長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
17陳情第7号「高校に30人規模学級を導入し、高校再編整備計画を立案し直すことを求める意見書」の採択を求める陳情書について採決します。

この採決は起立をもって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成起立)  
議長 お座りください。起立少数です。したがって17陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

次に17陳情第8号「個人所得税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(案)」の採択についての陳情について討論を行います。討論ありませんか。

6番 (三浦議員) 私はこの陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。私は14日の委員会審査の翌日に出されました自民党税制調査会の最終取りまとめの案を見ました。1999年度の税制改正で引下げている法人税率を30%本則では34.5%となっているものを30%で本則とするとしております。景気対策のために恒久的減税として導入されたもので、法人税率の他にも所得税、住民税の低率減税と所得税の最高税率の引下げがありました。自民党税制調査会が既に打ち出しています個人所得税、住民税の低率減税の廃止は特定扶養控除の廃止や配偶者控除の廃止などと併せて勤労者世帯への増税となり、住民生活に大きな打撃を与え、地域経済にも大きな影響を与えるものと予想がされております。その一方で大企業は資本金10億円以上の143社が1年間で21兆円を積み増しをして、国家予算の2.5倍の204兆円もの内部留保があると言われております。その大企業には増税ではなく30%を本則とする方向を打ち出しているということが政治的な大企業優先の税制としか言いようがありません。先の町で行いました財務行政懇談会でも税の使い方について、政治判断によるものとお答えをいただいております。真面目に働く国民の立場に立ち、国に対して公正な税制をしよう求めることは住民の代表としての議会のあるべき姿であると私は考えております。よって陳情を採択して意見書をあげることに賛成をするものです。以上です。

議長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第8号 個人所得税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(案)の採択についての陳情について採決します。

この採決は起立をもって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立少数です。したがって17陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

次に17陳情第9号 児童扶養手当の減額取り止めなどに関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第9号 児童扶養手当の減額取り止めなどに関する陳情書を採決します。

この採決は起立をもって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって17陳情第9号は採択することに決定しました。

次に17陳情第10号 患者・国民負担増の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

5番 (森岡議員) それでは私は陳情に反対の立場から討論をしたいと思います。まず最初にこれは委員会ではこの大綱について学習をされたようであります。その中で意見も出なかったということですが、私はこの大綱についてこの医療制度の改革について大綱を申し上げ討論に替えたいと思います。先程も申し上げましたようにこの陳情は医療制度改革に対するものでございます。全容をわかる中でそのことを判断することが一番大切でございます。今、超高齢化社会の中で医療制度は危機的な状態にあります。持続可能な医療制度を構築するために今度の医療制度が改革が進められたというような状態でありますので、先程もお話がありましたけれど、今年の1月医療制度改革協議会で医療制度改革大綱を決定いたしました。日本が世界に誇る国民皆保険を堅持し超高齢化社会にも持続可能な医療制度に再構築するため医療重点から予防重点への転換を掲げ、1つとして安心信頼の医療の確保、2番目に医療費適正化の総合的な推進、3点といたしまして新たな医療保険制度体系の実現を柱とした構築改革であります。医療保険制度の現況は改革を待たないとする事態にあります。世界に誇るこの国民皆保険を守っていくためにこの度の医療制度の改革が進められておるわけですが、日本では乳幼児から高齢者まで誰もがいざというときに安心して医療を受けられる国民皆保険制度を導入しています。これは世界的にみても導入している国はそれほど多くなく、世界保険機構からも日本の医療制度は世界中の中で一番だと言われていると。ところが近年少子高齢化の急速な進展に伴い医療費がかかる高齢者が増える一方で、それを支える若い世代が少なくなっているために保険料収入が減り、医療保険体制が行き詰まっておるところであります。厚生労働省の推計によれば現在31兆5

千億円の保健医療費は現行制度のままでは25年先に65兆円に達すると見込まれております。医療費は被保険者と事業主が拠出する保険料と公費税金ですね、税金と患者の窓口負担で賄われているわけです。この内、保険料の被保険者分と公費窓口負担分はいずれも国民の負担、現在国民医療費の約8割が国民の負担で推計どおり今後20年間で医療費が約30兆円増えると仮定すると、国民は新たに24兆円を保険料かあるいは税金か医療窓口で負担しなければなりません。医療費が賄えない状態になってしまいます。そこで国民の負担可能な範囲に医療費の伸びを抑制しなければ国民皆保険は崩壊するものであります。今回の改定はこうしたこうした医療費の増大を国民にとって負担可能な範囲に適正化するという事です。世界に誇る国民皆保険制度を将来にわたって守り、安心信頼の医療制度を確保することが最大の目的であります。要するに今度の医療制度の改革は国民皆保険をこの世界に誇る保険を制度を堅持していくと、持続可能なものにしていくということが最大の目的であります。この中の陳情者の中にも安心して保険でかかれて、その安心して保険でかかれる保険制度を堅持するための今度の改革だということが最大の目的です。そのことを見失って、よく木を見て森を見ずといいますが、部分間ではなくて全体間をみながらの判断が私は必要じゃないかと思うわけです。もう少し中へみたいと思うわけですが、こうしたことで今度の改定ではまず大綱のポイントとしては治療重点から予防重点へとということがひとつであります。75歳以上の高齢者に新たな保険制度の創設です。都道府県単位で保険者を統合再編成します。70才以上の現役並の所得者この現役並というところをよく理解してほしいと思います、への3割負担等が改定のポイントになっているわけですが、医療制度改革は政府や制度の改革だけでなく、医療に対する信頼を回復し安全性や質の高い医療サービスの提供を目指すことが必要であり、こうした点を踏まえて今回決定された大綱では1安心信頼の医療の確保、医療費適正化の総合的な推進、超高齢化社会を展望した新たな医療制度体系の実現を3本柱といたしております。そうして改定してあります。まず第一の柱である安心と信頼の確保については、国民が求めている僻地や小児医療、産婦人科など特定の診療科における医師不足への対応が急速なため地域の実情に応じた医師確保を総合的に講じていくことを明記しております。先程も採択されておりますけれども、そうした内容もこの度の改革の中には含まれております。また患者の選択を通じて医療の質を高めるため患者が医療機関を選ぶことの陳情に都道府県が提供する情報を都道府県が提供する制度の創設や保険医療機関などに医療費の内容がわかる領収書の発行を義務付けてもおります。更に患者のニーズ要望や医療現場の実状を踏まえて1つとして根拠に基づく医療の推進、2つとして第三者評価の推進、3つとして医療安全センターの制度化など医療安全対策の充実、医療従事者の質の向上、末期終末期医療の患者に対する在宅医療の充実、こういったことも含まれておるわけですが、第2点の医療費の適正化ここが先程から問題になっておりますところですが、急膨張を続ける医療費を抑制するため、これまでの治療に重点をおいた医療から予防重視の医療への転換を強く打ち出しております。具体的には特に国民医療費の約3割を占める糖尿病などの生活習慣病の予防を強化するため、保険者の役割を明確に、被扶養者に対する効果的な診療保健指導の実施を義務付けました。また、世界に比べて極めて長い平均的在日数



の短縮、患者が入院から在宅に戻るまで一貫した治療方針のもとで切れ目のない医療サービスを提供する体制整備を打ち出しております。都道府県は国の基本方針のもと生活習慣病者、要患者予防群の減少率や平均的在日日数の短縮に関する政策目標を定めて医療費適正化計画を策定し、5年間の計画が終われば目標を達成できたかを検証し、その結果を次の計画に反映させると、まずこれらは中期的な医療適正化対策ですが、これに対して短期的な対策として患者負担の見直しが盛り込まれておるわけであり。この内、高齢者の医療費の窓口負担分に関しては先程から出ております70歳以上ですが、現役並の所得を持った人、概ね夫婦2人でこれは年間620万以上の患者負担が2割から3割に引き上げるということであり。また、70歳から74歳の患者負担が1割から2割に引き上げられる他、医療病床の入院患者の食費、医療費を低所得者に配慮しつつ自己負担化を進めていくと、当案では一般病床の入院患者に対しても食費、医療費の自己負担分が打ち出されてまいりましたが、公明党が反対を貫き現行どおりとなっております。一方、医療費制度にも大きな影響を及ぼす少子高齢化の観点から現在は3歳未満を対象としている乳幼児医療費の負担軽減措置が平成8年から小学校入学まで拡大され、また子供の出産育児手当にしても来年10月から現行30万から35万に引き上げるべく方向が出されている、また次には高額医療の自己負担限度額は全般的に引き上げられます。しかし、患者負担が1割から2割に上がる70歳から74歳については、低所得者については現行の自己負担制限枠を現行どおり外来の場合は8千円、入院の場合は1万5千から2万範囲に据え置かれているということであり。また次もあります第3の柱として新たな医療制度体系の実現であります。75歳以上の独立した保険制度を創設し、都道府県単位を軸に保険者を再編成するとする、ここ10年来高齢者医療のあり方に関して医療制度の抜本的改革が叫ばれ様々な改革案がぶつかり合ってきました。大綱はこうした議論に結論を出し、抜本的な構造改革の手順を示しております。まず、超高齢化社会を展望し、75歳以上の後期高齢者を対象に独立した保険制度を2008年度に創設する、合わせて65歳から75歳の前期高齢者については退職者が国民健康保健に大量に加入し、保険者間で医療費負担の不均衡が生じることから、これを調整する制度を創設する。これによって負担と給付の関係性が不透明な現行の老人保険制度を廃止する。75歳以上の新保険制度は保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合で行なう、財源は患者負担現行1割を除き公費が約5割、現役世代から支給支援が約4割、高齢者から広く薄く徴収する保険料が1割で構成するとなっております。現行退職者医療制度は廃止、ただし。

4 番  
(平澤議員)

動議。

議 長

平澤議員。

4 番  
(平澤議員)

ただいまの討論はちょっとこの趣旨に準じて聞こえてないんです。それでこの意見書に基づき討論を簡単明瞭にお願いしたいと思います。

議 長

ただいま平澤議員から動議の提出がありました。賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議 長

起立多数です。それで本案については賛成の方多数ですので、ここで動議についての採

決を行います。失礼しました。それでは動議は賛成されましたので、平澤議員の提案のとおりその指示に沿って森岡議員の方の討論をお願いしたいと思います。

5 番  
(森岡議員)

詳しく言った方が理解できるかと思ってちょっと長くなりましたけれども、私の言いたい意見は本質を見極めてほしいと全体感を今度の改革の中の全体感を見ながらその部分間の話でありますので、そんな中からこのことは判断していくことが正しいと思います。以上そういう理由によって反対をいたします。

議 長

他に討論ありませんか。

10 番  
(松下議員)

これは今の保険制度を維持するということでもありますので、私イギリスへは行ったことはないのでもあんまりなことは言えませんけれども、イギリスへ行った日本人が書いた書物を見ますとイギリスはゆりかごから墓場までとそういう世界的にそういうことが言われておるけれども、実際はそんなもんじゃないと、もう行ってすぐ診てくれるなんてことはまず日本ではそういう医療体制になっているけど、先進地のそのゆりかごから墓場までというそういうイギリスでさえそんな日本の医療体制のようないい体制じゃないということをもまずご理解いただいて、私はこの保険制度を維持するためにやむを得ん処置じゃないかとそんなことで反対をいたします。

議 長

他に。

6 番  
(三浦議員)

私は賛成の立場から討論をいたします。先達でも日本医師会で日本のこの医療制度を守るための署名活動をしておりました。非常に医療の現場からも今まで日本医師会でこのような運動をするということにはなかったわけですが、大変にこの医療の守っていく、また安心して医者にかかること、また診療できることということについても大変に危機感を感じている署名活動であるというふうには私は捉えたんですけども、今非常に診療報酬も今回も削減されるというふうになっておりますけれども、病院や医療機関ですね、経営を維持していくことも非常に大変になってきています。そういう中で医師会も安心して住民の皆さんに医療にかかっていたくということに対して危機感を覚えているというふうには捉えましたし、また今回の改正になりますと低所得者の方ほど非常に医療にかかりにくくなっていくという実態が出てくると思います。現在でもこの前の改正のときに薬を本当は毎日飲まなきゃいけないものと1日に3回飲むのを1回にしたとかそういう方もいてなかなかお医者さんにかかれないからそういう飲み方をしているという方もいるというふうには私は聞いておりますし、そういう方が生まれるということは時間が経てば他の意味で医療費が上がると、もっと重大な状況に陥るとことも生まれてくるわけですので、本当に誰でもが安心してかかる医療制度を守っていただきたいということだと思います。財源の問題など色々言われますけれども、それは国がお金の使い方なんです。ですからそういうことも一緒に含めた中での私はこれは陳情だと思っておりますので、賛成をいたします。

議 長

他にはないですか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第10号 患者・国民負担増の中止と「保険で安心してかかる医療」を求め

議 長 陳情書を採決します。  
この採決は起立をもって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって17陳情第10号は採択することに決定しました。  
次に17陳情第11号 看護職員の大幅増員を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

6 番 委員会報告では不採択でしたが、私は賛成の立場で討論をいたします。今大変に医療の現場では先程も言いましたが、医療報酬なども削減をされてきておりますので、大変な中で人件費を削減するということがやはりなされてきました。そういう中で看護師の人数も減ってきております。昨今医療事故などもあちこちで発生をして問題になっていますが、非常に看護師さん達は加重な労働を強いられております。やはり国の制度そのものを変えていただいて、看護師さんが安心して過重労働にならないそうした看護師さんの大幅な増員なども求め、誰もが安心してかかれる医療の現場でも住民の皆さんに安心してかかっていたらいいそうした医療の現場となれるようなことが求められておるとお思いますので、私は賛成をいたします。

議 長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
17陳情第11号 看護職員の大幅増員を求める陳情書を採決します。  
この採決は起立をもって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。  
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立少数です。したがって17陳情第11号は不採択とすることに決定しました。  
日程第7 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員会及び厚生文教委員会における所管事務調査等の処理について議会閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りします。申出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって本件については、各委員長から申し出のとおり継続審査とすることに決定しました。  
ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。  
午前10時40分 休憩  
午前10時55分 再開  
(追加日程配布)

議 長 会議を再開します。  
ただいま、お手元のとおり坂本紀子議員外から議案2件が提出されています。  
お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって議案2件を日程に追加して、議題とすることに決定しました。  
追加日程第1 発議第10号 児童扶養手当の減額取り止めなどに関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。  
8 番 児童扶養手当の減額取り止めなどに関する意見書に対する趣旨説明を申し述べさせていただきます。児童扶養手当は昭和37年1月から支給され平成7年4月には18歳の誕生日の属する年度末まで支給されるというよい方向に改正されてきておりましたが、平成15年4月に児童扶養手当の支給が5年を経過したとき、その母子家庭の状況によっては一部手当の支給を減額される措置が定められました。これが実施されるのは平成20年からであります。現在の日本の経済状態を考えたとき、普通世帯でさえ収入は減る傾向にあり、母子世帯では平成15年の調査では収入としては162万円平均となっており、日々の不安は大きなものがあります。それに伴い母親が就労する時間及び時間給なども減額の方向にきておりました。政府は児童扶養手当の見直しによる受給5年後の減額率を緩和するとともに、母子家庭における就労支援策の更なる充実をされるよう国に強く要望する意見書を提出したいということに賛成したいと思います。以上でございます。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
2 番 この件について賛成者として述べさせていただきます。母子家庭の生活全般において先程申し上げましたが、子育てと生計の役割を1人で担っておるわけで、多くの困難を抱えていることは誰が見ても明らかです。母子世帯の年間の収入が一般世帯の約3分の1という現実を考えますと、国の支援が重要な要素であると思います。このような状況の中で児童扶養手当の支給が5年を経過したときにその状況を検討して手当の一部を減額する措置をとるといったことは今提案者の言うとおり現実の日本のこの厳しい経済状況を考慮した中で母と子の生活を確実に脅かすということは言うまでもありません。18歳の誕生日の属する年度末までの支給という中で、家庭によっては確かに児童が就労することによって家庭内の家計も変化していくことはあると思います。しかしながら低年齢の子供を持つ親にとっては5年経過後の最高2分の1の減額というのはその母子家庭にとって非常に負担の増となるわけであり、厳しい財政状況ではありますけれども、ぜひ減額を最小限に留めることと、支援策の更なる充実を願います。この提出に対して賛成したいと思います。以上です。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。提案者は自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

議 長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第10号 児童扶養手当の減額取り止めなどに関する意見書の提出についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。したがって発議第10号は原案のとおり可決されました。  
追加日程第2 発議第11号 患者・国民負担増の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議 長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。  
3 番 先程の委員長報告辺りから大変この論議をいただいております。今社会的なテーマの大きな1つとして医療制度改革というものが大きくクローズアップされております。政府ではいわゆるこの財政の安定のために受益者負担を求める、受益者側とすればぜひこれ以上の負担には耐えられないという2つの心情理念がこう大きく社会問題となつてうねっておるわけでありまして。しかし我々にとしてみれば、受益者いわゆる私共の周辺の人々の気持ちを大切にしなければならないとこのように思うわけでありまして。そういうことでこの陳情趣旨これは個人的な心情で申し上げますと、この趣旨が必ずしも私の考え方にすべて適合しているとは思われない部分もあるとも思いますけれども、総論としてはやっぱりこの陳情の趣旨を尊重すべきものとそのように私は理解をしております。細かいことはもう論議が尽くされつつありますので、申し上げますが是非ご理解とご賛同をいただいで採択にご協力いただきたいと思っております。以上です。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
9 番 ただいま提案者趣旨説明のとおりでございますけれども、一般的に考えればですね、医療費の負担は軽くてそして手厚い診療、看護を望むというところでございます。誰も病気になる時は保険でみてもらえるという今までの慣例からして常に安心感と安堵感、その上にたつて医者医療機関にかかりたいという望みあるわけでございます。先程から確かに論議になっておりますけれども、今後において国として健全な保険制度の確立、その上にたつた良好な医療制度を望むところでございます。そういうこともありますけれども、確かに住民の多くの気持ちを考えれば一途の望みをもってこれを意見として提出したいということでございますので、賛成をお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。提案者は自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

5 番 私は反対の立場から討論を行います。保険制度が危機的な状態にあり、この医療制度の

(森岡議員) 改革でございます。したがって安心してかかれる保険医療制度、国民皆保険の堅持のため医療費の適正な負担はやむを得ない。よって反対するものであります。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第11号 患者・国民負担増の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書の提出について採決します。この採決は起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって発議第11号は原案のとおり可決されました。  
以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。  
町長から議会閉会の挨拶をいただきます。

町 長 それでは12月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る9日から11日間開催をされました12月議会定例会、会期中、議員の皆さん方には慎重審議をいただき、提出をいたしました各案件すべてを原案どおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。  
まさに合併問題に明け住民投票による意向調査の結果、自立の選択この結果を受けての持続可能な町づくりを進めていくために、ふるさとづくり計画の実践書の作成と新たな活力を目指した次期中期総合計画策定作業の推進と慌しく動いたこの1年でございます。町民の皆様には改めて1人1人が主体的に積極的に行政参加をいただき、協働の町づくりを進める中で共に痛みを分かち合いながらも知恵と汗を出し合って活力ある町づくりに取り組んでいただくよう格段のご協力をお願いする次第でございます。議員各位には任期満了による改選が行われ新しい人員をもってスタートした人気最初の1年でございます。諸課題に積極的にお取り組みをいただき、町政推進にご協力いただきましたことを心からお礼を申し上げます。都度いただきました貴重なご意見等につきましては、十分に胸に留め置きまして、今後の行政運営に努めてまいり所存でございます。平成18年度予算編成作業が既に行なわれております。三位一体の改革の最終年度における地方財政に対する内容もだいぶ見えてきたところでございます。明日内示をされます国の平成18年度財務省原案で地方自治体の最も大きな関心事であるこの地方交付税と特例交付金を含めた配分額は今年度より更に1兆5千億円程度更に減額をするという政府の方針が示され、地方財政計画も0.7%前後の圧縮ということになってまいりました。当町におきましても一層厳しい予断の許さない事態も予想されますが、お示しをしてあるふるさとづくり計画に沿って更なる行財政改革を進めながら住民の皆さんにもより傷み伴う予算となるかと思っておりますが、職員と共に全力をあげて展望のもてる町づくりのために努力してまいりますので、本日ご議決いただきました新しい組織の体制のもとでがんばってまいりますので、どうぞご理解ご協力をいただくようお願い申し上げます。  
さて、本年の世相を象徴する漢字として「愛」が選択されました。今年でこの11回目を迎える公募の中で心温まる印象の言葉が選ばれるのは初めてだそうでございますが、

アメリカのハリケーン、パキスタンの大地震など各地で続発した自然災害の被害者の救済など地球規模の愛、紀宮様と黒田慶樹さんのご結婚と純愛ブームの生まれた一方で、広島栃木京都などで相次いだ児童殺害事件など愛が足りない世相を反映されたとされております。この文字を揮毫された清水寺の森清範貫主は相手の喜び悲しみが伝わってくるのが愛、来年こそは愛に満ちた明るい1年であってほしいと話されております。来る平成18年が町民の皆さんにとっても、また半世紀の歴史を重ねた町政発足50周年の節目ともなる飯島町にとってもより良き年になることを願ってやみません。最後になりましたが、議員各位には1年間のご労苦、ご協力と本定例会のご協力に対しまして重ねお礼を申し上げますとともに、予想に反して厳しい寒さの続く今年の年の瀬でございます。インフルエンザ等の流行も取り沙汰されております。どうぞ皆さん方にはいよいよご健勝でよい年を迎えられ、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げまして12月議会定例会の閉会のご挨拶といたします。大変にお世話になりました。ありがとうございました。

議長 以上をもって、平成17年12月飯島町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

午前11時17分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員